

平成 26 年度福祉用具臨床的評価事業
事業報告書

平成 27 年 3 月

厚生労働省

はじめに

本報告書は、厚生労働省が公益財団法人テクノエイド協会に委託して実施した「福祉用具臨床的評価事業」の平成 26 年度の成果を取りまとめたものである。

介護保険における福祉用具の利用が促進されている中で、福祉用具については製品の欠陥、誤使用による事故が相変わらず発生している。

福祉用具の事故については、平成 19 年 5 月より消費生活用製品安全法の一部が改正され、重大事故が発生した場合には開発メーカーに対して報告及び公表の義務が課されたところである。

一方、経済産業省では安全性の確保の観点から、平成 20 年 5 月より福祉用具に「目的付与型 J I S マーク制度」が導入され、J I S 規格の制定及び試験機関の整備等がなされている。

本事業は、高齢者の身体状況や置かれている状況等について、豊富な知見を有する専門職による、実際の利用者や使用場面を想定した臨床的（使い勝手や利便性等）評価により、使用場面での安全面に配慮した福祉用具を高齢者介護の現場に情報提供することで、良質かつ安全な福祉用具の利用を促進するための取組みである。

平成 26 年度は、ベッド用テーブル及びトランスファーボード、スライディングシートの評価項目を作成するとともに、福祉用具安全推進員研修会を開催した。また、福祉用具の事故やヒヤリハット情報の収集提供手法を検討し、福祉用具ヒヤリハット事例集を作成した。

本事業を推進するうえでは、公益財団法人テクノエイド協会内に福祉用具臨床的評価認証委員会（委員長：NPO 法人支援技術開発機構 山内 繁 理事長）を設置し、多くの有識者や関係者にご指導、ご助言をいただいたところである。

また、福祉用具臨床評価に際し、評価機関としてご協力いただいた全国 6 か所の評価機関並びに事故情報のヒアリング調査にご協力いただいた市町村等の方々に深く感謝する次第である。

本報告書が、福祉用具の安全な利用を推進するための一助になれば幸いである。

平成 27 年 3 月

厚生労働省

目 次

第1部 本編

1. 事業概要

1-1. 事業目的	1
1-2. 事業内容	1
(1) 福祉用具臨床的評価事業	1
1) 認証委員会、基準部会、ワーキンググループの設置	1
2) 福祉用具臨床的評価の実施	2
3) モデル評価の実施	2
(2) 福祉用具事故事例等検証事業	2
1) 事例分析検討会、ワーキンググループの設置	2
2) 福祉用具ヒヤリハット等事例集の作成	3
3) 福祉用具事故情報の把握に関する保険者ヒアリング調査	3
4) 福祉用具安全推進員研修会の開催	3
1-3. 事業実施体制	4
1-4. 事業実施経過	6

2. 事業結果

2-1. 福祉用具臨床的評価	8
(1) 評価実施機関	8
(2) 種目別評価額	9
(3) 評価実績	10
(4) 評価項目作成	11
(5) モデル評価	15
2-2. 福祉用具事故事例等検証	21
(1) 福祉用具ヒヤリハット等事例集の作成	21
(2) 福祉用具事故情報の把握に関する保険者ヒアリング調査	25
(3) 福祉用具安全推進員研修会の開催	40

3. 事業総括

	43
--	----

第2部 資料編

福祉用具臨床的評価事業に関する規程	45
評価対象及び評価項目	81
QAP 認証製品一覧	148

第 1 部 本編

1. 事業概要

1-1. 事業目的

福祉用具については、安全性の確保の観点から、消費者庁における死亡等の重大事故の公表、経済産業省における JIS マーク制度の運用等の取り組みが行われているが、一方で利用者の状態像に合ったものが提供されるよう、福祉用具の使用に際しての安全性や操作性に影響する使い勝手等の確保を推進することがより必要である。

そのため、製品の安全性を確保する取り組みと相まって、福祉用具の使用にあたっての安全性・利便性等を確保できるよう、利用者が使用する場面（臨床）での客観的指標に基づく福祉用具の使い勝手等に関する評価・認証や福祉用具ヒヤリハット等の事例分析を実施する。

さらに事業により得られた結果を公表し、広く国民に周知及び情報提供等を行うことにより、福祉用具を使用する本人、家族及び支援者に安全で効果的な福祉用具が提供される環境整備を推進することを目的とする。

（平成 26 年度福祉用具臨床的評価事業実施要綱）

1-2. 事業内容

（1）福祉用具臨床的評価事業

介護保険の給付対象となる福祉用具のうち目的付記型の JIS 認証を受けている種目の評価基準作成はほぼ終えており、これからは JIS 策定中のものであってもモデル的に評価していくことにした。また、既存の評価項目や評価方法等を全体的な視点から精査し、必要に応じた見直しも検討した。

なお、今年度より臨床評価費を全額申請者（各メーカー）負担とし、評価機関は公募とした。工学的担保として、これまでは JIS 認証に限定していたが、事業拡大のために SG 認証を含めることとし、SG マーク表示事業者には事業内容を周知・啓発した。

加えて、福祉用具臨床的評価事業と並行して福祉用具の適切な利用を促進するための事業を展開し、本事業をより一層普及するための方策について検討した。

1) 認証委員会、基準部会、ワーキンググループの設置

本事業を円滑に実施するために下記の組織を設置する。

①認証委員会

本事業の実施に係わる重要事項を審議するため、福祉用具の有識者及び関係関連団体等からなる認証委員会を設置した。

②基準部会

ベッド用テーブルの評価項目及びトランスファーボード、スライディングシートの評価項目を作成し、また、現行の評価項目の課題等を検討するため、福祉用具の専門家及び作業療法士、理学療法士、エンジニア等からなる基準部会を設置した。

③基準部会ワーキンググループ

新規に作成する評価項目の詳細を検討するため、ワーキンググループを設置した。

2) 福祉用具臨床的評価の実施

福祉用具臨床的評価の実施にあたっては、公益財団法人テクノエイド協会に「認証センター」を設置し、「介護保険において、保険給付の対象となる種目の福祉用具であって、製品の工学的安全性を担保するため JIS 認証又は SG 認証を受けた福祉用具」を対象に、臨床的評価事業業務マニュアル、種目ごとの評価対象及び評価項目に沿って、エンジニア、作業療法士または理学療法士、福祉用具相談担当者及び利用者からなる評価チームにおいて合議により評価を行った。

なお、評価実施機関は公募とし、全国 6 機関を指定した。

3) モデル評価の実施

介護保険において、保険給付の対象となるトランスファーボード及びスライディングシートを対象に、福祉用具臨床的評価事業の対象種目となる場合の評価項目、確認方法、判定の目安等を検討するためモデル評価を実施した。

(2) 福祉用具事故事例等検証事業

1) 事例分析検討会、ワーキンググループの設置

本事業を円滑に実施するために下記の組織を設置する。

①事例分析検討会

福祉用具ヒヤリハット等の事例を収集し、要因の分析を行い、その結果を事例集として作成するため福祉用具有識者及び作業療法士、理学療法士、介護福祉士、エンジニア等からなる事例分析検討会を設置した。

②事例分析検討会ワーキンググループ

福祉用具ヒヤリハット等の事例をイラスト化するためワーキンググループを設置した。

2) 福祉用具ヒヤリハット等事例集の作成

福祉用具に係わる事故やヒヤリハット情報等に関する取り組みについては、消費者庁が消費生活用製品安全法に基づき、重大事故については報告を義務づけ、重大製品事故情報として公表しており、また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）では事故分析を行い、事故の原因が「製品に起因する場合」には、当該メーカーや業界団体へ対策を求めるとともに、製品の品質や性能、安全性を高めるための試験方法を定めた JIS 規格の見直し等に反映させているところであるが、これまでの事故報告によると、利用者による誤使用や不注意、さらには利用者と用具や使用環境の不適合から生じた事故等が多数を占めている。本事例集は、このような「製品に起因しない事故」や「ヒヤリハット情報」を収集し、要因の分析を行い、イラストを活用してわかりやすく解説することにより福祉用具事故等の未然防止に資することを目的として作成した。

3) 福祉用具事故情報の把握に関する保険者ヒアリング調査

高齢化の進展に伴い利用者のニーズも多様化するなか、様々な福祉用具が生活支援、自立支援の場面で活用されている一方で、高齢者等福祉用具の扱いに不慣れな方が利用することが多いため、製品に起因する事故よりも使い方や使い勝手等ヒューマンエラーによる事故が数多く報告されている。

本調査は、介護保険制度における福祉用具の事故情報について、保険者の把握状況、事故に対する対応、事故に対する課題等を把握し、福祉用具の安全・適正な利用を図るための取り組みに活用することを目的とした。

4) 福祉用具安全推進員研修会の開催

福祉用具の事故やヒヤリハット情報収集のためのキーパーソンの養成と、福祉用具の安全かつ適正な利用を推進するため、福祉用具プランナー、福祉用具相談担当者、介護支援専門員、福祉用具貸与事業者、施設介護職員、病院等のセラピスト等を対象に、福祉用具使用のリスク回避並びに福祉用具の安全性への認識を高めることを目的に研修会を開催した。

なお、本研修受講者は福祉用具事故・ヒヤリハット情報収集のための協力者として有効に活用していく。

1-3. 事業実施体制

本事業では有識者等から構成する認証委員会と、福祉用具の専門家等からなる基準部会及び事例分析検討会を設置した。

表 1-1 認証委員会名簿【○：委員長】 敬称略・五十音順

氏名	所属
逢坂伸子	大東市役所 保健医療部 高齢支援課
澤村誠志	兵庫県立総合リハビリテーションセンター 名誉院長
柴橋和弘	一般社団法人日本福祉用具供給協会 理事
清水壮一	日本福祉用具・生活支援用具協会 専務理事・事務局長
諏訪 基	国立障害者リハビリテーションセンター研修所 顧問
田中 理	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
松尾清美	佐賀大学 医学部附属地域医療科学教育研究センター 准教授
○ 山内 繁	NPO 法人支援技術開発機構 理事長

表 1-2 基準部会名簿【○：部会長】 敬称略・五十音順

氏名	所属
伊藤勝規	NPO 法人とちぎノーマライゼーション研究会 理事
田中 繁	国際医療福祉大学大学院 福祉援助工学分野 特任教授
堀家京子	公益財団法人武蔵野市立高齢者総合センター 作業療法士
○ 山内 繁	NPO 法人支援技術開発機構 理事長
吉井智晴	東京医療学院大学 理学療法学専攻 准教授

表 1-3 事例分析検討会名簿【○：委員長】

敬称略・五十音順

氏名	所属
伊丹洋子	株式会社スリーディメンション取締役 介護福祉士
○ 伊藤勝規	NPO 法人とちぎノーマライゼーション研究会 理事
吉良健司	在宅りはびり研究所 所長 理学療法士
堤 道成	有限会社サテライト 代表取締役
早瀬尚文	株式会社みらい みらい工房 シーティングエンジニア
堀家京子	公益財団法人武蔵野市立高齢者総合センター 作業療法士

表 1-4 オブザーバー名簿

敬称略

氏名	所属
高橋昌行	経済産業省 産業技術環境局 国際標準課 課長補佐
東 祐二	厚生労働省 老健局 振興課 福祉用具・住宅改修指導官
和田淳平	厚生労働省 老健局 振興課 福祉用具・住宅改修係長
竹見雅裕	厚生労働省 老健局 振興課 福祉用具・住宅改修係

1-4. 事業実施経過

(1) 全体経過

表 1-5 事業実施経過

	6月 ~8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①委員会の開催 ・認証委員会 ・基準部会 ・事例分析検討会	事業計画の企画・検討	●WG	●	●WG	●	●		● ● ●	
②評価機関担当者会議				●					
③評価申請の受付、評価、認証					→			認証委員会で承認	
④評価確認方法等の精査					→			認証委員会で承認	
⑤福祉用具の適切な利用の促進 ・安全推進員研修会 ・教育体制（研修内容）検討 ・ヒヤリハット事例集作成					●	→			
⑥普及・啓発			→						

(2) 委員会等の開催状況

1) 認証委員会

- ①第1回委員会（平成26年10月22日）
- ②第2回委員会（平成27年3月24日）

2) 基準部会

- ①第1回部会（平成26年12月18日）
- ②第2回部会（平成27年3月17日）

3) 基準部会 WG

- ①第1回WG（平成26年9月23日）
- ②第2回WG（平成26年11月5日）
- ③第3回WG（平成27年3月17日）

4) 事例分析検討会

- ①第1回検討会 (平成26年10月20日)
- ②第2回検討会 (平成27年1月8日)
- ③検討会WG (平成27年1月29日)
- ④第3回検討会 (平成27年3月13日)

5) 臨床評価機関事務打合せ (平成26年11月11日)

2. 事業結果

2-1. 福祉用具臨床的評価

(1) 評価実施機関

「福祉用具臨床的評価機関登録規程」に基づき、評価登録機関を公募し、平成 26 年度の評価実施機関として以下の 6 機関を登録した。

表 2-1 平成 26 年度評価実施機関

評価機関名称
①栃木：株式会社福祉用具総合評価センター
②東京：公益財団法人東京都福祉保健財団
③横浜：横浜市総合リハビリテーションセンター
④川崎：川崎市れいんぼう川崎
⑤神戸：一般社団法人日本福祉用具評価センター
⑥北九州：福祉用具プラザ北九州

※登録要件

- ①福祉用具臨床的評価事業業務方法書（認証業務マニュアル）及び福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程を備えていること。
- ②次に掲げることを遵守すること。
 - イ) 評価チームを編成し、評価を行う。
 - ロ) 評価チームには、申請者と利害関係のある要員を含んではならない。
 - ハ) 評価チームは、評価責任者を含む 4～5 名程度により編成し、以下の有資格者を含まなければならない。ただし、評価責任者は有資格者を兼任することができる。
 - エンジニア：工学的側面を理解し、ユーザビリティ評価できる者
 - PT 又は OT：運動機能や生活機能の観点から評価できる者
 - 相談担当者：在宅における適合経験がある者（3 年以上）
 - エキスパートユーザー：障害当事者（あらゆる障害に精通した者が望ましい）
 - ニ) 判定は、評価項目ごとに実施し、評価チームの合議制による。

(2) 種目別評価額

平成26年度より、臨床的評価に係わる費用全額が申請者(各メーカー)負担となるため、評価額については各評価実施機関が種目別に見積もりを行い、最高額と最低額を除いた平均額を種目別評価額とした。

表 2-2 種目別評価額

臨床評価種目	評価額	備考
車いす	180,000 円	
電動車いす	180,000 円	
特殊寝台	180,000 円	
車いす用スロープ	160,000 円	⑥北九州は対象外
入浴台	180,000 円	②東京と⑥北九州は対象外
すのこ	170,000 円	②東京と⑥北九州は対象外
浴槽内いす	170,000 円	②東京と⑥北九州は対象外
入浴用いす	200,000 円	②東京と⑥北九州は対象外
ポータブルトイレ	180,000 円	②東京は対象外
歩行器・歩行車	170,000 円	
エルボークラッチ	150,000 円	

(3) 評価実績

申請者：(株) 島製作所

製品名：シンフォニーEVO

種 目：歩行器・歩行車

評価機関：一般社団法人日本福祉用具評価センター

結 果：QAP 認証



※平成 25 年度現在認証件数 189 件 → 平成 26 年度現在認証件数 190 件

【内訳】

車いす	16 件	浴槽内いす	18 件
特殊寝台	135 件	ポータブルトイレ	6 件
車いす用可搬形スロープ	12 件	歩行器・歩行車	1 件
入浴台	2 件	合 計	190 件

(4) 評価項目作成

JIS9269 ベッド用テーブルが制定されたことにより、ベッド用テーブルの評価項目を作成した。

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置及び撤去が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>※トレイタイプでは、裏表や上端下端の理解のしやすさ、テーブルは幅が伸び縮み等するタイプの場合は、そのしやすさまで確認する。</p> <p>※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※利用する際に、組み立て以外に必要な作業が想定される場合は、その作業を特記事項に記載し、評価対象とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：作業はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 移動（持ち運び）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、持ち運びが簡単にできるか確認する。</p> <p>※移動とは、方向転換・前後左右への移動をさす。</p> <p>※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。</p> <p>※キャスタが付いているものについては、その操作性を確認する。</p> <p>※居室内の移動(持ち運び)を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。</p> <p>なお評価時の床面を特記事項に記述しておくこと。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：移動はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：移動できない。</p>	<p>簡単とは、「把手等があるなど移動、持ち運びが容易にできること」を示す。</p>		
3 利用者本人による移動が簡単にできるか	<p>利用者本人が、ベッド上で背上げた姿勢で、テーブルを前後又は左右に移動することが簡単にできるかを評価する。</p> <p>※門型タイプとトレイタイプでは前後の動き、片脚タイプでは前後及び左右の動きを確認する。</p> <p>※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。</p> <p>※キャスタのブレーキがあるものについては、ロックはされていないものとする。</p> <p>※床面は畳またはフローリングとする。</p> <p>※ベッド上での姿勢変換や離床に伴う数十センチの移動を想定する。</p> <p>※取扱説明書等で、本人による移動を禁止しているものについては、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：移動はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：移動できない。</p>			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、テーブル面の高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※高さ調整方法は、取説に記載されている手順による。 ※高さ調整は、ひとりで行うものとする。(取説にひとりで行わない旨の注意書きがあるものについては、取説に従うこと) ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※高さ調節をする際に利用する取っ手等のあるものについては、その握りやすさも確認する。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「高さ調節が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 使用中に高さが変わってしまうことがないか(高さ調整機能の固定性を評価する項目)	想定される荷重(5kg程度)をテーブル面に置いた際に、荷重で下がってしまう、または触れる程度の小さな力を加えるだけで、ガススプリング等の力で容易に上昇してしまうようなことがないか、高さ昇降の固定力を評価する。 ※荷重位置は、門型、トレイタイプはテーブルの中央、片脚タイプは支持部から最も遠い端とする。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、扱い方によると動いてしまうことがありうる。 C：固定性が不十分である。	5kgは吸引器の重さを想定した。		
(3) 使用時の設置状況					
1 使用時に安定しているか	前後・左右・上下のガタつき、たわみ、歪みなどを評価する。 ※想定される荷重(食事や吸引器など5kg程度)をかけたうえで評価すること。 ※食事の想定では、前腕部がテーブルに載せられている姿勢を想定する。 ※荷重のかけ方によってガタつき等は変わると想定されるので、使用状況によって評価が変わる場合は、特記事項として記入する。	A：十分な安定性がある。 B：多少のガタつきはあるが安定性は許容できる。 C：ガタつきがあり、実用上問題がある。	十分な安定性とは、コップの水がこぼれない程度を目安とする。利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具に横スリが生じないか(使いやすさを確認する)	使用場面において用具全体が、水平方向(前後や左右)に動いてしまう(スリ)ことがないか。キャスター等の固定性やトレイタイプにおいては柵との摩擦等を評価する。 ※想定される荷重(食事や吸引器など5kg程度)をかけたうえで評価すること。 ※食事動作を想定して評価する。	A：動いてしまうことはない。 B：動いてしまうことがあるが使用場面では許容できる。 C：大きく動いてしまい実用上問題がある。			
(4) テーブルとしての機能					
1 テーブルとしてのサイズ(奥行きと幅)は適切か	テーブルとしての面積は適切か。想定される用途(食事の際のトレイ、雑誌等)で、適切なサイズを確保しているかを確認する。 ※トレイの大きさはA3判程度とする。	A：適切な大きさであり問題はない。 B：多少大き目、やや小さめと感じるが、許容できる。 C：サイズが不適切で、実用上の問題がある。			
2 テーブルとして、表面の滑りにくさ(置いたものの落下防止)は適切か	テーブルとしての滑りにくさや置いたものの落下防止は適切か。想定される用途(食事の際のトレイ、雑誌等)で、適切な機能を確保しているかを確認する。 ※食事の際に食器が容易に動いてしまうなど、実際の使用場面を想定して評価する。 ※端部の形状で落下を防止する仕様のものについては、滑りにくさとともにその形状が適切であるかを確認する。	A：滑り具合や落下防止の形状が適切であり問題はない。 B：やや滑りやすい、置いたものが落下しやすと感じるが、許容できる。 C：滑りやすさや形状が不適切で、実用上の問題がある。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 設置及び撤去時に介護者の身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして、介護者の身体を傷つける危険性がないか確認する。 テーブル幅が伸び縮み等するタイプのもは、その操作を実際に行い危険性がないか確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
2 移動（持ち運び）の時に、介護者の身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に移動（持ち運び）を行って、介護者の身体を傷つける危険性がないか確認する。 ※キャストが付いているものについては、その操作の際の危険性を確認する。 ※居室内の移動（持ち運び）を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。 なお評価時の床面を特記事項に記述しておくこと。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 高さ調整時に介護者の身体を傷つけないデザインになっているか	原則として介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※原則として取説に沿った方法で、調整を行うこととするが、誤った操作方法が想定される場合は、その方法によって生じる危険を評価する。 ※高さ調整等機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 利用者本人による移動や高さ調整の際に、本人の身体を傷つけないデザインになっているか	利用者本人が、ベッド上で背上げた姿勢で、テーブルを前後又は左右に移動することが安全にできるか確認する。 ※門型タイプとトレイタイプでは前後の動き、片脚タイプでは前後及び左右の動きを確認する。 ※ベッド上での姿勢変換や離床に伴う数十センチの移動を想定する。 ※ベッド上に臥床した状態の利用者がレバー等に手を伸ばして高さ調整の操作ができるものについては、その操作時の安全性についても評価する。 ※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。 ※キャストのプレーキがあるものについては、ロックはされていないものとする。 ※取扱説明書等で、本人による移動や高さ調整を禁止しているものについては、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
5 利用者の身体に触れる部分は、利用者の身体を傷つけないデザインになっているか	利用者が食事等テーブルを利用している場面および介護者がベッド上でテーブルの設置や撤去、移動、高さ調整をする場面において、テーブルの一部が利用者の身体に触れ、傷つける危険性がないか確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(2) 挟み込み					
1	<p>ベッドの高さ調整を行う際にベッドやマットレスとテーブルとの間で身体の挟み込みによる怪我の危険性はないか</p> <p>※ベッド上昇下降の際にテーブル下面とベッドのフレーム等またはマットレスの間に身体またはその一部を挟むことがないか。 ※想定される荷重（5kg程度）をかけたうえで評価すること。 ※片脚タイプでは、安全機構が備わるものであっても、ベッド上昇で身体と干渉し倒れかかるなどの状況において、安全機構が機能せず大きな力がかかる可能性があるため、評価者の安全を確保した上で実際に行うなどとして十分確認する。</p>	<p>A：挟むことはあるが、安全機構等で自重以上の荷重がかからない構造になっている。 B：挟むことはあるが、身体を傷つける危険性は低い。 C：挟むことが頻繁に発生し、かつ傷つける危険性が高い。</p>	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
2	<p>ベッドの背上げや膝上げ調整を行う際に身体の挟み込みによる怪我の危険性はないか</p> <p>※ベッド背上げの際にテーブル下面などとマットレスの間に身体またはその一部を挟むことがないか。 ※片脚タイプでは、安全機構が備わるものであっても、背上げで身体と干渉し倒れかかるなどの状況において、安全機構が機能せず大きな力がかかる可能性があるため、評価者の安全を確保した上で実際に行うなどとして十分確認する。</p>	<p>A：挟むことはあるが、安全機構等で自重以上の荷重がかからない構造になっている。 B：挟むことはあるが、身体を傷つける危険性は低い。 C：挟むことが頻繁に発生し、かつ傷つける危険性が高い。</p>	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1	<p>取扱説明書は容易に理解できるか</p> <p>①介護者・利用者に必要な項目を網羅しているか（特に安全に関する情報及び適合するベッドの情報） ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。</p>	<p>「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。</p>	
(2) 表示			
1	<p>表示は容易に理解できるか</p> <p>①わかりやすい場所にあるか ②介護者・利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。</p>	<p>「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。</p>	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取扱説明書に保守に関する記載がない場合、必要な保守内容を想定して確認する。また取扱説明書に記載がないことを、取扱説明書の項目で指摘する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、継続的に安全な状態で安心して使用できる状態にするための作業を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取扱説明書に保清に関する記載がない場合、必要な保清内容を想定して確認する。また取扱説明書に記載がないことを、取扱説明書の項目で指摘する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

(5) モデル評価

介護保険において、保険給付の対象となるトランスファーボード及びスライディングシートを対象に、基準部会にて評価基準案を協議後、可能な評価実施機関で実際の評価チームと基準部会 WG 委員によるモデル評価を行い、評価項目の妥当性、確認方法、判定の目安等の記述内容を検討した。

表 2-3 モデル評価日程

評価実施機関	日 時
福祉用具総合評価センター(栃木)	1月28日(水) 13～16時
横浜市総合リハビリテーションセンター	2月16日(月) 13～17時
日本福祉用具評価センター(神戸)	2月19日(木) 10～17:30
東京都福祉保健財団	2月19日(木) 13～16時
福祉用具プラザ北九州	2月22日(日) 10～16時
川崎市れいんぼう川崎	2月27日(金) 10～16時

<モデル評価> 1. トランスファーボード



想定する利用者・評価にあたっての統一事項・想定する使用環境等
<ul style="list-style-type: none"> この評価での介護者は、従来の基準に加え、十分な実技講習を受け、取り扱いを習熟した人とする。 評価にあたっては、必要福祉用具として車いす（アームサポート跳ね上げ式等）を準備する。 想定する利用者：立位での移乗が不安な人（介助・自立） ベッドから車いす、車いすからベッドの移乗を想定する。 ベッドのマットレスは標準的な硬めのマットレスでシーツを引いた状態とする。 車いすには一般的なウレタンクッションを利用する。

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本作業					
1 基本作業が簡単に理解できるか	<p>介助者や利用者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単に理解できるか確認する。</p> <p>①敷き込み ②引き抜き</p> <p>※作業方法は取扱説明書などの記載に準じて評価する。 ※利用者の体重は50～70kgの範囲とする。 ※対象物（ベッド・車いす）に確実に移れて座れるかを評価する。</p>	<p>A：簡単にできる。 B：作業できるが、簡単ではない。 C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 滑りとすれ					
1 作業の際、利用者の身体がスムーズに滑り、移動できるか	<p>利用者や介助者がボード上を移動するときに容易に滑るか、実際に作業を行って確認する。</p> <p>※移動の方法については、取扱説明書などの手順による。 ※車いす⇔ベッド間を確認する。 ※マットレスにはシーツを引いた状態とする。 ※利用者の体重は50～70kg程度とする。 ※利用者の衣類については、特記事項に記載する。 ※車いす⇔ベッド間の往復について確認する。</p>	<p>A：適切に滑る。 B：作業はできるが、適切に滑りにくい。 C：滑りにくく許容できない。</p>			
2 作業中にボードのすれは生じるか	<p>利用者や介助者がボード上を移動するときにボードがすれるか、実際に操作を行って確認する。</p> <p>※移動の方法については、取扱説明書などの手順による。 ※車いす⇔ベッド間を確認する。 ※マットレスにはシーツを引いた状態とする。 ※利用者の体重は50～70kg程度とする。 ※利用者の衣類については、特記事項に記載する。 ※車いす⇔ベッド間の往復について確認する。</p>	<p>A：動かない。 B：すれは生じるが作業はでき、許容できる。 C：すれが生じ作業が困難で許容できない。</p>			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者や介助者の作業中に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介助者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去、ボード上移動をしたりして、介助者または本人の身体を傷つける危険性がないか確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、 C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 制限体重や移動空間に関する本体の表示（橋渡しの距離）					
1 ボードの制限体重の表示は容易に理解できるか	ボードの重量制限がわかりやすく表示されているか確認する。 ※繰り返し使用することによって、表示が消滅するなど読みにくくなってしまふことが危惧されるような箇所や方法の場合は、3. 取説・表示（2）表示の特記事項として記録する。	A：容易にわかる。 B：容易ではないがわかる。 C：わからない。	取説・表示に関連する項目であるが、安全に深くかかわるので、この項で評価する。		
2 ボードの移動空間距離（橋渡しの距離）の表示は容易に理解できるか	ボードの空間距離制限（橋渡しの距離）がわかりやすく表示されているか確認する。 ※繰り返し使用することによって、表示が消滅するなど読みにくくなってしまふことが危惧されるような箇所や方法の場合は、3. 取説・表示（2）表示の特記事項として記録する。	A：容易にわかる。 B：容易ではないがわかる。 C：わからない。	取説・表示に関連する項目であるが、安全に深くかかわるので、この項で評価する。		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者や介助者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用されわかりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適切か。 ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介助者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。 「取扱説明書」がない、又は不十分な場合は、必要な項目を指摘し記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者や介助者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適切か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。 ※繰り返し使用することによって、表示が消滅するなど読みにくくなってしまふことが危惧されるような箇所や方法の場合は、特記事項として記録する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介助者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守（点検）					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介助者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介助者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

<モデル評価> 2. スライディングシート

想定する利用者・評価にあたっての統一事項・想定する使用環境等
<ul style="list-style-type: none"> この評価での介護者は、従来の基準に加え、十分な実技講習を受け、取り扱いを習熟した人とする。 対象とする操作・作業は「ベッド上のみでの移動」を対象とする。 評価には新品のスライディングシートを用いる。 ベッドのマットレスは一般的なマットレス、シーツを掛け、枕を利用して評価する。 想定する利用者：立位での移乗が不安な人（介助・自立）

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 基本作業が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に操作が簡単に出来るか確認する。</p> <p>①敷き込み ②引き抜き</p> <p>※方向性のあるものや方向性がフリーなものについては、取扱説明書などの記載に準じるか、メーカーに確認し評価する。 ※取扱説明書に記述が無く、メーカーに確認した場合などには、そのことを”特記事項”に記述する。 ※ベッド上の動きの評価で確認する。 ※方向性の移動の方向に特性があるものは、動く方向に応じて評価する。 ※ベッド上でシートを使って、身長160cm程度、体重50～70kgのモデルを使って10～20cm程度移動させて操作の確認をする。 ※説明内容に記載されている動きが、シートの大きさの違いに合わせた介助方法で確認する。</p>	<p>A：簡単にできる。 B：作業できるが簡単ではない。 C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、取扱説明書などの記載事項通りに使用して、容易に操作できることを示す。</p> <p>※動く方向の説明も含め、取扱説明書の記載事項に不備がある場合には、「取扱説明」の項で指摘すること。</p>		
(2) 滑りやすさ					
1 移動が簡単にできるか	<p>利用者や介護者が移動するときに容易に滑るか、実際に操作を行って確認する。</p> <p>※移動の方法については、取扱説明書などの手順による。 ※説明内容に記載されている動きが、シートの大きさの違いに合わせた介助方法で確認する。</p>	<p>A：簡単に滑る。 B：移動できるが滑りにくい。 C：移動時滑りにくく、皮膚への負担が大きいと考えられ許容できない。</p>	<p>新品で確認する。</p>		

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
(2) 危険に対する情報は十分に提供されているか					
危険となりうる不適切な使用方法・状況について、取扱説明書の記載や製品への表示がなされているか	利用者や介護者にとって危険につながる使用方法や取扱方法についての記載や表示を確認する。 ※取扱説明書などの洗濯タグなどで確認する。	A：取扱説明書などの記載や製品への表示がある。 B：取扱説明書などの記載や製品への表示はあるが、危険な使用の表記が分かりにくい C：表記がない	取説、表示に案内する項目であるが、安全に深くかわるので、この項で評価する		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	表示が無い場合、どのような記載項目が必要か記載して下さい。
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守（点検）					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	破れているか等記載する。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	取扱説明書及び表示に洗濯等の記載が無い場合や表示などが無い場合は、C評価		

2-2. 福祉用具事故事例等検証

(1) 福祉用具ヒヤリハット等事例集の作成

1) 前提

本事業の目的は、収集したヒヤリハット情報等の原因を特定することや、その確かな原因を究明するための分析手法を検討することではなく、高齢者介護の現場で発生している（或いは、発生する恐れのある）福祉用具に関係するヒヤリハット情報等を参考に、重大事故に繋げないよう注意すべき点を導き出し、整理する作業であると位置づけた。

なお整理にあたっては、様々な視点を基に検討委員会で議論し、事故やケガを未然に防ぐために、利用者及び家族、福祉用具に携わる方々等に何を情報提供すれば良いかを検討した。

2) 要因の定義

ヒヤリハット情報等の要因を整理する際には、福祉用具を中心として以下に掲げる4つの観点で要因を検討した。

①人：利用者、介助者、関係者等に関する要因

- ・利用者、介護者、関係者に分けて整理した。
- ・また、使い方の伝達不足や不適合、介助技術の未熟等、様々な要因がここには含まれるが、最終的には解説として纏める等の、読み手にわかりやすくする工夫を検討した。

②モノ：福祉用具の仕様・構造等に関する要因

③環境：使用や介助の環境（忙しさ等を含む）、道路状況、天候等の周囲の要因

④管理：福祉用具の管理（保守・保清・不具合）等に関する要因

3) 具体例

①人に関する要因

- ・用具の取り扱いに習熟していなかった（スキルに関する要因）
- ・重すぎて持てなかった（能力の限界に関する要因）
- ・注意しなくても大丈夫だと思った（心理的圧力に関する要因）
- ・使われ方が異なっていた（知識理解に関する要因）

②モノに関する要因

- ・重い（用具の特性要因）
- ・センサーや安全装置等が無かった（機能の不足）
- ・段差を乗り越えることができない（性能の不足）

③環境に関する要因

- ・雨が降っていた（天候要因）
- ・床がすべりやすかった（作業環境要因）
- ・ひとりで作業していた（労働環境要因）

④管理に関する要因

- ・メンテナンスがされていなかった（保守・不具合）
- ・汚れが詰まっていた（保清）

4) 事例の加工

本事業の目的は事例情報を利用者及び家族、福祉用具に携わる方々等に対してわかりやすく提供する必要があることを鑑みると、収集した事例は複数の要因が重なっているため、そのままイラスト化すると必ずしも閲覧者に対してわかりやすい情報提供にならない可能性がある。

そこで、ヒヤリハット情報等 1 事例に対して、限定した要因で記載し、提供情報のわかりやすさを優先することが望ましく、そのことにより、イラスト化した要因の他に重要な要因がある場合は、当該要因を別事例として加工し、イラスト及び提供情報はシンプルでわかりやすいものとした。

5) 事例集発行並びに情報公開

公益財団法人テクノエイド協会が平成 23 年度厚生労働省老人保健健康増進等補助金の交付を受け実施した「福祉用具の安全な利用を推進するための調査研究事業」で 293 件のヒヤリハット情報等が公開されているところである。これらの事例は、収集した約 1000 件の中から類似の事例等を除外し、選定されたものである。

今回新しく収集する事例としては、事例報告者を「福祉用具安全推進員研修会」の受講者に限定し、研修会の中で趣旨説明をしてから募集した。その結果、33 件の事例が報告された。

報告された 33 件を「事例分析検討会」で精査して、17 件を新しく追加するとともに既存事例をブラッシュアップして、合計 310 件の事例を「福祉用具ヒヤリハット事例集」として発行した。（別冊）

また、これらの事例は公益財団法人テクノエイド協会のホームページより情報公開して、福祉用具の種類やフリーワード等で検索できるようにしているが、検索結果を A4 サイズできれいに収まる PDF ファイルが作成されるように印刷機能を改修した。

<http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>

新規作成事例一覧

N	種目	用具の種類	CCTA	タイトル	場面の説明	解説	参考要因
1	歩行器	歩行車	120606	歩行器がベッドや床に落ちた布団に引っかかり転倒しそうになる	夜間トイレへ行こうとした際、ベッドや床に落ちた布団に引っかかり転倒しそうになった	夜間の暗い中での移動において、障害物を予想・認識できなかったことなどが原因です。動線が確認できる明るさになるよう工夫することや、日頃から動線上に障害物が邪魔しないようベッドに布団止めを設置する、ベッド間のスペースを広くするなど、対策も必要です。スペースが十分でない場合には、歩行器でない他の用具の利用を検討しましょう。	人：床の障害物を予想・確認していなかった 人：寝ぼけていた 環境：暗くて周囲の状況が確認できなかった 環境：動線上に障害物があった
2	車いす 特殊寝台	介助用車いす 介助用ベッド	122103 181209	スカートの裏地が滑りやすく、ベッドの端に腰かけた際に滑り落ちそうになる	裏地の滑りやすいスカートを着用してベッドに移ろうとした際、裏地が滑って床に落ちそうになった	普段は問題なくできている動作でも、洋服一つ変わるだけで危険となることがあります。おしやれば大切なことですが、裏地が滑る以外にもスカートの裾が引っかかるなど、いつもとは違う条件であることを意識し、危険を予測した上で普段よりも注意して行動することが大切です。	人：洋服の違いを特別には意識していなかった 人：スカートの裾が邪魔になりいつも通りの介助ができなかったが、大丈夫だろうと過信した
3	特殊寝台 特殊寝台付属品 その他	介助用ベッド ベッド用グリップ シルバーカー	181209 181227 120689	歩行を始めようとした瞬間に転倒しそうになる	ベッド用グリップとシルバーカーの両方に掴まって立ち上がり、シルバーカーの向きを変えようとしたところバランスが崩れて転倒しそうになった	寝ていて起きた直後は、膝に力が入りにくかったり、痛みが生じやすかったり、立位バランスがうまくとれなかったりすることがあります。フラフラしやすい人は、立ち上がって足踏みや膝の軽い屈伸運動などの準備運動をしてから歩くようにしましょう。本人の脚の力が弱い場合や立位バランスが悪い場合は、安定感のある歩行器への変更などを検討しましょう。	人：立ち上がってすぐに歩き出そうとしてしまった 人：脚の力の低下や立位バランスの低下があった モノ：小型で軽量のシルバーカーであった
4	車いす	自操用車いす	122106	転倒防止装置を解除したのち、戻すのを忘れて転倒しそうになる	便器からの移乗で車いす座面に座った瞬間、勢いがありすぎてそのまま後方に転倒しそうになった	転倒防止装置を元に戻すことを忘れてしまったことなどが原因です。忘れないように工夫することが基本ですが、「忘れる」ことは人にとって無くすことのできないこととらえましょう。転倒防止装置を解除する場所としては玄関などの段差部分が多い場所ですが、そのような場所で解除しなくても昇降できるような環境を整えることも一案です。移乗についても、お辞儀をしながらくりと座るといった、勢いのつかないような方法を検討しましょう。安定性の高い車いすもありますが、自操での走行性が低下するなどの欠点もあることに留意して選定しましょう。	人：転倒防止装置の重要性の認識が甘かった 人：勢いのつかない移乗動作ができていなかった モノ：後方に重心を崩しやすい車いすであった 環境：移乗のための手すりがついていなかった
5	車いす	自操用車いす	122106	エレベーターのドアレールの隙間にキャスターがはまり込み転倒しそうになる	施設内での車いす単独移動の許可が出ているので、エレベーターを利用していましたが、入り口付近で方向転換しようとしたところキャスターが挟まってしまった	車いす等での一人での移動を許可する場合は、単に基本操作の可否だけで判断するのではなく、段差や溝など住環境の危険も理解して安全に移動できる操作技能の修得が必要条件になります。また、ドアレールの隙間などの環境的に危険な場所に関しては注意喚起を促すような表示も考えましょう。	人：車いすの操作に不慣れであった 人：ドアの隙間があることに気が付かなかった 人：ドアが開まってしまいうそで慌てていた モノ：キャスターが細く、はまりやすいサイズであった 環境：回転できそうな広さがあった
6	車いす	介助用車いす	122103	キャスターを持ち上げて段差をあがろうとしたら、車いすが横にずれ転倒しそうになる	段差をあがろうとティッキングレバーを操作しキャスターを段差に上げたのち、ハンドルを持ち上げた。段差には左右方向の傾斜があった	大車輪が段差の角（段鼻）に当たってはいままま持ち上げる誤った方法で段差昇降を行うと、車いすの動きが不安定になります。特に段上に傾斜がある場合、大車輪を持ち上げてしまうと低い方向へ流れます。大車輪を段差の角にしっかりと当て、車いすを持ち上げず前方に押し出す正しい操作方法の習得が大切です。	人：正しい操作方法を習得できていなかった 環境：段差上に傾斜があった 環境：正しい操作方法を教えてくれる人がいなかった
7	車いす	介助用車いす	122103	車いすのアームサポートを下ろしたまま介助者が目を離したら、本人が落ちそうになる	車いすの移乗する際、アームサポートを下げたまま、介助者が上着を取ろうと目を離していた。本人は介助者に声をかけようとして身を乗り出した	アームサポートを下げたり、跳ね上げができる車いすは、移乗の場面ではとても便利ではありますが、その際の転倒・転落には細心の注意が必要です。機能がよい用具は同時に安全な利用に留意を払うポイントが多いことも事実です。介護者は移乗が終わったらすぐに元に戻し、次の作業に移る習慣を身につけるよう心がけましょう。	人：本人の座位バランスが悪かった 人：介護者が「少しの間であれば大丈夫」と油断していた モノ：アームサポートの操作が簡単ではなかった
8	車いす スロープ	介助用車いす 一体型スロープ	122103 183015	側壁に車いすのキャスターが接触し、操作に手間取っていたら突然スロープが段から外れ、落下してしまう	側壁に車いすのキャスターが接触し、無理に動かそうとしたところ、スロープがスリ、段差から落下してしまっ	「無理に引っ張る」などの力づくの介助は、しばしば事故の原因になっています。このケースでもキャスターが接触した後に、落ち着いて再度少し前進させてからスロープの真ん中に戻ることで安全に下りられたと考えられます。また、スロープの角度が介助者の体力に見合うゆるやかな角度であったのかも確認する必要があります。	人：引っ張ればなんとかなると思ってしまった 人：キャスターの向きを修正するために車いすを少し上に戻すだけの力がなかった モノ：スロープが短く、角度が急だった モノ：スロープに適正な段差へのかけ幅の表記がなかった 環境：段鼻の床面が滑りやすかった
9	認知症老人徘徊感知機器	徘徊感知機器	215189	徘徊を感知しようとマットを敷いたが、それをよけて部屋から出てしまう	徘徊を感知しようとマットを敷いたが、それをよけて部屋から出てしまった	認知症があるとはいえ、普段とは様子の違うマットの存在を不審に思ったのかもかもしれません。徘徊感知器のセンサーには、マット状のもの以外にも複数のタイプがありますので、部屋の環境によって選定するとよいでしょう。	人：普段通りの行動をすと思い込んでいた モノ：マットの大きさが不足していた 環境：複数の出入り口があった
10	車いす その他	介助用車いす 福祉車両	122103 890000	送迎車に乗車中、急ブレーキ。車いすは固定されていたが、人の体は前方に投げ出されそうになる	車いすの固定はしっかりと出来ていたが、本人が苦しいので車中のシートベルトはつけていなかった。まさか、急ブレーキがかかることは考えていなかった	車両に乗車中のシートベルトは、一般の座席でも車いすでも同様に必要な安全装置です。車いすにも座位保持用の安全ベルトが装着されている場合がありますが、車両のものとは目的が違いますので、必ず車両のシートベルトを装着しましょう。	人：車いすのシートベルトをしていたので、大丈夫と思っていた 人：送迎が忙しく、シートベルトが面倒くさくなって義務を怠った モノ：操作が複雑で、操作しにくいシートベルトだった
11	腰掛便座	ポータブルトイレ	091203	ポータブルトイレからベッドに移ろうとした際に転倒し、アームサポートと背もたれの間の隙間に首を挟み、重大事故に遭いそうになる	ポータブルトイレをベッドから離して設置しており、移動用手すりが届かなかった。普段はアームサポートを握って立ち上がれるが、足が滑った拍子に握っていた手も外れ、後方に転倒し首を挟んでしまった	転倒の状況は不明ですが、なんらかの拍子で首が挟まってしまったものと考えられます。隙間に関連する事故の報告は多く、ポータブルトイレに限らず、普段から危険な隙間の把握に努め、タオルなどを詰めておくなどの対策を検討しましょう。	人：まさか、こんな隙間に首が挟まりこむとは考えもしなかった 人：転倒しやすい虚弱な状態で、ひとりでの排泄動作をしていた モノ：首が挟まれやすい隙間があった 環境：手すり等安全な移乗動作ができる環境になっていなかった
12	車いす スロープ	介助用車いす 一体型スロープ	122103 183015	勢いをつけてスロープを登った際、最上段で本人が車いすから落ちそうになる	勢いをつけてスロープを登った際、最上段で急減速したこと、スロープの段差で車いす座面が傾斜したこと、本人が車いすから落ちそうになった	再現実験をしたところ、最上段での減速と可搬型スロープの厚み分の段差によって、本人が前方に振り出される力が大きくなるということがわかりました。スロープ上を適切な速度で走行することや、段差部分も注意して越えることが大切です。介護者が滑りやすい力で勢いをつけて登ることは本来あるべきではありませんが、やむを得ず必要な場合は、このような危険があることを理解し、ベルトを装着するなど万に備えた対応も必要です。	人：ゆっくりとした速度で介助するに十分な体力がなかった モノ：スロープが短く、角度が急であった 環境：庭が狭く、緩やかなスロープを選ばなかった

N	種目	用具の種	CCTA	タイトル	場面の説明	解説	参考要因
13	車いす スロープ	自操用車いす 簡易形スロープ	122106 183018	バックで段差スロープに対して斜めに段差を下ろうとした際に、バランスを崩し転倒しそうになる	自室からトイレへ行くことと車いすをバックさせた際に、トイレへ向かう方向転換を急ぎスロープ上を斜めに走行する形となってしまった。転倒防止装置は取り付けてはなかった	車いすはバックで移動しているときに急減速すると、後方に転倒しやすいという特性があります。この事例では、スロープ上ですので大車輪が下りたところで重心が後方に偏り転倒しやすい状態であったこと、斜め方向への移動で挙動を乱し、本人の身体が倒れ重心が側方へも偏ってしまったことなどが考えられます。このような車いすの特性と移動する環境を考え、転倒防止装置を装着する、段差スロープではない方法で段差を解消することなどを検討しましょう。	人：こんな簡単に転倒してしまうとは思っていませんでした。モノ：転倒防止装置が付いていなかった環境：まっすぐに降りてから方向転換する際は廊下が狭かった
14	車いす スロープ	自操用車いす 簡易形スロープ	122106 183018	段差スロープを強引にバックで上がろうとしたところ、横方向に転倒しそうになる	車いす後輪から段差スロープに斜め方向から昇ろうとしていた。普段から勢いをつけて越えたいと登れないので、その時も強引に行っていたが、横斜め方向に転倒しそうになった。転倒防止装置は装着していたが効かなかった	「勢いをつけて」「強引に」といった動作で事故が起こることが多くあります。特にスロープでは、介護者や本人の体力の限界ギリギリを前提とした環境設定が誘因となっているケースが多く見られ、事故予防には、本人や介護者の体力を踏まえ、余裕を持った動作で活動できる環境設定が大切です。	人：慣れていたので、まさか転倒するとは思っていませんでした。人：転倒防止装置を過信していた環境：段差スロープの角度が急だった
15	入浴補助用具	入浴用いす	093303	浴槽縁に腰掛けていたら、バランスを崩し滑り落ちそうになる	洗体後、入浴用いすを片付けるために浴槽縁に腰掛けていたが、介護者が目を離しているときに滑り落ちそうになった。滑らないように滑り止めマットを浴槽縁に張り付けていたが、手すり等なかった。	本来座る形状ではない浴槽縁に腰掛けていたことなどが原因と考えられますが、それにつながる遠因として、用具の選定が不適切であった可能性もあります。座り位置で浴槽を跨ぐのであれば、それに適した形状の入浴用いすやバスボード等の適切な用具の選定と使用をすべきです。入浴用いすを片付けなければならない理由も検討し、適切な用具の利用で解消されるかもしれません。	人：慣れている介護手順で、危険があると感じられなかった。人：座り位置に余裕がなかった環境：床面タイルが滑りやすかった環境：狭くて椅子があると入浴中本人の身体を支えてあげられなかった
16	特殊寝台 特殊寝台付用品	介護用ベッド ベッド用テーブル	181209 180315	片脚タイプのベッド用テーブルを使用中に背上げをしたら、本人が挟まれそうになる	テーブルを装着した状態で、介護者は背を下げる操作をするつもりだったが、ボタンを間違えてしまっていることに気が付かないまま、テーブルとベッドの間に本人が挟まれそうになった。	リモコン操作の最中は、本人の身体や用具の挙動から目を離すことは厳禁です。本人は危険を感知できません。または危険を知らせることができない場合もあります。また片脚式のテーブルでは、下からの力が加わるとテーブル面が上昇し、挟み込み力を軽減する機能を持つものもありますが、背上げのように偏った方向からの力ではその安全機能が作用しないケースもあります。安全機能が確実に効果を上げることが望めますが、それに頼りきりにしない注意も必要です。	人：次の作業の準備に気を取られてしまっていた。モノ：操作ボタンの配置がわかりにくかった環境：ベッドテーブルを外してからベッド操作をすべきであったが、部屋が狭くスペースが十分ではなかった
17	車いす その他	自操用車いす 福祉車両	122106 890000	福祉車両に乗り込もうと後方のスロープを上がった時に本人の頭をぶつけそうになる	スロープ式の福祉車両で送迎の際、車いすがスロープから脱輪しないよう注意を払っていたら、開口部の上の枠に本人の頭をぶつけそうになってしまった	介護現場で頭をぶつけそうになるという場所はあまりなく、どうしても頭には注意が向かないこともあるでしょう。車両の大きさや本人の背の高さに関連することはもちろんですが、車いすの座面高さも影響することから、普段の慣れた介護でも車いすが変わった時などにも注意が必要です。	人：スロープ面ばかりに気を配っていた。人：まさか頭をぶつけるとは思っていませんでした。モノ：小さな車で、開口が低かった。モノ：背差が違えば違う車いすを利用していた環境：雨が降っていたので急いで中に入ろうとした

平成26年度福祉用具臨床的評価事業

福祉用具 ヒヤリハット 事例集

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

車いす 車いす付用品 特殊寝台 特殊寝台付用品 床ずれ防止用具 手すり スロープ 歩行器

CASE 001 車いす
用具の種類：自操用車いす
下に落ちたモノを拾おうとして、前方へ転倒しそうになる

解説
これは意外によく起こっている事例です。大切なモノを落下して慌てたのちもしばしば、足をフットサポートから下ろさず前かがみになったことなどが原因ですが、リーチャーなどモノを拾い上げる福祉用具もあるので、携帯していると安心です。

参考要因
人：フットサポートから足を下ろすのを忘れていた
人：大切なモノを落とし、あわててしまう
環境：正しい動作を教えてくれる人がいなかった

CASE 002 車いす
用具の種類：自操用車いす
フットサポートを踏んだ状態で立ち上がり、車いすごと転倒しそうになる

解説
高いところにあるモノを取ろうとすると足元に注意がいらず、このような危険な事例が起こりやすくなります。フットサポートから足を下ろすことを習慣化することももちろんですが、介助者も高いところのモノを置かないという気配りが大切です。

参考要因
人：フットサポートから足を下ろすのを忘れていた
環境：手の届かない場所にモノを置いている

CASE 003 車いす
用具の種類：自操用車いす
わずかな段差を乗り越えようとして、後方へ転倒しそうになる

解説
車いすで段差を乗り越えるときには後方への転倒に注意が必要です。特にバックサポートにバッグなど荷物をかけているときには重心が後方になるので危険がきになります。頻りにこのような場面に通ずる人は、転倒防止装置が装着されていない、安定性があり転倒しにくいなど、目的に合う車いすを選定するなど、安全を確保する必要があります。

参考要因
人：手押しハンドルに荷物をかけたまま段差を乗り越えようとした
モノ：手押しハンドルに荷物をかけていた
モノ：転倒防止バーを装着していない
環境：車いすのバランスを崩す段差があった

(2) 福祉用具事故情報の把握に関する保険者ヒアリング調査

1) 目的

平成25年度に福祉用具のヒューマンエラーによる事故防止対策を構築するためのヒントを得るため、保険者向けの予備調査として「保険者における福祉用具の事故情報の把握に関するアンケート」を実施した。

その中から、事故報告件数の多い保険者、65歳人口(平成22年国勢調査)に比して報告件数の多い保険者、事故報告を受けて現場で状況確認を行っている保険者に着目してヒアリング調査を実施した。

2) 対象

ヒアリングの対象は、事故報告件数が多かったA区(106件)と、B市(82件)、高齢者人口に比して事故報告件数が多かったC市(21件)、D市(18件)、E市(12件)、F市(12件)、G区(10件)、H町(5件)、「事故現場で状況確認を行った」と回答したI市を対象とした。

表 2-4 調査対象の保険者

対象の保険者	市区町村	報告件数	高齢人口
事故報告件数の多かった自治体	A区	106件	159,857人
	B市	82件	55,277人
高齢者人口に比して報告件数の多い自治体	C市	21件	15,846人
	D市	18件	25,697人
	E市	12件	55,644人
	F市	12件	10,918人
	G区	10件	9,028人
	H町	5件	3,351人
事故現場で状況確認を行った自治体	I市	8件	32,263人

3) 方法

ヒアリングは、調査票を作成し、各保険者の介護保険担当部局のうち、福祉用具に関わる担当者から直接聴取した。

調査票の構成は、福祉用具に関わる事故実態に関する事項、事故情報の把握方法と指導の実態に関すること、事故報告に関わる制度に関する意見、関係者や地域住民への注意喚起の方法等とした。(表 2-5 参照)

なお、ここでの福祉用具事故は、製品起因の事故、ヒューマンエラーの事故、環境との不適合での事故等、事故場面に福祉用具があれば対象としている。

表 2-5 福祉用具事故に対する保険者の取り組み等に関する調査票

Q1	24年度から26年度（直近まで）に報告を受けた福祉用具に関する事故は何件ですか。
Q2	保険者内の福祉用具貸与事業者は何社ですか。また、事業者の協議会等がありますか。
Q3	事故報告書の様式・要綱・要領等は定めていますか。
Q4	在宅系・施設系の事故の割合はどうですか。
Q5	報告された事故件数は実態を反映していると思いますか。
Q6	事故報告について指導していますか。
Q7	「介護サービス情報の公表」では、事故報告等について確認されますが、それらの情報を把握していますか。
Q8	事故報告は、介護保険制度で義務付けられていますが、報告義務を強化する必要がありますか。
Q9	報告された事故報告の現場確認は必要ですか。また、その際の体制はありますか。
Q10	保険者で関係者等へヒアリングを行い、事故原因の特定を行うことは可能ですか。
Q11	事業者へどのような内容の指導を行いましたか。
Q12	保険者で事故情報を住民に公表する方法はありますか。
Q13	福祉用具の安全な利用をわかりやすく解説した手引書を作成した場合、配布は可能ですか。（①家族含む利用者・②介護支援専門員・③事業者等）
Q14	ヒューマンエラーによる福祉用具の事故を防ぐ安全教育の実現可能性はどうですか。（①家族含む利用者・②介護支援専門員・③事業者等）
Q15	製品起因の事故調査機関N I T E（製品評価技術基盤機構）のような、ヒューマンエラーによる福祉用具事故の第三者機関による調査・分析機関は必要ですか。
Q16	ヒューマンエラーによる事故情報の公開・提供は、安全教育の優先度より高いと考えますか。
Q17	注意喚起のための、福祉用具に貼付するステッカー類は必要だと思いますか。
Q18	福祉用具の事故・ヒヤリハット情報の収集、発信のあり方、課題等について何かありますか。（自由に）

4) 結果

Q1：24年度から26年度（直近まで）に報告を受けた福祉用具に関する事故は何件ですか。

件数：福祉用具の事故報告件数／全体の事故報告件数

保険者	24年度	25年度	26年度(直近)	備考
A区	106／922件 (11.5%)	全体 1,011件	未集計	※1
B市	82／273件 (30.0%)	94／378件 (24.9%)	95／約400件 (23.8%)	
C市	21／80件 (26.3%)	19／107件 (17.8%)	16／89件 (18.0%)	※2
D市	18件	20／105件 (19.0%)	20／120件 (16.7%)	
E市	12／55件 (21.8%)	13／25件 (52.0%)	15／26件 (57.7%)	
F市	12／123件 (9.8%)	12／137件 (8.8%)	25／97件 (25.8%)	
G区	10／56件 (17.9%)	11／57件 (19.3%)	10／55件 (18.2%)	
H町	5／14件 (35.7%)	8／16件 (50.0%)	2／9件 (22.2%)	
I市	8／69件 (11.6%)	21／84件 (25.0%)	21／73件 (28.8%)	

※1 福祉用具に関する事故として区分していないので、福祉用具を抜き出して数えることは困難な作業であるため、福祉用具の事故件数は不明である。（キーワード検索もできない）

※2 「車椅子からの滑り落ちの可能性」、「ベッドからの転落の可能性」のある事案等も含める。

報告を受けた事故件数について平成25年度の実績をみると、平均は213.3件であり、最大で1,011件、最小で16件であった。その内、福祉用具に関する事故件数の平均は24.8件であり、最大で94件、最小で8件であった。

Q2：保険者内の福祉用具貸与事業者は何社ですか。また、事業者の協議会等がありますか。

保険者	貸与事業者数	回答
A区	46	介護サービスネットワーク（介護事業者連絡会）に福祉用具部会も設置されている。

B市	15	ない。
C市	6	福祉用具事業者の協議会がある。
D市	4	ない。
E市	2	事業者協議会等は把握していない。
F市	18	県内に福祉用具事業者協議会がある。
G区	1	区内に介護サービス推進協議会があり、登録している貸与事業所は17社ある。
H町	0	近隣には2社ある。
I市	5	協議会等はない。

保険者区域内の福祉用具貸与事業者数については、平均 10.7 事業者であり、最大で 46 事業者、最小で区域内に事業者が存在しない自治体があった。

Q 3 : 事故報告書の様式・要綱・要領等は定めていますか。

保険者	回答
A区	介護保険法施行当初は、報告すべき内容等の基準が徹底されていなかったが、東京都で事故発生時の報告について要領を定め、都標準例として通知されており、それを受け、区の要領を定めた。 介護保険事故報告取扱要領（平成 17 年 4 月 28 日）
B市	県にて「介護保険サービス提供に係る事故報告等要領」を作成 事故発生後、利用者が医療機関の受診を必要としたすべての事故と死亡事故は必ず報告し、それ以外の事故は保険者の指示に従う。
C市	介護保険事業者事故報告取扱要領
D市	県の様式・要領を使用
E市	様式の定めあり。要領は県が作成しているものを使用
F市	県の介護保険事業者事故報告取扱要領（平成 19 年 4 月 1 日）を使用
G区	介護保険事故報告事務取扱要綱（平成 15 年 12 月 15 日）
H町	町では定めなし。任意様式である。
I市	介護サービスの事故報告基準（平成 24 年 7 月 24 日）

事故報告書の様式・要綱・要領等の整備については、基準や要領を保険者独自で定めているところが 5 自治体あり、4 自治体は県で定めているものを利用していた。報告範囲としては、死亡または医療機関の受診を必要としたすべての事故を基本としていると回答した自治体があった。

Q 4 : 在宅系・施設系の事故の割合はどうか。

保険者	回答
A 区	ほとんどが施設系である。 25 年度 1011 件の内、貸与事業者からは 4 件報告があるが、福祉用具に関してではなく法令違反等事業者のミスによる。
B 市	貸与事業者からの報告はなし。 訪問介護事業者から 1 件、他はすべて入居・入所施設系
C 市	ほとんどが施設（通所系、入所系）にて発生。
D 市	施設等の介護事業所からの事故報告となるため、在宅が対象となる貸与事業所からの事故報告はない。
E 市	貸与事業者からの報告はない。
F 市	貸与事業者からはなかった。
G 区	10 件の内、施設系は 9 件（特養 3 件、有料 1 件、有料区外 5 件） 貸与事業者からは 1 件で、歩行器の故障による転倒だった。
H 町	貸与事業者からの報告は無い。
I 市	21 件の内訳は、施設 14 件、デイサービス 4 件、グループホーム 3 件。 貸与事業者からはなかった。

在宅系・施設系の事故の割合については、施設系がほとんどの割合を占め、在宅系は少なかった。貸与事業者からの報告は 0 件が 7 自治体であり、報告のあった 2 自治体についても、1 件（移乗時の転倒）と 4 件（全て法令違反等事業者のミス）と少なかった。

Q 5：報告された事故件数は実態を反映していると思いますか。

保険者	回答
A 区	実態は不明であるが、事故報告の必要性はだいぶ徹底されてきたのではないかと感じている。
B 市	貸与事業者は反映していない。
C 市	しっかりと報告しているところと、そうでもないところの温度差が激しい。 在宅からの報告は、報告義務者の関係で実際には把握できない。
D 市	貸与事業者は反映していない。
E 市	反映しているとは考えられない。在宅系がゼロと言うことは考えにくいから。
F 市	貸与事業者は反映していない。
G 区	「福祉用具の事故」の定義が明確化されておらず、本来であれば福祉

	用具の事故としてみなされるものが見落とされている可能性があり、必ずしも反映されているとはいえない。
H 町	反映しているとは考えられない。在宅系がゼロと言うことは考えにくいから。
I 市	施設については、指導をされていて報告されていると思う。

報告された事故件数は実態を反映しているかについては、貸与事業者からは報告がなく、実態を反映していないと考える自治体が多かった。施設系については、報告義務が徹底されてきて実態を反映しているものとの認識を示す自治体が多かった。

Q 6 : 事故報告について指導していますか。

保険者	回答
A 区	事故内容によるが、必要に応じて個別指導をしている。また、集団指導等を実施する際には、事故報告書の情報提供や注意喚起もしている。
B 市	実地指導や集団指導において、保険者に報告すべき事故の範囲について説明し、提出するように指導している。
C 市	地域密着型サービス事業所に対し集団指導をして、事故報告時内容によって個別にも指導している。
D 市	毎年度、集団指導している。県との合同で実地指導もしている。年度末、市主催の事業所連絡会においても指導をしている。
E 市	報告書が出てからの追加確認は全件行っており、意見を言うべき点がある場合はその際に行っている。また、2ヶ月に1回、市に指定権限のある密着型施設（グループホーム、小規模多機能）の運営推進会議の席上で安全については必要に応じて話している。集団指導については県が行っている（年1回）。
F 市	している。
G 区	指導している。
H 町	指導している。（報告書の提出の際、今後の対応策を協議・アドバイスしている。）
I 市	個別指導及び通知

事故報告に対する指導については、全ての保険者で実施しており、事故の内容によっては個別指導を行う自治体もあった。さらに、指定権限のある地域密着型施設においては、運営推進会議の場で指導する自治体もあった。

Q7：「介護サービス情報の公表」では、事故報告等について確認されますが、それらの情報を把握していますか。

保険者	回答
A 区	把握していない。
B 市	情報を見たことがない。
C 市	把握していない。
D 市	なし。
E 市	なし。
F 市	把握していない。
G 区	把握していない。
H 町	PC 画面上で参照するのみ。
I 市	把握していない。

「介護サービス情報の公表」では、事故報告等について全保険者で詳細情報までは把握していなかった。

Q8：事故報告は、介護保険制度で義務付けられていますが、報告義務を強化する必要がありますか。

保険者	回答
A 区	報告の周知は適宜必要であるが、強化までは今のところ考えていない。
B 市	報告義務を強化する必要はなく、指導等の中で、報告するように促すことが保険者の役割だと考えている。事業所に指導する際、事故報告をしないことで、隠蔽したと疑われることもあり、報告することが結果的に事業者を守ることになると説明している。
C 市	福祉用具貸与事業所及び居宅介護支援事業所からは情報が入ってこない。
D 市	事故報告は義務付けられているため、特段報告義務を強化する必要はないと考える。基準や範囲も同様。ただし、在宅での事故に関して対応は困難。
E 市	事故報告の基準を明確にする必要はあるが、報告義務を強化するのは必要とは思わない。報告義務を強化してもその効果が上がる確証はあるとは言えないから。
F 市	必要はある。

G 区	強化する必要があると考える。
H 町	必要と感じられる。
I 市	24 年度に全事業所に周知をしていますが報告義務を知らない事業者がいるため、さらなる強化が必要と感じる。

事故報告の義務を強化する必要があるについては、周知徹底と報告の基準を明確にすれば、罰則等で強化する必要まではない等の認識を示す自治体が多かった。一方で、福祉用具貸与事業所及び居宅介護支援事業所からは情報が入ってこないとの意見もあった。

Q 9 : 報告された事故報告の現場確認は必要ですか。また、その際の体制はありますか。

保険者	回答
A 区	事故内容により現場確認は必要と考えている。
B 市	無回答
C 市	必要だと考えるが、医療系の職員がいない等、体制は不十分。現状は、県報告事案対象（死亡事故等の重篤な事案）に限られている。
D 市	実際に現場確認に訪問したことはなく、体制はとれているとは言えないが、必要であると判断できれば現場確認する。
E 市	現場確認はケースバイケースで対応している。（死亡事故等の事案等過去 1 件）
F 市	福祉用具関連では体制がない。
G 区	施設の場合は、最初に施設内で検討してもらい、その後、必要があれば現場確認している。貸与事業者は、書面を保険者に提出、状況によっては指導を行う。メーカーへも同様の対応。
H 町	これまで重大事故が無かったため現場確認はしていない。体制もない。
I 市	通常は電話にて確認。 24 年度は市内にある特養でベッド関係の死亡事故が発生し、現場確認を行った。 →ベッド柵に頭部を挟まれた状態で発見。この状態になった経緯は不明。

報告された事故報告の現場確認については、ケースによっては現場確認が必要で、体制を整えているところもあったが、医療系の職員等の専門職がいないため不十分との意見もあった。

Q10：保険者で関係者等へヒアリングを行い、事故原因の特定を行うことは可能ですか。

保険者	回答
A 区	ケースにより可能
B 市	無回答
C 市	可能な場合もある。
D 市	事故報告を事業所から提出していただく際に事故原因の特定をしている。
E 市	特定は難しいが、全ての事案で報告書内にて推定された事故原因（見守り不十分等）が記載されている。
F 市	難しい。
G 区	施設内等での事故であれば、事故発生時の状況について関係者からヒアリングしており、ある程度の原因特定は可能である。
H 町	報告書の内容についてヒアリングを行い、事故原因をできるだけ特定、対応策について指導している。
I 市	移乗時のけが等、可能な場合もある。

保険者で関係者等へヒアリングを行い、事故原因の特定を行うことは、ケースによっては原因を推定することは可能であり、対応策を報告させる自治体もあった。

Q11：事業者へどのような内容の指導を行いましたか。

保険者	回答
A 区	無回答
B 市	25 年度から指導担当の専属を 4 名配置し、事故報告の全件について窓口や電話で 5～10 分程度の聞き取りや指導を行っている。事業者の反応はよい。
C 市	事故報告書の各項目の詳細な聞き取り、特に事故原因、初期対応、事故に関する対応、利用者への補償、再発防止方法。再発防止策等の事故後の対応には差がある。
D 市	今年度は特段事故報告の指導は行っていない。
E 市	口頭、文書等による指導。反応は真摯に受けていると感じる。
F 市	無回答
G 区	福祉用具の誤操作による事故にあたっては、各関係者へのヒアリング

	等を行うとともに、再発防止のための対策・改善を講じるよう指導している。福祉用具の故障による事故にあたっては、メーカーへ故障の原因の調査を依頼したほか、同型の福祉用具を貸与している貸与事業所へ注意喚起を行った。
H 町	対応策の文書等による報告を指導。反応は真摯に受けていると感じる。
I 市	初期対応と説明責任。指導すれば聞き入れる。

事業者への指導内容については、初期の対応や説明責任、事故後の対応や対策等細かな指導をする自治体がみられた。

Q 1 2 : 保険者で事故情報を住民に公表する方法はありますか。

保険者	回答
A 区	1年間の事故報告をまとめ、介護保険事故報告としてホームページや事業者連絡会等で公表（情報提供）している。
B 市	住民には公表していないが、地域密着型サービス運営委員会等に報告している。
C 市	していない。
D 市	住民に公表していない。
E 市	公表していない。文書による開示請求があれば対応する。
F 市	今のところはない。
G 区	個別の事故については、公表はしていない。 国情報等はホームページで公表（消費者庁・テクノエイド協会ヒヤリハット情報へリンク）
H 町	公表していない。国からくる事故情報は、県のホームページで公表している。
I 市	今のところない。

事故情報の住民に対する公表では、1年間の事故報告をまとめて公表する自治体があった。また、国からの事故情報をリンクして公表する等、地域の事故状況に応じた対応がなされていた。

Q 1 3 : 福祉用具の安全な利用をわかりやすく解説した手引書を作成した場合、配布は可能ですか。（①家族含む利用者・②介護支援専門員・③事業者等）

保険者	回答
A 区	一部可能

B市	可能
C市	介護支援専門員は毎月幹事会があるので可能
D市	介護支援専門員や事業者等に配布することは可能であるが、家族を含む利用者に対しては、介護支援専門員や事業者等を介しての配布が適切かつ効果的と思われる。
E市	①利用者等は難しいが、②③は可能と考える。
F市	可能
G区	窓口、地域包括支援センター等での配布は可能だし、大きさによっては、被保険者証と併せて送付が可能
H町	可能と考える。
I市	②と③は可能

福祉用具の安全な利用をわかりやすく解説した手引書を作成した場合の配布については、介護支援専門員や事業者向けとしては定例の集会があるので可能だが、家族や利用者については窓口での配布対応という自治体が多かった。

Q14：ヒューマンエラーによる福祉用具の事故を防ぐ安全教育の実現可能性はどうですか。(①家族含む利用者・②介護支援専門員・③事業者等)

保険者	回答
A区	安全教育と言うより、福祉用具サービス計画書の留意事項の確認を関係職種・利用者側が徹底して行えば事故防止に繋がるのではないか。
B市	無回答
C市	①はできないが、②③は可能
D市	現在予定されていない。
E市	密着型施設における②③に関しては、二ヶ月に一回開催している運営推進会議等で可能である。
F市	可能
G区	介護支援専門員・事業者に実施後、家族含む利用者への安全教育を依頼する。
H町	①について方法が現時点で皆無である。②、③に関して1ヶ月ごと開催している会議等で指導可能である。
I市	保険者ではなく、事業者が行うことだと思う。

ヒューマンエラーによる福祉用具の事故を防ぐ安全教育の実現については、介護支援専門員、事業者向けには可能であると答える自治体が多かったが、家族や利用者向けについては実施が難しいと答える自治体が多かった。

Q 1 5 : 製品起因の事故調査機関N I T E (製品評価技術基盤機構) のような、ヒューマンエラーによる福祉用具事故の第三者機関による調査・分析機関は必要ですか。

保険者	回答
A 区	福祉用具事業者の団体である福祉用具供給協会が調査・研究を行っているようであるが、新たな第三者機関が必要かどうかはわからない。
B 市	無回答
C 市	わからない。
D 市	ヒューマンエラーによる福祉用具事故は、他の利用者において再度発生することも考えられるため、事故の再発防止・未然防止のための情報提供として必要と考える。
E 市	必要と考えるが、コストと効果の関係がある。
F 市	必要
G 区	できれば必要
H 町	必要と考える。
I 市	どちらともいえない。

ヒューマンエラーによる福祉用具事故の第三者機関による調査・分析機関の必要性については、必要との認識を示す自治体が多かった。

Q 1 6 : ヒューマンエラーによる事故情報の公開・提供は、安全教育の優先度より高いと考えますか。

保険者	回答
A 区	実際の事故情報は、一般的な安全教育よりインパクトがあると考えられる。
B 市	無回答
C 市	どちらかといえば、安全教育が高い。
D 市	ヒューマンエラーが発生し難い福祉用具が理想であるが、どのような福祉用具であっても慣れや適応は利用者個人に委ねられているため、ヒューマンエラーを起こさないための利用者への説明等、周知徹底が必要である。
E 市	高いと考えるが、利用者等には見てもらえない。
F 市	高いと考える。
G 区	安全教育の優先度が高いと考える。

H 町	公開しても閲覧してもらうことが困難と考える。介護支援専門員や事業者に対しての教育、研修は高いと考える。
I 市	どちらも大切だが、安全教育が優先

ヒューマンエラーによる事故情報の公開・提供と安全教育については、いずれも重要であり、優先度は高いと認識している自治体が多かった。

Q 17：注意喚起のための、福祉用具に貼付するステッカー類は必要だと思いますか。

保険者	回答
A 区	種目によっては貼付が難しいが、あった方が注意喚起にはなる。
B 市	無回答
C 市	イメージをつけるにはよい。
D 市	運用面に限らず、設計面において事故に起因することが予測できれば、設計や作製の段階でステッカーを含め事故を防ぐ対応をすべき。想定外や個々の事情に応じ、注意喚起する必要があるれば、ステッカー類は有効と考える。
E 市	必要と考えるが、その効果については疑問点が残る。
F 市	無回答
G 区	大きさ、デザイン等によっては利用者にとって有効と考える。
H 町	必要と考える。
I 市	あるとよい。

福祉用具に貼付するステッカー類等、注意喚起のための対策については、必要であるとの認識を示す自治体が多かった。

Q 18：福祉用具の事故・ヒヤリハット情報の収集、発信のあり方、課題等について何かありますか。(自由に)

保険者	回答
A 区	在宅での福祉用具貸与については、福祉用具サービス計画書の留意事項の他職種での共有や、定期的なモニタリングにより見直しが行われている。施設系での事故が多いが、施設系で利用されている福祉用具のメンテナンスは定期的に行われているか疑わしい。施設では福祉用具貸与は適用されないため、定期的モニタリングも義務化されていないと思われる。福祉用具専門相談員等が定期的モニタリングを行う仕組みは考えられないか。

B 市	実地指導の中で、事業所で行われている好事例を収集し、他の事業所に周知することで成功事例が普及するように努めている。
C 市	現場での OJC として各職場に「安全管理マネジャー」を配置し、日常業務の中でのリスク管理にあたる。
D 市	福祉用具における重大な事故に関しては国から通知されるが、消耗品、交換部品、経年劣化や対応年数等による注意喚起や事故情報についてはメーカー側からの積極的な周知があっても良いと考える。
E 市	特になし
F 市	無回答
G 区	事業者のモニタリング実施時が、事故への注意喚起を促す機会だと考える。 ヒューマンエラーによる福祉用具の事故について、事故を起こした施設等においても原因を分析し、再発防止策を報告してもらっている。それらの情報を一元的に確認でき、事業者等の研修に活用できるようになるとよいと思う。 利用者の福祉用具使用に関する注意が利用期間とともに希薄になっている。
H 町	事故報告が遅延する。迅速に一報がほしい。在宅系の事故報告がないのが気になる。対応策が必要か。
I 市	無回答

福祉用具の事故・ヒヤリハット情報の収集、発信のあり方、課題等については、以下の様な多岐に及ぶ意見が寄せられた。

- ・在宅サービスのように、施設でも定期的モニタリングの義務化が必要ではないか。
- ・好事例を収集し、他の事業所に周知することで成功事例を普及している。
- ・各職場に「安全管理マネジャー」を配置し、リスク管理を行ってはどうか。
- ・消耗品、交換部品、経年劣化や対応年数等による注意喚起や事故情報についてはメーカー側からの積極的な周知があっても良い。
- ・事故原因を分析し、再発防止策を報告し、それらの情報を一元的に確認でき、事業者等の研修に活用できるようになると良い。
- ・事故報告については迅速な一報が必要である。

5) まとめ

調査対象先の全保険者で、施設系からの報告が多く、在宅系（福祉用具

貸与・販売事業者)からの報告はない又は非常に少ないとの回答であった。施設系の事故報告の特徴としては、デイサービスやショートステイよりも入所施設での事故が多い傾向を示していた。

どの保険者も事故報告を受けるだけでなく、疑問点や不明点については、電話や窓口で確認しており、必要であれば現場確認が行われていた。

一方、報告された事故情報の公開周知については、集めた情報を事故予防に活かすための取り組みが必要であると考えられた。

入所施設に、事故報告が多い傾向を示している要因については、福祉用具に直接起因するものより、介護行為中に発生したリスクに伴うものが多いと考えられた。

一方、在宅系の事故報告が非常に少ない要因としては、貸与期間中に起こる事故は、利用者側のヒューマンエラーで起こることが多いため、利用者側の自己責任と考え、貸与事業者に伝えないことが多いのではないかと考えられた。

6) 今後の課題

①事故実態把握の徹底

福祉用具に係る事故については、貸与・販売事業者がモニタリング時の聞き取り等により十分聞き取ることが重要であり、福祉用具サービス計画へ反映したうえで、利用者へ注意喚起に努めることが重要であると考えられた。

②事故・ヒヤリハット情報の提供

報告された事故情報を今後の予防に活かすためには、それらを広く公開・周知することが重要である。そのひとつの機会としては、今回作成した「福祉用具ヒヤリハット等事例集」並びに公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載されている「福祉用具ヒヤリハット情報」の活用があげられる。

事故につながりかねない「ヒヤリハット」への取り組みの重要性は、各保険者でも共通して認識されているところである。

さらに、これを充実発展させるためには、事故・ヒヤリハット情報の継続的な収集が不可欠である。本年度は、福祉用具プランナーを中心に「福祉用具安全推進員」の養成を行い、それに対し事故・ヒヤリハット情報の新規募集を行い、事例の追加を行った。今後は、期間限定の募集でなく、その募集対象も全国に広げ、より多くの事故・ヒヤリハット情報を収集・提供する必要がある。

③福祉用具安全推進員の拡大

保険者が事故報告を求めるのは、一義的には事故の事実関係を明確にし、事故防止に役立てることである。特に、施設系の事故原因では、「見守り不十分」というケースが多いが、夜間の少ないスタッフでは見守りが十分にできないという現状は、保険者も認識しており、単にスタッフの不注意では片づけられない問題である。適切な事故報告・対応は、利用者を守るという観点からも重要である。

また、保険者によっては、施設でのケアスタッフの安全教育充実の必要性が指摘された。その背景には、スタッフの未熟な判断や技術不足を要因とする事故が目立つということがある。離職が多い職場環境で新人教育が不足し、未熟なまま入職する現状を踏まえ、養成教育の中で安全教育を充実させる必要性が大きいとの指摘があった。また、同様の趣旨で、現場でのOJTとして各職場に「安全管理マネージャー（仮称）」を配置し、日常業務の中でのリスク管理にあたるという提案もあった。

福祉用具に限らず施設での事故が増加傾向にあり、今後は入所者の重度化や人材不足が指摘されていることもあり、さらに事故の増加が懸念される中で、事故・ヒヤリハット情報の報告や福祉用具の安全教育を進める「福祉用具安全推進員」の拡大は重要な課題である。

（3）福祉用具安全推進員研修会の開催

福祉用具の事故・ヒヤリハット情報収集のためのキーパーソンの養成と、福祉用具の安全かつ適切な利用を推進するため、福祉用具プランナー、福祉用具相談担当者、介護支援専門員、施設従事者等を対象に、福祉用具使用のリスク回避並びに福祉用具の安全性への認識を高めることを目的に研修会を開催した。

受講者は、福祉用具事故・ヒヤリハット事例収集のための協力者として有効に活用していく。

- 1) 期日 平成26年11月1日（土）10:00～16:30
- 2) 開催場所 主婦会館プラザエフ（東京都千代田区）
- 3) 受講者数 54名（男性32名、女性22名）

表 2-6 受講者の主な職種

職 種	人 数
福祉用具貸与・住宅改修事業者	29名
福祉用具展示・相談担当者	9名

リハビリテーション・機能訓練専門職	6名
施設従事者（介護職・管理職）	3名
福祉用具製造事業者（営業）	3名
障害児者の看護職	2名
その他（大学講師・学生）	2名
福祉用具プランナー取得者【再掲】	22名

4) 実施方法

表 2-7 カリキュラム及び講師

内 容	講 師
福祉用具の安全と福祉用具利用の安心	（一社）日本福祉用具評価センター センター長 鈴木寿郎
福祉用具を安全に利用するために	（公財）テクノエイド協会 普及部次長 根石竹夫
福祉用具臨床的評価の評価項目と特記事項からみる安全への視点	（NPO）とちぎノーモライゼーション研究会 理事 伊藤勝規
福祉用具のリスクマネジメント演習	（有）サテライト 代表取締役 堤 道成

①座学による知識の整理

まず「福祉用具の安全と福祉用具利用の安心」では、JIS や QAP の評価機関である一般社団法人日本福祉用具評価センターの鈴木寿郎センター長が講義した。

福祉用具の事故情報や、福祉用具の安全に関する規格・基準である JIS マーク、SG マーク、QAP マーク等の意味と製品試験エビデンスの活用を解説した。

また、福祉用具を安心して利用いただくために、安全なメンテナンスの実施や取説等操作方法の説明、身体・環境・使用目的への適合等を講義した。

次に「福祉用具を安全に利用するために」では、公益財団法人テクノエイド協会より福祉用具臨床的評価事業の目的や評価対象種目、評価実施体制、臨床評価の視点や認証マーク等を説明した。

また、福祉用具ヒヤリハット等情報の説明を行い、事例収集の協力依頼をした。

②実機を用いた演習

「福祉用具臨床的評価の評価項目と特記事項からみる安全への視点」では、基準部会と事例分析検討会の委員である伊藤勝規氏が講義した。

二つの訴訟事例から福祉用具の責任を考え、実際の使用場面を想定した臨床的評価の重要性を学んだ。

また、車いすと特殊寝台の実機を用いて、実際の評価項目に沿って、操作機能性や安全性等を判定し、危険な箇所や操作を確認した。

③ワークショップ

「福祉用具のリスクマネジメント演習」では、【福祉用具安全確認トレーニング】を開発した有限会社サテライトの堤道成代表取締役が講義した。

グループ演習では、「ヒヤリハットが起こる直前の図」から、どんな危険が潜んでいるか、どんな安全確認・対策が必要かを考え、活発に議論した。

人・用具・環境に目を向けて、総合的に安全に対する感受性を高め、埋もれがちな情報を共有できた。

5) まとめ

土曜日の開催にも係わらず受講者は熱心に参加し、福祉用具使用のリスク回避並びに福祉用具の安全性への認識は高まった。研修内容については概ね好評で、東京だけでなく、各地で開催してほしいとの意見があった。

今後は、受講者アンケート調査をして、よりよい内容にしていくとともに、福祉用具の事故・ヒヤリハット情報収集のためのキーパーソンとして具体的な役割等を検討する。

3. 事業総括

(1) 福祉用具臨床的評価

評価登録機関を公募し、応募した 6 機関を登録した。なお、平成 26 年度より、臨床的評価に係わる費用全額が申請者（各メーカー）負担となったため、評価額については各評価実施機関が種目別に見積もりを行い、最高額と最低額を除いた平均額を種目別評価額とした。

評価実績は、歩行車 1 件が認証され、合計 190 件となった。

評価項目は、新規に「ベッド用テーブル」とモデル的に「トランスファーボード」と「スライディングシート」を作成した。

(2) 福祉用具事故事例等検証

1) 福祉用具ヒヤリハット等事例集

事例報告された 33 件を「事例分析検討会」で精査して、17 件を新しく追加するとともに既存事例をブラッシュアップして、合計 310 件の事例を「福祉用具ヒヤリハット事例集」として発行した。（別冊）

また、これらの事例は公益財団法人テクノエイド協会のホームページより情報公開して、福祉用具の種類やフリーワード等で検索できるようにしているが、検索結果を A4 サイズできれいに収まる PDF ファイルが作成されるように印刷機能を改修した。

2) 福祉用具事故情報の把握に関する保険者ヒアリング調査

調査対象先の全保険者で、施設系からの報告が多く、在宅系（福祉用具貸与・販売事業者）からの報告はない又は非常に少ないとの回答であった。施設系の事故報告の特徴としては、デイサービスやショートステイよりも入所施設での事故が多い傾向を示していた。

どの保険者も事故報告を受けるだけではなく、疑問点や不明点については、電話や窓口で確認しており、必要であれば現場確認が行われていた。

一方、報告された事故情報の公開周知については、集めた情報を事故予防に活かすための取り組みが必要であると考えられた。

3) 福祉用具安全推進員研修会の開催

土曜日の開催にも係わらず受講者は熱心に参加し、福祉用具使用のリスク回避並びに福祉用具の安全性への認識は高まった。研修内容については概ね好評で、東京だけでなく、各地で開催してほしいとの意見があった。

今後は、福祉用具の事故・ヒヤリハット情報収集のためのキーパーソンとして具体的な役割等を検討する。

第 2 部 資料編

福祉用具臨床的評価事業に関する規程

1. 福祉用具臨床的評価事業業務方法書.....	46
（認証業務マニュアル）	
・ 事業の目的、適用、用語の定義、認証業務及び組織	
・ 臨床的評価、認証、申請書類等	
2. 認証センター業務規程.....	59
（品質マニュアル）	
・ 目的、適用、用語の定義	
・ 認証センター業務、マネジメントシステム等	
3. 福祉用具臨床的評価事業認証委員会規程.....	61
・ 設置、業務権限、構成	
・ 開催、審議、部会、守秘義務等	
4. 福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程.....	63
・ 評価基準の作成および掲載項目、判定基準	
・ 共通評価基準	
5. 福祉用具臨床的評価機関登録規程.....	74
・ 評価機関の登録申請等	
6. 福祉用具臨床的評価認証マークに関する細則.....	79

福祉用具臨床的評価事業は、安全で、使い勝手の良い福祉用具を認証していく仕組みであり、本システムの公平性・信頼性を高め、社会から信頼が得られるシステムとなるよう、ISO/IEC Guide 65 に規定される「製品認証機関に対する一般要求事項」に準拠した運営体制の構築が図られるよう努めるものである。

1. 福祉用具臨床的評価事業業務方法書 (認証業務マニュアル)

1. 目的

本規程は、介護保険等において公的給付される福祉用具の適切な普及を図るため、福祉用具を臨床的な側面から評価（実際の使用場面を想定する評価）し、安全で、使いやすい福祉用具を認証する業務に関する方法を定め、福祉用具の安全利用の確保に資することを目的とする。

2. 適用

本規程は、公益財団法人テクノエイド協会（以下「本協会」という。）が実施する「福祉用具臨床的評価事業」（以下「本評価事業」という。）に適用する。

3. 用語の定義

3. 1 福祉用具

本評価事業で対象とする福祉用具は、介護保険等において公的給付の対象となりうる福祉用具の種目とし、認証委員会で決定する。

（本評価事業で対象とする福祉用具の種目及び対応するJIS規格番号）

1. 手動車いす（JIS T 9201 手動車いす）
2. 電動車いす（標準形・簡易型）（JIS T 9203 電動車いす）
3. 電動車いす（ハンドル形）（JIS T 9208 ハンドル形電動車いす）
4. 特殊寝台（JIS T 9254 在宅用電動介護用ベッド）
5. 車いす用可搬型スロープ（JIS T 9207 車いす用可搬形スロープ）
6. 入浴台（JIS T 9257 入浴台）
7. 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ
（JIS T 9258 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ）
8. 浴槽内いす（JIS T 9259 浴槽内いす）
9. 入浴用いす（JIS T 9260 入浴用いす）
10. ポータブルトイレ（JIS T 9261 ポータブルトイレ）
11. 歩行器・歩行車（JIS T 9264 歩行補助具－歩行器）
11. 歩行器・歩行車（JIS T 9265 歩行補助具－歩行車）
12. エルボークラッチ・多脚つえ
（JIS T 9266 歩行補助具－エルボークラッチ）
（JIS T 9267 歩行補助具－多脚つえ）
13. ベッド用テーブル（JIS T 9269 ベッド用テーブル）

3. 2 評価基準

評価基準とは、本評価事業の対象となる福祉用具の種目毎に制定された臨床的評価の基準をいう。※別添「評価対象及び評価項目」参照

3. 3 申請者

福祉用具の製造事業者又は輸入事業者であって、その製品について本評価事業による認証を本協会に依頼するものをいう。

3. 4 認証

申請者により、認証を依頼された福祉用具について、申請者による「申請書(様式1)」及び評価機関による「評価報告書(様式2)」を基に、認証センターで審査し、認証の可否を決定する手続きをいう。

4. 認証業務及び組織

4. 1 認証業務の基本方針

本協会は、本評価事業による認証を行うにあたり、業務の基本方針を次のとおり定める。

- (1) 全ての申請者から依頼された本評価事業を公平に行う。
- (2) 本評価事業を適正に遂行するための要員を確保し、それを維持する。

4. 2 認証センター

本評価事業の遂行のため、本協会の普及部を「福祉用具認証センター」(以下「認証センター」という。)として位置付ける。

認証センターの業務に関する規程は「福祉用具認証センター業務規程」に定める。

- (1) 認証センター長は、普及部長とする。
- (2) 認証センター長は、本評価事業の遂行責任を負う。
- (3) 認証センター長は、認証の可否を決定する。
- (4) 認証センター長は、本評価事業の業務手順を文書化し維持する。
- (5) 評価基準の登録・公開・更新を行う。

4. 3 認証委員会

本評価事業のあり方を審議し、以下の事項について、本協会理事長に答申を行う認証委員会を設置する。理事長は、答申を尊重しなければならない。

認証委員会の運営に関する規程は「福祉用具臨床的評価事業認証委員会規程」に定める。

- (1) 評価基準の制定
- (2) 評価者の要件等、評価制度に係わる事項

(3) 評価結果の確認、公表

(4) 苦情処理・サーベランス結果等の評価の妥当性に係わる事項

4. 4 基準部会

本評価事業において使用する評価基準の作成及び見直し等を行い、認証委員会に提議する基準部会を認証委員会の下部組織として設置する。

4. 5 苦情処理・サーベランス部会

本評価事業の業務遂行に関する苦情、本評価事業により、認証された製品に関する苦情等の処理の状況及び事故等の市場情報を審議し、認証委員会に提議する苦情処理・サーベランス部会を認証委員会の下部組織として設置する。

(1) 苦情処理・サーベランス部会は、必要に応じて開催するものとし、認証センターの苦情処理状況等の審議を行い、認証委員会及び本協会理事長に報告する。

(2) 認証センター長は、臨時の部会の開催を部会長に依頼することができる。

5. 臨床的評価

5. 1 評価基準

評価基準は、基準部会において、その原案を作成し、認証委員会で審議・制定し、認証センター長が登録し公開する。

評価基準の制定に関する規程は「福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程」に定める。

5. 2 評価機関

臨床的評価は、評価機関に委託して実施する。

評価機関の登録に関する規程は「福祉用具臨床的評価事業機関登録規程」に定める。

(1) 臨床的評価の受託を希望する評価機関は、あらかじめ認証センター長に申請する。

(2) 認証センター長は、臨床評価機関として適切に評価できる能力を有するかを審査する。ただし、その審査に疑義が生じた場合は、下記の観点から認証委員会の意見を求めることができる。

a) 要員の能力及び経験

b) 臨床的評価の結果

(3) 認証センター長は、審査の結果、評価機関として認定した機関へ指定書を交付する。

6. 認証

6. 1 認証の要件

臨床的評価における認証は、下記の要件を全て満足する製品の製造事業者又は輸入事

業者に与えられる。

(1) 工学的安全性において、J I S 認証、又は S G 認証を受けていること。

(2) 臨床的評価において、評価結果が評価基準を満足していること。

但し、認証製品に生じた事故についての損害賠償等の責任を負うものではない。

6. 2 認証の申請

認証の手続きは、認証を受けようとする福祉用具の製造事業者又は輸入事業者の申請によって開始される。

(1) 申請者は、認証申請書（様式 1）を認証センターに提出する。

(2) 認証センターは、記入事項等の書類審査を行ったうえで申請を受け付ける。

(3) 申請者は、所定の審査料を認証センターに預託する。

評価機関と申請者との間に利害関係がある場合には、その利益相反について、公平性、透明性が確保される方策を講じること。

6. 3 臨床的評価

認証センターは、登録済みの評価機関の中から評価機関を選定し、臨床的評価を依頼する。

(1) 評価対象の製品は、申請者が認証センターの通知する評価機関に指定日時に持ち込むこと。

(2) 評価に際して、事前の調整を必要とする福祉用具においては、申請者が指定日時までに完了させること。

(3) 評価機関は、評価チームを編成し、評価を開始すること。

(4) 評価チームには、申請者と利害関係のある要員を含んではならないこと。

評価チームは、評価責任者を含む 4～5 名程度により編成し、以下の有資格者を含まなければならない。但し、評価責任者は有資格者を兼任することができる。

- エンジニア 工学的側面を理解しユーザビリティ評価できるもの
- P T 又は O T 運動機能や生活機能の観点から評価できるもの
- 相談担当者 在宅における適合経験があるもの（3 年以上）
- エキスパートユーザー 障害当事者（あらゆる障害に精通した者が望まれる。）

(5) 評価の判定方法は下記とする。

a) 判定は、評価項目毎に実施し、評価チームの合議により判定し、判定結果を評価責任者が記録する。

b) 判定は、各評価項目並びに福祉用具臨床的評価事業共通評価基準によるものとし、評価チームにおいてその適応に疑義を生じた場合には、評価責任者が認証センターと協議を行うものとする。

c) メーカーの取扱説明書に利用者の適応範囲が明確に設定されている場合は、上記

b) の福祉用具臨床的評価事業共通評価基準における想定する利用者及び介護者等

を変更することができる。但し、判定結果には、その旨を明記すること。

d) 判定結果は、評価報告書（様式2）及び、別紙として項目別の判定結果を記入した書類を添付して、認証センターに提出する。

e) 評価報告書（様式2）の判定結果は、原則として、項目別の判定結果を基に、「合」・「否」を明示する。

6. 4 認証審査

認証センターは、「申請書（様式1）」及び「評価報告書（様式2）」を審査し、認証の可否を決定する。

(1) 認証可の基準は、次のとおりとする。

イ 工学的安全性において、JIS認証、又はSGを受けていること。

ロ 評価報告書（様式2）の判定結果が、原則として「合」であること。

但し、認証センターは、必要に応じ、総合的に調整を行ったうえで総合判定結果の変更の可否を審議し、「合」「否」を決定することができる。

(2) 認証センターは、必要に応じ、複数の評価機関に評価を依頼することができる。

(3) 申請書の内容に疑義が生じた場合は、申請者に再提出を指示することができる。

(4) 認証不可とする場合には、その理由を明示しなければならない。

6. 5 認証通知

(1) 認証センターは、認証可と決定した製品について、申請者に「認証通知書（様式3）」により、審査結果を通知する。通知書には評価報告書（写）を添付する。

(2) 認証可となった製品は、認証製品リストに登録するとともに、本協会のホームページを通じて情報公開する。また、メーカーの希望に応じて評価結果の詳細も公表できるものとする。

(3) 認証可となった製品は、本協会と申請者の契約締結により「福祉用具臨床的評価事業認証（QAP）マーク」を表示することができる。マークの様式、媒体等については別に定める。

6. 6 認証不可通知

(1) 認証センターは、認証不可と決定した製品について、申請者に「認証不合格通知書（様式4）」により、その審査結果を通知する。通知書には、評価報告書（写）を添付する。

(2) 通知書には、認証不可の理由を明示しなければならない。

(3) 通知書に「異議申立書（様式5）」を添付し、申請者の異議を受け付ける。

(4) 通知書に「是正処置報告書（様式6）」を添付し、申請者の改善の申し立てを受け付ける。

6. 7 再審査

- (1) 認証センターは、認証不可とした製品について、「異議申立書（様式5）」が提出された場合には、速やかに再審査を行い、認証の可否を決定する。
- (2) 認証センターは、「是正処置報告書（様式6）」が提出された場合には、是正処置の有効性を審査し、認証の可否を決定する。
- (3) 前2項の書類が提出された場合、認証センターによる必要性の判断により、最初に評価を行った機関又は、別の評価機関へ再度評価を依頼することができる。

6. 8 認証の有効期間

- (1) 認証の有効期間は3年間とする。
- (2) 認証の延長は「6. 2 認証の申請」による。
但し、認証センターは、書類審査のみで再認証することができる。
- (3) 認証の方法に重要な変更が生じた場合には、有効期間を短縮することができる。
- (4) 有効期間の短縮は、認証委員会の審議を経なければならない。
(重要な変更の例示)
 - a) 評価基準が大きく改定された場合
 - b) J I S規格が大きく改定された場合

6. 9 認証業務の監視

- (1) 認証センターは、認証可否の状況を認証委員会へ報告しなければならない。
- (2) 認証センターは、異議申立書が提出された案件について、認証の可否にかかわらず、異議申立ての処理の経緯について、苦情処理・サーベランス部会に報告しなければならない。
- (3) 認証センターは、認証業務についての苦情を受け付けた場合は、誠意を持って対応し、苦情処理の経緯を記録する。

6. 10 認証製品の監視

- (1) 認証センターは、認証製品についての情報を監視し、問題があるときは苦情処理・サーベランス部会に報告しなければならない。
- (2) 認証センターは、認証製品についての苦情受付窓口を設け、苦情情報を受け付ける。
- (3) 認証センターは、認証製品の事故や申請者の品質管理体制について広く情報を収集する。

6. 11 認証取消

- (1) 認証センターは、認証製品に問題が生じた場合、認証を取り消すことができる。
- (2) 認証センターは、理由を明示した「認証取消通知書」を申請者に送付するととも

- に、認証製品リストから抹消し、公開情報等を訂正する。
- (3) 認証の取り消しは、苦情処理・サーベランス部会に報告しなければならない。

7. 1 付則

- (1) 国庫補助金の交付を受けて本評価事業を実施する場合、6. 2 (3) に定める審査料の規程は、適用しない。

様式 1

認証申請書

平成 年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長 殿

申請者の名称 _____

代表者名 _____ 印

住所 〒□□□-□□□□

TEL 番号 _____ ()

FAX 番号 _____ ()

電子メールアドレス _____

福祉用具の臨床的評価による認証を申請します。

製品の名称	
型式番号	
福祉用具の種目	<input type="checkbox"/> 手動車いす <input type="checkbox"/> 電動車いす（標準形、簡易形、ハンドル形） <input type="checkbox"/> 特殊寝台 <input type="checkbox"/> スロープ <input type="checkbox"/> 入浴台 <input type="checkbox"/> 浴槽内いす <input type="checkbox"/> 浴室用すのこ及び浴槽用すのこ <input type="checkbox"/> 入浴用いす <input type="checkbox"/> 歩行器・歩行車 <input type="checkbox"/> ポータブルトイレ <input type="checkbox"/> エルボークラッチ・多脚つえ
製造事業所	事業所の名称 _____ 住所 〒□□□-□□□□ TEL 番号 _____ () FAX 番号 _____ ()
工学的安全性	適合の証明方法： 第三者認証による認証書を添付すること。
TAISコード (取得している場合のみ記載 すること。)	□□□□□-□□□□□□ (付属品) □□□□□-□□□□□□
QAPコード	(記入不要)
備考 (付属品等)	

様式 2

福祉用具臨床的評価報告書

平成 年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長 殿

評価機関名 _____

責任者名 _____ 印

住所 〒□□□-□□□□

TEL 番号 _____ ()

FAX 番号 _____ ()

電子メールアドレス _____

福祉用具臨床的評価の結果について報告します。

製品の名称	
製品型番	
メーカー名	
TAISコード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□-□□□□□□
QAPコード	
備考	

判定結果 合 否

判定基準の変更 無し・有り ()

総評	
----	--

受付	認証	情報	備考

様式 3

認証通知書

認証センター発第 号
平成 年 月 日

(申請者) 殿

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長

下記製品は、福祉用具臨床的評価の認証に合格しましたので通知します。

製品の名称	
製品型番	
メーカー名	
TAISコード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□-□□□□□□
QAPコード	
備考	

判定結果	合
------	---

判定基準の変更 無し・有り()

総評	
----	--

注意：評価申請時と異なる方法に製造方法を変更する場合には、再審査が必要となる
ことがありますので、速やかに福祉用具認証センターにご連絡下さい。

受付	認証	情報	備考

様式 4

認証不合格通知書

認証センター発第 号
平成 年 月 日

(申請者) 殿

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長

下記製品は、福祉用具臨床的評価の認証に合格しませんでしたので通知します。

製品の名称	
製品型番	
福祉用具の種目	
メーカー名	
TAISコード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□-□□□□□□
QAPコード	
備考	

判定結果	否
------	---

判定基準の変更 無し・有り()

総評	
----	--

- (1) 不合格の理由に異議がある場合は、様式5により異議申立書を提出してください。
(2) 不合格の原因個所を改善する場合は、様式6により是正処置報告書を提出してください。

受付	認証	情報	備考

様式 5

異議申立書

平成 年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長 殿

申請者の名称 _____

代表者名 _____ 印

住所 〒□□□□-□□□□

TEL 番号 _____ ()

FAX 番号 _____ ()

電子メールアドレス _____

平成 年 月 日付認証センター発第 号による、福祉用具臨床的評価の認証不合格通知に対し、異議を申し立てます。

製品の名称	
型式番号	
福祉用具の種目	
不合格の理由	
異議申立ての理由	
TAISコード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□-□□□□□
QAPコード	

様式 6

是正処置報告書

平成 年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
福祉用具認証センター長 殿

申請者の名称 _____

代表者名 _____ 印

住所 〒□□□□-□□□□

TEL 番号 _____ ()

FAX 番号 _____ ()

電子メールアドレス _____

平成 年 月 日付認証センター発第 号による、福祉用具臨床的評価の認証不合格通知に対し、是正処置を実施しますので、確認をお願いします。

製品の名称	
型式番号	
福祉用具の種目	
不合格の理由	
是正処置	1. 是正処置の計画概要 2. 是正処置の実施日（又は予定日） 3. 是正処置の結果、確認可能となる日
TAISコード (取得している場合のみ記載すること。)	□□□□□-□□□□□
QAPコード	

2. 認証センター業務規程 (品質マニュアル)

1. 目的

本規程は、公益財団法人テクノエイド協会の普及部に設置する「福祉用具認証センター」の業務の品質を維持し、福祉用具臨床的評価事業（以下「本評価事業」という。）の信頼性を高め、もって社会の信頼に応えることを目的として制定する。

2. 適用

本規程は、公益財団法人テクノエイド協会（以下「本協会」という。）の普及部に設置する「福祉用具認証センター」（以下「認証センター」という。）が実施する業務に適用する。

3. 用語の定義

3. 1 福祉用具

本評価事業で対象とする福祉用具は、介護保険等において公的給付の対象となりうる種目の福祉用具とし、認証委員会で選定する。

3. 2 評価基準

評価基準とは、本評価事業の対象となる福祉用具の種目毎に制定された臨床的評価の基準をいう。※別添「評価対象及び評価項目」参照

3. 3 申請者

福祉用具の製造事業者又は輸入事業者であって、その製品について本評価事業による認証を本協会に依頼するものをいう。

3. 4 認証

申請者により、認証を依頼された福祉用具について、申請者による「申請書（様式1）」及び評価機関による「評価報告書（様式2）」を認証センターで審査し、認証の可否を決定する手続きをいう。

4. 業務の基本方針

本認証センターは、その業務の遂行にあたり、業務の基本方針を次のとおり定める。

- (1) 全ての業務を公平に行い、申請者による差別等の不公平な業務は行わない。
- (2) 本認証センターの業務は、本業務規程に基づいて遂行する。
- (3) 本認証センターの業務を適正に遂行するための要員を確保し、それを維持する。

5. 業務文書

認証センターは、業務に必要な業務手順書及び業務記録を定め、手順に従い管理する。

(1) 業務手順書

業務手順書は、文書の区分毎に、必要に応じ作成・承認等を行う。

文書区分	識別 No.	作成者	承認者
福祉用具臨床的評価業務方法書	認証センター 規程	普及部	認証センター長
福祉用具認証センター業務規程 福祉用具臨床的評価認証委員会規程 福祉用具臨床的評価判定基準制定規程	個別規程	普及部	認証センター長
個別の評価項目	個別基準	認証委員会	認証センター長
その他の一般文書	一般文書	普及部	認証センター長

(2) 業務記録の管理

業務記録は、記録の区分毎に、認証センターに保管する。業務記録には下記の記録がある。

品質記録の名称区分	識別 No.	作成者	承認者	保管期限
認証製品リスト	認証ー	業務責任者	認証センター長	20年
認証記録（個別製品）	同上	業務責任者	認証センター長	20年
評価記録（個別製品）	評価ー	業務責任者	認証センター長	20年
評価機関委託契約書	委託ー	業務責任者	認証センター長	20年
苦情処理	Kー	業務責任者	認証センター長	3年
内部監査	Nー	認証センター長		3年
是正処置	Cー	業務責任者	認証センター長	3年
予防処置	Pー	業務責任者	認証センター長	3年
申請書リスト	申請ー	業務責任者	認証センター長	10年

6. 内部監査

(1) 本評価事業が、適正に遂行されているかどうかを確認するため、認証センター長は、毎年5月に認証センター業務の内部監査を実施する。

3. 福祉用具臨床的評価事業認証委員会規程

(設置)

第1条 福祉用具認証委員会（以下「本委員会」）は、介護保険等において公的給付される福祉用具の適切な普及を図るため、福祉用具を臨床的側面から評価し、安全で使いやすい福祉用具を認証する業務のあり方を審議し、公的財団法人テクノエイド協会（以下「本協会」という。）理事長に答申することを目的として、本協会内に設置する。

(業務権限)

第2条 本委員会は、本協会理事長の委嘱により、以下の事項を審議し、決定する。本協会理事長は、その決定を尊重するものとする。

- (1) 評価基準の制定
- (2) 評価者の要件等、評価事業全般に係わる事項
- (3) 評価結果の確認、公表
- (4) 苦情処理・サーベランス結果等の妥当性に係わる事項

(構成)

第3条 本委員会の委員は、本協会理事長が委嘱する。

- (1) 本委員会の委員長は、委員の互選により定める。
- (2) 本委員会の事務は、本協会内の普及部が行う。

(開催)

第4条 本委員会は、委員長が召集し、統括する。

(審議)

第5条 本委員会の審議は、合議制で行い、合意に至らない場合の審議は、委員長が決定するものとする。

- (1) 委員は、以下の利害関係のある議案について、原則的には審議に参加できないものとし、委員と審議事項との利害関係がある場合には、その利益相反について、公平性、透明性が確保される方策を講じること。
 - ・委員の属する組織に関する審議
 - ・委員の属する組織の成果物に関する審議
 - ・委員が助言・指導した組織の成果物に関する審議

(部会)

第6条 本委員会に対する答申機関として、次の部会を設置する。

- ・ 基準部会
- ・ 苦情処理・サーベランス部会
- ・ その他本委員会が必要とする部会

- (1) 部会長は、本委員会の委員とし、本委員会が指名する。
- (2) 部会員は、部会長の推薦により、本協会理事長が委嘱する。
- (3) 部会の運営規則は、本委員会の運営に準ずる。

(守秘義務)

第7条 委員及び部会員は、本委員会の業務により知り得た情報を、本委員会業務以外の目的に使用または漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は、委員及び部会員でなくなった後も継続するものとする。

(報酬等)

第8条 委員報酬等の細則は、本協会内の規定に準ずる。

4. 福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程

(制定範囲)

第1条 臨床的評価の評価基準は、認証委員会が定めた福祉用具の臨床的評価による認証の評価対象製品区分毎に制定する。

(原案作成)

第2条 評価基準の原案の作成は、認証委員会が設置する基準部会に委嘱する。

(記載項目)

第3条 評価基準は、本規程の別紙に定める共通評価基準を基礎として制定されなければならない。

第4条 評価基準には、以下の事項を明示しなければならない。

但し、共通評価基準を変更せずに適用する場合は、記載を省略できる。

※別添「評価対象及び評価項目」参照

- (1) 福祉用具の製品区分
- (2) 評価にあたって想定する利用者
- (3) 評価にあたって想定する介護者
- (4) 評価項目
- (5) 確認方法
- (6) 判定の目安

A、B、Cの3区分毎に具体的な目安を明示する。

但し、取扱・表示の評価項目については、「留意点」に置き換える。

- (7) 解釈基準等

本項目については、必要に応じて明示する。

- (8) 判定結果欄
- (9) 特記事項欄

(制定及び改廃)

第5条 評価委員会は、評価基準の原案を審議し、制定する。

- (1) 評価委員会は、必要に応じて、評価基準の見直しの必要性の有無を審議する。
- (2) 評価委員会は、必要に応じて、評価基準を見直すことができる。

(公表)

第6条 認証センター長は、制定された評価基準を登録し、公開するとともに、申請者の求めに応じて供与しなければならない。

福祉用具臨床的評価共通評価基準

1. 介護保険の種目及び該当するJIS規格名称及び番号

臨床的評価における 種目名称	介護保険における該当種目	該当するJIS規格
1. 車いす	貸与告示第1項 車いす	JIS T 9201 手動車いす
2. 電動車いす (標準形・簡易形)	貸与告示第1項 車いす	JIS T 9203 電動車いす
3. 電動車いす (ハンドル形)	貸与告示第1項 車いす	JIS T 9208 ハンドル形電動車いす
4. 特殊寝台	貸与告示第3項 特殊寝台	JIS T 9254 在宅用電動介護用ベッド
5. 車いす用可搬形スロープ	貸与告示第8項 スロープ	JIS T 9207 車いす用可搬形スロープ
6. 入浴台	購入告示第3項 入浴補助用具	JIS T 9257 入浴台
7. 浴室内すのこ及び浴槽内 すのこ	購入告示第3項 入浴補助用具	JIS T 9258 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ
8. 浴槽内いす	購入告示第3項 入浴補助用具	JIS T 9259 浴槽内いす
9. 入浴用いす	購入告示第3項 入浴補助用具	JIS T 9260 入浴用いす
10. ポータブルトイレ	購入告示第1項 腰掛便座	JIS T 9261 ポータブルトイレ
11. 歩行器・歩行車	貸与告示第9項 歩行器・歩行車	JIS T 9264 歩行補助具－歩行器 JIS T 9265 歩行補助具－歩行車
12. エルボークラッチ・多 脚つえ	貸与告示第10項 歩行補助つえ	JIS T 9266 歩行補助具－エルボークラッチ JIS T 9267 歩行補助具－多脚つえ
13. ベッド用テーブル	貸与告示第4項 特殊寝台付属品	JIS T 9269 ベッド用テーブル

2. 判定にあたっての共通基準について

各評価項目の判定にあたっては、個別に定められた「判定の目安」を参考にするとともに、最終的には、以下の基準に照らし決定することとする。

また、想定した利用者以外を主たる利用者として想定している用具、特別なニーズを満たす用具等でその情報が利用者にとって有益である場合、あるいは、特殊な使用環境や周辺状況下で用具を使用する場合は、その旨を特記事項に記述することとする。

(1) 判定に係わる共通事項

A：問題なし	「一般的な利用者（介護者を含む）が、福祉用具を使用する上での安全性及び適合性が確保されており、公的給付による使用が適切である。」と判断できるもの
B：許容できる	「一般的な利用者（介護者を含む）が、福祉用具を使用する上での安全性は確保されているが、利用者の条件に適合させるには一定の専門性が必要であるもの。但し、専門家（OT・PT等）による適合は可能であるため、公的給付による使用が適切である。」と判断できるもの
C：問題あり	「一般的な利用者（介護者を含む）が、福祉用具を使用する上での安全性又は適合性に問題があるため、公的給付による使用が適切さに欠けるまたは適切ではない。」と判断できるもの

(2) 種目に係わる共通事項

介助者について	<p>評価項目の中には、ブレーキ操作やリクライニング操作、ティルト操作、また移乗動作等、介護者が行う事項が存在しており、ここでは、一般的なヘルパーが介助することを想定する。</p> <p>但し、想定した介護者以外を主たる介護者として想定している用具、特別なニーズを満たす用具でその情報が利用者や介護者にとって有益である場合は、あるいは、特殊な使用環境や周辺状況下で用具を使用する場合は、その旨を特記事項にその旨整理して評価を行う。</p>
適合等について	<p>① 利用者の身体状況に適合していることを前提に評価する。</p> <p>② 利用者（介護者を含む。）が、取扱説明書を読んでいること。また、きちんとした説明を受けたことを前提に評価する。</p> <p>③ 利用者が使うことを前提に評価する。</p> <p>④ エンドユーザー（利用者や介護者）が、工具を使用して日常的に行う軽微な調整等については、評価の対象とする。</p>

(3) 各種目に係わる評価条件

種 目	想定する利用者等について
1. 手動車いす	〔想定する利用者〕 ① 日常的に歩けない人や長時間歩くことが困難な要介護者
2. 電動車いす（標準形、簡易形）	〔想定する利用者〕 ① 日常的に歩けない人や長時間歩くことが困難な要介護者であって、自走用標準型車いすを操作することが難しい要介護者 ② 上肢に力のない人や、指の巧緻性がない者でも、ジョイスティックレバーを操作できる程度の機能が残っている者 ③ 重度の認知症のため短期記憶等が著しく障害されている場合の要介護者は除く
3. 電動車いす（ハンドル形）	〔想定する利用者〕 ① 日常的に歩けない人や長時間歩くことが困難な要介護者であって、自走用標準型車いすを操作することが難しい要介護者 ② 車いす上での座位保持能力がない者や、重度の認知症のため短期記憶等が著しく障害されている場合の要介護者は除く
4. 特殊寝台	〔想定する利用者〕 ① 日常的に寝返り、起き上がり、立ち上がりが何かにつかまらないとできない要介護者
5. 車いす用可搬形スロープ	〔評価にあたっての統一事項〕 ① スロープの重さは20kgまでのもの（レール形は1本が20kg） ② 使用する車いす「標準形の自操用車いす」とする ③ 車いすに乗車するモデルの体重は「50kg～60kg」とする ④ スロープを架ける段差の高さは、「適用段差高さの範囲」の最大値とする ⑤ スロープを昇降する際、使用する車いすによっては、フットプレートや転倒防止バーがスロープや地面に干渉することがあるため、干渉する場合には、介助者がキャスタアップなどの操作を行うこととする ⑥ スロープを架ける上端及び下端の環境は、フラットで安定性が保たれ、きちんと適合していることとする
6. 入浴台	
7. 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ	〔評価にあたっての統一事項〕 ① 評価環境に合わせて全体にすのこを敷き詰めることは困難なことから、JIS認証された既製品による評価とする ② 評価にあたっては、全体に敷き詰めた状態であることを想定し、評価すること（「浴槽内すのこ」で部分的な使用が可能なタイプは除く） ③ すのこの高さは諸元表に記載されている最大高で行うこと。
8. 浴槽内いす	
9. 入浴用いす	〔想定される利用者〕 ① 立ち座りの動作が、不安定な人 ② 肘掛けがある製品を試用する人には、洗体時の体幹バランスが不安定な人も含まれる ※浴槽への出入りは、「座位移動により行っている人」や、「立位により行っている人」などが想定される 〔想定する使用環境〕 ① 一坪程度の浴室の広さを想定する ② 石鹸やボディソープ等を使用した場面までは想定しない

<p>10. ポータブルトイレ</p>	<p>〔想定される利用者〕</p> <p>① 要介護3程度までの利用者を想定することとし、トイレ上で安楽な姿勢をとることができる者とする。</p> <p>② トイレまでの移動距離を短くしたい人</p> <p>③ 肘掛けがある製品を使用する人には、排泄時の体幹バランスが、多少不安定な人も含まれる</p> <p>※「通常トイレの環境に問題がある人」や、「通常トイレまでの住環境に問題がある人」が想定される</p> <p>※使用頻度としては、「介助者が不在の時」、「夜間のみ使用している人」などが想定される</p>
<p>11. 歩行器・歩行車</p>	<p>〔想定される利用者〕</p> <p>① 何かにつかまれば、歩行できる人</p> <p>② 短い距離の歩行は可能であるが、長い距離の歩行は困難な人</p> <p>③ 歩行時のバランスが、不安定な人</p>
<p>12. エルボークラッチ・多脚つえ</p>	<p>〔想定される利用者〕</p> <p>① 歩行時の体幹バランスが、不安定な人</p> <p>但し、エルボークラッチについては、上肢機能の低下、もしくは体重を支持するための十分な筋力を備えていない人も含む</p>
<p>13. ベッド用テーブル</p>	<p>〔想定される利用者〕</p> <p>① ベッド上で食事をとる、または雑誌を読む等の活動を行う人</p> <p>〔評価にあたっての統一事項〕</p> <p>① テーブルに適合する特殊寝台を利用する</p>

3. 評価実施機関向け評価指針について

上記2の共通基準による他、認証センターでは、実施機関向けの評価指針を作成し、実施機関は評価実施に際して、これをもとに評価にあたることとする。

なお、この規程に定めがない場合には、都度必要に応じて、認証センターと実施機関において協議のうえ、決定することとする。

(1) 車いす

4. 保守・保清性－ (1) 保守－ 1 保守が容易にできるか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	日常的に利用者／介護者が保守を行うべき箇所をタイヤの空気圧の調整に限定して、その操作がしやすいかどうかを確認する。

4. 保守・保清性－ (2) 保清性－ 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	想定される保清の内容は、身体が接触する箇所（座／背シート、アームサポート、ヘッドサポート、ハンドル、ハンドリム、ブレーキ等）が保清しやすいかどうかを判断する。

(4) 特殊寝台

評価の際に用いる車いすに係る評価指針	
評 価 指 針	
評価を行う際に使用する車いすについては、当該ベッドに適用した使いやすい機器（アームレスト跳ね上げ式等）を評価実施機関が選定する。また、利用者の身体状況に適合していることを前提とする。	

1. 操作機能性－ (3) 電動機能（背上げ、足上げ、昇降機能）－ 1 膝関節位置と股関節位置にズレが生じないか	
確認方法	評価指針
股関節と膝関節の位置が適合しているか確認する。 具体的には、以下の手順で行う。 ①基本位置に仰臥位で寝る。（基本位置はメーカーが指定しているときは指定位置）。指定していない時には、「別記」参照。） ②膝関節を最大角度まで上げる。 ③次いで背を40度まで上げる。（背・膝連動タイプは、背を40度まで上げる。）	途中で圧迫感や大きなズレを感じても、その解除動作（介助でも自立でも）は行わない。 モデル身長は、取説に記述されている中間値程度とする。記述がない場合は155～160cmの範囲とする。 別記： ①ベッドを平らにした状態で、モデルはヘッドボードに近い位置に寝る。 ②膝関節を最大に上げる。 ③次に背を40度まで上げる。 ④上記③の状態でも10秒ほど静止する。 ⑤背を平らまで下げる。 ⑥膝を平らまで下げる。 ⑦この位置を基本位置と設定する。

1. 操作機能性－ (4) その他－ 4 足元にマットレス止めを備えているか	
確認方法	評価指針
操作および目視により確認する。標準的なマットレスを使用し、モデルを標準的な位置に寝かせて足上げをした後に背を挙げるという動作を繰り返して、一杯まで背を上げる。この後、背を平らにし、これらの過程でマットレスのズレを確認する。	実際の介助場面を想定し、サイドレールを外した状態で評価する。

(5) 可搬形スロープ

4. 保清性－ (1) 保清性－ 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	屋外で使用することが多いことから、日常の簡単な手入れ程度（拭き掃除や掃き掃除）を評価の範囲とする。

(6) 入浴台

4. 保清性－ (1) 保守－ 1 保守が容易にできるか	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	座面の水平を保つために行うロックナット等による脚の高さ調整は、日常的な保守の範囲とする。

4. 保清性－ (2) 保清－ 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	カビが発生しないよう、水を抜きやすいかなど、簡単に手入れできるか確認をする。

(7) 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ

1. 操作機能性－ (2) 使用時の設置状況－ 2 用具にズレが生じないか	
確認方法	評価指針
中央や四隅などを足で数回踏み込むなどして、用具に大きなズレが生じないか確認する。	浴槽内すのこについては、湯を張った状態で評価する。

2. 安全性－ (2) 使用時の設置状況－ 2 入浴及び入浴介助動作時に転倒する危険性はないか	
確認方法	評価指針
天板の形状やデザイン、ガタツキ、たわみなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。	浴槽内すのこについては、湯を張った状態で評価する。

4. 保清性－ (1) 保清－ 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	カビが発生しないよう、水を抜きやすいかなど、簡単に手入れできるか確認する。

(8) 浴槽内いす

1. 操作機能性－ (1) 設置・撤去－ 1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	
確認方法	評価指針
介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。 ※取説に明記された設置及び撤去の手順に沿って行うこと。但し、明記されていない場合には、①浴槽に湯を張った状態と②張っていない状態の両方により、設置及び撤去のしやすさを確認する。 ※吸盤により固定するものについては、その操作が簡単にできるかも確認すること。	湯を張った状態で評価をする。 確認方法の①及び②で判定が異なる場合には、低い方の結果を判定欄に記録し、必要に応じて特記事項に記載すること。

1. 操作機能性－ (3) 使用時の設置、固定性－ 1 使用時の設置、固定性（気になるほどのガタはないか）	
確認方法	評価指針
利用者による入浴の場面を想定し、浴槽内いすが設置又は完全に固定されているか、実際に湯を張った状態で動作を行って確認する。使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。明記されていない場合、展示場等にある標準的な浴槽を想定する。 ※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションすること。 ※底部（浴槽底）のデザインや凹凸、模様などにより利用者の使用感が異なり利用者により有用な情報がある場合、その旨を特記事項に記入する	湯を張った状態で評価する。 吸盤等により固定するものについては、設置に固定性の評価を含めること。

1. 操作機能性－ (3) 使用時の設置、固定性－ 2 用具にズレが生じないか。	
確認方法	評価指針
利用者による入浴の場面を想定し、用具に大きなズレが生じないか確認する。	湯を張った状態で評価する。

1. 操作機能性－ (4) 天板の形状－ 1 滑りにくい形状となっているか	
確認方法	評価指針
天板の形状やデザインなどに問題ないか、目視及び感触により確認する。	湯を張った状態で評価する。

2. 安全性－ (1) 全般－ 1 利用者や介護者の身体に触れる箇所が、傷つけるデザインになっていないか。	
確認方法	評価指針
利用者や介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に湯を張った状態で入浴及び入浴介助動作を行い、目視及び触感によって確認する。	湯を張った状態で評価する。

2. 安全性－ (1) 全般－ 2 設置（固定）及び撤去（解除）時に身体を傷つけるデザインとなっていないか。	
確認方法	評価指針
利用者や介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 ※取説により明記された手順に沿って行うこと。但し、記述されていない場合、①浴槽に湯を張った状態と、②張っていない状態の両方で評価する。	湯を張った状態で評価する。 確認方法の①及び②で判定が異なる場合には、低い方の結果を判定欄に記録し、必要に応じて特記事項に記載すること。

2. 安全性－ (1) 全般－ 4 使用時に転倒する危険性はないか	
確認方法	評価指針
入浴及び入浴介助動作を行い、天板の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。	湯を張った状態で評価する。

2. 安全性－ (1) 全般－ 5 浴槽の内や外で、踏み台として利用した場合、転倒する危険性はないか	
確認方法	評価指針
利用者による入浴の場面を想定し、用具に大きなズレやガタツキが生じないか、実際に湯を張り確認する。 ※取説により、踏み台利用を禁止している場合は、対象外とする。 ※動作は、利用者が浴槽をまたぎ用具を踏み台として使用する動作をシミュレーションすること。	湯を張った状態で評価する。

4. 保清性－ (2) 保清性 1 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	カビが発生しないよう、水を抜きやすいかなど、簡単に手入れできるか確認する。

(9) 入浴用いす

全体に係る評価指針
評 価 指 針
手入れの状態や使用年数を重ねることにより、調節しづらくなる場合が想定されるが、ここでは新品を想定する。

1. 操作機能性－ (4) 背もたれの取り外し、取り付け	
確認方法	評価指針
<p>利用者や介護者が行うことを想定し、座面の回転操作が簡単にできるか、利用者が座った状態で実際に操作して確認する。</p> <p>※座面の回転操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※操作レバーの位置や方法が適切か、利用者が座った状態で、実際に操作して確認する。</p> <p>※回転機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>利用者と介助者により操作感が異なる場合には、厳しい方の選択肢を選ぶことと、特記事項には双方の意見を記述することとする。</p>

1. 操作機能性－ (6) 使用時の安定性等について 1 使用時の安定性について（気になるほどのガタはないか）	
確認方法	評価指針
<p>利用者や介護者による入浴介助の場面を想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。</p> <p>使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。</p> <p>※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。</p> <p>※また、入浴台としても使用可能なものについては、浴槽への出入り動作もシミュレーションを行う。</p> <p>※評価する環境について、洗い場には極端な水勾配は無いものとする。</p>	<p>座面や床に水をまいた状態で評価する。</p>

1. 操作機能性－ (6) 使用時の安定性等について 2 用具にズレが生じないか	
確認方法	評価指針
<p>利用者や介護者による入浴介助の場面を想定し、本体が大きくズレることがないか、実際の動作を行って確認する。</p> <p>※利用者や介護者の身体が、肘掛けや脚にあたり、本体にズレが生じるようなことはないか確認する。</p>	<p>座面や床に水をまいた状態で評価する。</p>

1. 操作機能性－ (7) 座面・背もたれ・肘置き of 素材、形状 1 座面・背もたれ・肘置き of 固さ	
確認方法	評価指針
利用者や介護者による入浴介助の場面を想定し、座面・背もたれ・肘置き of 素材、形状は、過度に固すぎて痛いことはないか確認する。	座面や床に水をまいた状態で評価する。

1. 操作機能性－ (7) 座面・背もたれ・肘置き of 素材、形状 2 座面・背もたれ・肘置き of 滑りにくさ	
確認方法	評価指針
利用者や介護者による入浴介助の場面を想定し、座面・背もたれ・肘置き of 素材、形状により、過度に滑りやすすくないか確認する。	座面や床に水をまいた状態で評価する。

4. 保清性－ (2) 保清性 2 保清が容易にできるか	
確認方法	評価指針
介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	カビが発生しないよう、水を抜きやすいかなど、簡単に手入れできるか確認する。

5. 福祉用具臨床的評価機関登録規程

(申請)

- 第1条 福祉用具臨床的評価事業に伴う評価機関の登録は、「福祉用具臨床的評価事業業務方法書(認証業務マニュアル)」に定めるところにより、臨床評価を実施しようとする者の申請により行う。
- 2 前項の登録は、認証センター長に対して、様式1「評価機関登録申請書」を提出することとする。
 - 3 前項の登録は、認証センターが承認した日より当該年度3月末日までの期間とする。

(登録の要件)

- 第2条 登録を申請する者(以下この条において「登録申請者」という。)は次に掲げる要件の全てに適合していなければならない。
- 一 福祉用具臨床的評価事業業務方法書(認証業務マニュアル)及び福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程を備えていること。
 - 二 登録申請者が臨床評価機関の認定を受けるための要件として次に掲げることを遵守すること。
 - イ 臨床評価機関には評価チームを編成し評価を行うこと。
 - ロ 評価チームには、申請者と利害関係のある要員を含んではならないこと。
 - ハ 評価チームは、評価責任者を含む4～5名程度により編成し、以下の有資格者を含まなければならない。ただし、評価責任者は有資格者を兼任することができる。
 - エンジニア：工学的側面を理解しユーザビリティ評価できる者
 - PT又はOT：運動機能や生活機能の観点から評価できる者
 - 相談担当者：在宅における適合経験がある者(3年以上)
 - エキスパートユーザー：障害当事者(あらゆる障害に精通した者が望ましい)
 - ニ 判定は、評価項目ごとに実施し、評価チームの合議制により判定すること。

(審査)

- 第3条 認証センターは、登録申請者を審議し、登録の可否を決定する。
- 2 認証センターは、評価機関の評価能力について、下記の観点から認証委員会の意見を求めることができる。
 - 一 要員の能力及び経験
 - 二 臨床的評価の結果
 - 3 認証センター長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を認めてはならない。
 - 一 福祉用具臨床的評価事業業務方法書(認証業務マニュアル)、福祉用具臨床的評価事業判定基準制定規程及び本規程を準拠せず不適切と認められるとき。
 - 二 第6条の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

(登録)

- 第4条 認証センターは、臨床評価機関として登録した機関へ指定書を交付する。
- 2 登録は、臨床評価機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録年月日及び登録番号

- 二 臨床評価機関の名称及び住所
- 三 臨床評価機関が行う福祉用具の製品区分
- 3 認証センター長は、登録した臨床評価機関に専用システムにおいて使用するIDとパスワードを発行する。

(臨床的評価)

第5条 認証センターは、評価機関として登録した機関に製品を指定して臨床的評価を行わせることができる。

(登録の取消)

第6条 認証センターは、評価機関の評価体制等が不適切であると認める時には、評価機関の登録を取り消すことができる。

様式 1

評価機関登録申請書

平成 年 月 日

認証センター長 殿

評価機関名 _____

責任者名 _____ 印

住所 〒□□□-□□□□

TEL 番号 _____ () _____

FAX 番号 _____ () _____

電子メールアドレス _____

公益財団法人テクノエイド協会が行う福祉用具の臨床的評価業務に係わる評価機関として、登録願いたく、申請いたします。

福祉用具の製品区分	
当該製品に関する過去の業務経験、臨床的評価の実績等	
評価の体制	評価責任者氏名 _____ (注1) 評価担当者 (注2) エンジニア氏名 _____ 職員・委嘱 _____ 職員・委嘱 OT又はPT氏名 _____ 職員・委嘱 登録番号 _____ _____ 職員・委嘱 登録番号 _____ 相談担当者氏名 _____ 職員・委嘱 経験 年 _____ 職員・委嘱 経験 年 エキスパートユーザー氏名 _____ 職員・委嘱
業務管理の体制	手順書 整備済み (月) までに整備 守秘義務に関する内部規程 なし 別紙添付

(注1) 評価責任者が評価担当者を兼務する場合は、該当の担当者区分にも記入する。

(注2) エキスパートユーザーを除く評価担当者については、別紙「略歴証明書」に所定の事項を記載し、評価責任者の能力証明を受けること。

別紙

略歴証明書

平成 年 月 日

当評価機関に所属する評価担当者は、下記の経歴を有し、福祉用具の臨床的評価を行うに際して十分な知識を持ち、また、ユーザビリティ評価が可能であることを証明します。

評価責任者 _____ 印

資格区分	氏名	期 間	業務経験・教育等
エンジニア		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
OT・PT		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
福祉用具相談 担当者		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
その他		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	

福祉用具臨床評価に係る評価見積書

平成 年 月 日

認証センター長 殿

評価機関名 _____

責任者名 _____ 印

住所 〒□□□-□□□□

TEL 番号 _____ ()

FAX 番号 _____ ()

電子メールアドレス _____

公益財団法人テクノエイド協会が行う福祉用具臨床的評価業務に係わる臨床評価実施にあたり、当機関での臨床評価費は以下のとおりです。

※1 申請あたりの単価

単位：円

臨床評価種目	金額
車いす	円
電動車いす（標準形・簡易形・ハンドル形）	円
特殊寝台	円
車いす用スロープ	円
入浴台	円
浴室用すのこ及び浴槽用すのこ	円
浴槽内いす	円
入浴用いす	円
ポータブルトイレ	円
歩行器・歩行車	円
エルボークラッチ・多脚つえ	円
ベッド用テーブル	円

6. 福祉用具臨床的評価認証マークに関する細則

1. 臨床的評価業務方法書 6. 5 (3) に定める福祉用具臨床的評価認証マークで表示する事項は、別表に定める様式の表示、該当する福祉用具の製品区分および評価基準とする。
2. 表示の方法は、容易に消えない方法による印刷および押印、刻印その他適切な方法とする。
3. 認証センターは、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該被認証者に対し、これを是正し、及び必要となる予防措置を講じるよう請求するものとする。
 - (1) 認証にかかる福祉用具以外の福祉用具又はその包装、容器等に臨床的評価認証マークの表示又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。
 - (2) 認証にかかる福祉用具以外の福祉用具の広告に、当該福祉用具が認証を受けていることを誤解される恐れのある方法で臨床的評価認証マークの表示又はこれと紛らわしい表示を使用しているとき。
 - (3) 被認証者にかかる広告に、臨床的評価認証マークに関し、第三者を誤解させる恐れのある内容があるとき。

福祉用具臨床的評価事業

評価対象及び評価項目

1. 車いす.....	82
2. 電動車いす（標準形・簡易形）.....	87
3. 電動車いす（ハンドル形）.....	93
4. 特殊寝台.....	98
5. 車いす用可搬形スロープ.....	102
6. 入浴台.....	105
7. 浴室内すのこ及び浴槽内すのこ.....	109
8. 浴槽内いす.....	112
9. 入浴用いす.....	116
10. ポータブルトイレ.....	122
11. 歩行器・歩行車.....	128
12. エルボークラッチ・多脚つえ.....	134
13. ベッド用テーブル.....	137

<モデル評価項目>

1. トランスファーボード.....	142
2. スライディングシート.....	145

1. 車いす

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 基本操作が簡単にできるか	①直進する(前進・後退) ②曲がる(左右への方向転換) ③旋廻することが簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
(2) 着脱式部品(アームサポート、フットサポート、バックサポート、車輪、等)の着脱操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の着脱操作、跳ね上げ操作、その他の操作(ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
2 装着時の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が着脱可能な部品について、装着時に完全に固定できているか、実際に操作を行って確認する。	A: 固定性が十分に保たれている。 B: 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C: 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(3) 折りたたみ式部品(フレーム、バックサポート、フットサポート、等)の折りたたみ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の折りたたみ操作(ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
2 使用時の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が折りたたみ可能な部品について、使用時の固定性が得られているかを実際に操作を行って確認する。	A: 固定性が十分に保たれている。 B: 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C: 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(4) 調整式部品(張り調整、フットサポート、アームサポート、ヘッドサポート、ブレーキ等)の調整操作					
1 操作が簡単にできるか	部品の調整操作(ボタンやレバー、ベルト等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。 利用者や介護者が日常的に調整を行うことが想定される箇所(アームサポートやヘッドサポートなどで、工具を必要としない箇所)を評価する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。	利用者又は介護者において、まったく操作できない場合、C評価		
2 調整後の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が調整可能な部品について、その調整後(任意の角度及び位置)に固定性が得られているか実際に操作を行って確認する。	A: 固定性が十分に保たれている。 B: 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C: 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(5) ブレーキ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者がパーキングブレーキや介助ブレーキをかける・外す操作(レバーやペダル等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。	ブレーキの取付位置によることから、適切な位置で評価すること。 利用者又は介護者の力では、全く操作できない場合は、C評価		
(6) 転倒防止装置					
1 簡単に操作できるか	利用者や介護者が転倒防止装置の操作(ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順など)が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(7) ティッピングレバー操作					
1 キャスター上げ操作が簡単にできるか	指定体重に近い人を乗せ、5 cmの段差乗り越えを介助動作により行う。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(8) 段差乗り越え操作					
1 自力で段差を乗り越えられるか	利用者が2 cmの段差乗り越えを可能かどうか確認する。 他の機種を用いて段差を乗り越えられる人が当機種に習熟すれば可能になるかどうかで判定する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1	利用者及び介護者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）	
2	走行使用時に利用者及び介護者が車いすをターンしたときにキャスターが利用者の下肢に接触する危険性はないか	利用者の下肢(特に足部)がキャスターと干渉しないか、実際に操作を行って確認する。 ※フットサポートを適切な状態に調整して評価する。	A：接触することはない。 B：下肢に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：下肢を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価	
3	利用者がハンドリム駆動時に手指をブレーキに接触する危険性はないか	利用者がハンドリムを操作して駆動する際に、手指とブレーキ部分が干渉するかどうか、実際に操作を行って確認する。	A：接触することはない。 B：手指が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：接触して手指を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価	
4	介助走行時に、構造物が介護者の足を傷つける危険性はないか	介護者の下肢(足部/下腿等)や衣服が構造物と干渉しないか、実際に操作を行って確認する。	A：傷つけることはない。 B：下肢が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価	
5	静止使用時に利用者が前傾姿勢をとったときに、車いすが前方に転倒する危険性はないか	利用者が足部をフットサポートに置いた状態で、足部を触るように体幹を前方に倒した時、車いす後輪が浮き上がるなどの転倒につながる不安定さがあるか、実際に操作を行って確認する。 ※「床のモノを拾う」ような動作は、本来的にはフットサポートから足を下ろして動作を行うべきであるが、現状としてこのような行為が行われることがあることから、評価項目として掲げる。キャスターを直進走行時の後ろ向きにして、深く腰掛け、足元のモノを拾う動作をする。	A：転倒することはない。 B：転倒しないが、ゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C：転倒する危険性がある。	転倒して、軽傷事故がかなり起きる場合、C評価	

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
6	アームサポートとフット・レッグサポートを外した状態で、ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、利用者や介護者の身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
7	ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、ブレーキが利用者や介護者の身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(2) 着脱部品の着脱操作					
1	操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が部品の着脱操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価	
(3) 折りたたみ操作					
1	操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が部品の折りたたみ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。(全可動範囲で確認する)	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価	
(4) 調整操作					
1	操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が部品の調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。(全可動範囲で確認する) 利用者あるいは介護者が日常的に調整を行うことが想定される箇所(アームサポートやヘッドサポートなど)で、工具を必要としない箇所を評価する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価	
(5) ブレーキ操作					
1	操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者がブレーキ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つける危険性が高い。	適切な取付位置であることを確認する。 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価	

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(6) 転倒防止					
1 有効に作用しているか	後方転倒を引き起こす状態を設定し、転倒防止装置が有効に作用するか、実際に操作を行って確認する。	A：転倒を防止することができる。 B：転倒はしないが、著しいゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C：装置が作用しない、あるいは転倒する危険性がある。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

2. 電動車いす（標準形・簡易形）

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 基本操作が簡単にできるか	①駆動（前進・後退） ②曲がる（左右への方向転換） ③旋廻 ④スピードの調節が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(2) クラッチ					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作方法を容易に理解できるか、機構の形状や重さ、入り切りの方向は明確か、接触等で不慮に切り替わる危険性がないか等を確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(3) 充電					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や表示、操作手順を容易に理解できるか、電源プラグの着脱や充電状況の表示等が適切か等を確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(4) 操縦コントロールレバー					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作手順を理解できるかを確認する。装置の位置調整や形状選択が可能であれば、その調整を行った後の操作性を見る。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(5) コントロールボックス					
1 (机等への) 接近時の邪魔にならないか、もしくは回避するための手段が講じられているか	回避するための手段が講じられている場合は、利用者や介護者が、装置の位置調整や着脱、元に戻すことが容易か等を確認する。	A：対応できる。 B：対応はできるが、容易ではない。 C：全くできない。			
2 移乗時の邪魔にならないか、もしくは回避するための手段が講じられているか	回避するための手段が講じられている場合は、利用者や介護者が、装置の位置調整や着脱、元に戻すことが容易か等を確認する。	A：対応できる。 B：対応はできるが、容易ではない。 C：全くできない。			
(6) スイッチ					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所及び操作方法を簡単に理解できるか、設置位置は適切かを確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(7) 走行操作					
1 ピンポイント（軸を動かさないこと）での繰り返し操作が簡単にできるか	その場で回転して確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(8) 走行操作感					
1 平地を最大加速度で急発進したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。急発進後3~5m走行し、体幹の安定性、不安感を確認する。 前方に障害物が無い平坦地で実施する。 ※タイヤの空気圧は安定していること、屋内の平坦地での実施を前提とする。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、 C評価		
2 平地を最大減速度で急停止したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。最大速度にて3~5m走行後、急停止したときの体幹の安定性、不安感を確認する。 前方に障害物が無い平坦地で実施する。 ※タイヤの空気圧は安定していること、屋内の平坦地での実施を前提とする。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、 C評価		
3 平地を最大速度で180度旋回したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。最大速度にて3~5m走行後、180度旋回したときの体幹の安定性、不安感を確認する。 左・右回転で確認する。 前方に障害物が無い平坦地で実施する。 ※タイヤの空気圧は安定していること、屋内の平坦地での実施を前提とする。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、 C評価		
4 開示された実用段差を最大速度直進で上がったときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を上がったときの体幹の安定性、不安感を確認する。 ※取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。			
5 開示された実用段差を最大速度直進で降りたときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を降りたときの体幹の安定性、不安感を確認する。 段差を降りるとき前方に重心が移動するため、コントロールレバーから腕が落ちないか（スイッチが切れないか）も確認すること。 ※取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。			
6 走行中に間違っ て電源スイッチを切っ ても不安感 は無い か	平地を最大速度で走行し、電源を切る。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：不安感が生ずるが、実際に落下するほどではない。 C：落下する危険性がある。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(9) 着脱式部品（アームサポート、フットサポート、バックサポート、車輪、等）の着脱操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の着脱操作、跳ね上げ操作、その他の操作（ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 装着時の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が着脱可能な部品について、装着時に完全に固定できているか、実際に操作を行って確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(10) 折りたたみ式部品（フレーム、バックサポート、フットサポート、等）の折りたたみ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が部品の折りたたみ操作（ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）を簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 使用時の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が折りたたみ可能な部品について、使用時の固定性が得られているかを実際に操作を行って確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(11) 調整式部品（張り調整、フットサポート、アームサポート、ヘッドサポート、ブレーキ等）の調整操作					
1 操作が簡単にできるか	部品の調整操作（ボタンやレバー、ベルト等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。 利用者や介護者が日常的に調整を行うことが想定される箇所（アームサポートやヘッドサポート等）で、工具を必要としない箇所を評価する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 調整後の固定性が保たれているか(気になるほどのガタはないか)	調整可能な部品について、その調整後（任意の角度及び位置）に固定性が得られているか実際に操作を行って確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(12) ブレーキ操作					
1 操作が簡単にできるか	パーキングブレーキや介助ブレーキをかける・外す操作（レバーやペダル等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(13) 転倒防止装置					
1 簡単に操作できるか	転倒防止装置の操作（ボタンやレバー等の操作箇所、操作する方向や力加減、手順等）が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
2 走行使用時に利用者が車いすをターンしたときにキャスターが利用者の下肢に接触する危険性はないか	利用者の下肢(特に足部)がキャスターと干渉しないか、実際に操作を行って確認する。 ※フットサポートを適切な状態に調整して評価する。	A：接触することはない。 B：下肢に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：下肢を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 静止使用時に利用者が前傾姿勢をとったときに、車いすが前方に転倒する危険性はないか	利用者が足部をフットサポートに置いた状態で、足部を触るように体幹を前方に倒した時、車いす後輪が浮き上がる等の転倒につながる不安定さがあるか、実際に操作を行って確認する。 ※「床のモノを拾う」ような動作は、本来的にはフットサポートから足を下ろして動作を行うべきであるが、現状としてこのような行為が行われることがあることから、評価項目として掲げる。キャスターを後ろ向きにして、深く腰掛け、足元のモノを拾う動作をする。	A：転倒することはない。 B：転倒しないが、ゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C：転倒する危険性がある。	転倒して、軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 アームサポートとフット・レッグサポートを外した状態での移乗時に、突起物が身体(利用者・介護者)を傷つける危険性はないか	アームサポートとフット・レッグサポートを外した状態で、ベッド/車いす間の移乗動作(①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、利用者や介護者の身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
5 利用者がハンドリム駆動時に手指をブレーキに接触する危険性はないか	利用者がハンドリムを操作して駆動する際に、手指とブレーキ部分が干渉するかどうか、実際に操作を行って確認する。	A：接触することはない。 B：手指が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：接触して手指を傷つける危険性がある。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
6 介助走行時に、構造物が介護者の足を傷つける危険性はないか	介護者の下肢(足部/下腿等)が構造物と干渉しないか、実際に操作を行って確認する。	A：傷つけることはない。 B：下肢が接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
7 移乗時にブレーキが身体(利用者・介護者)を傷つける危険性はないか	ベッド/車いす間の移乗動作①立ち介助および②スライディングボードによる移乗)を想定した場合、ブレーキが身体を傷つけることがないか、実際に操作を行って確認する。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(2) 着脱部品の着脱操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が部品の着脱操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が部品の折りたたみ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。(全可動範囲で確認する)	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 調整操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が部品の調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。(全可動範囲で確認すること) 利用者が日常的に調整を行うことが想定される箇所(アームサポートやヘッドサポート等)で、工具を必要としない箇所を評価する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) 機械式ブレーキ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者あるいは介護者が機械式ブレーキ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(6) 転倒防止					
1 有効に作用しているか	後方転倒を引き起こす状態を設定し、転倒防止装置が有効に作用するか、実際に操作を行って確認する。	A：転倒を防止することができる。 B：転倒はしないが、著しいゆれや音が生じる等の不安定さがある。 C：装置が作用しない、あるいは転倒する危険性がある。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易に出来るか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが、容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが、容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

3. 電動車いす(ハンドル形)

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 基本操作が簡単にできるか	①駆動(前進・後退) ②曲がる(左右への方向転換) ③旋回 ④スピードの調節が簡単にできるか、実際に操作を行って確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
(2) クラッチ(手押し走行装置)					
1 操作が簡単にできるか	介護者がクラッチの位置や操作方法が容易に理解できるか、入り切りの方向は明確か、接触等で不慮に切り替わる危険性がないか等を確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
(3) 充電					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や表示、操作手順を容易に理解できるか、電源プラグの着脱や充電状況の表示等が適切か等を確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
(4) ハンドル位置調整操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作方法を容易に理解できるか、実際に操作して確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか(気になるほどのガタはないか)	利用者や介護者が行うハンドル位置調整操作について、固定性は保たれているか実際に操作を行って確認する。任意の角度及び位置で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A: 固定性が十分に保たれている。 B: 固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C: 固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(5) ハンドル操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作方法を容易に理解できるか、操作して確認する。ハンドル操作とアクセルレバーを同時に操作できるかを確認する。運転操作して前進、後退、左右への方向転換、旋回を低速、高速で確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			
(6) アクセルレバー操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作方法を容易に理解できるか、操作して確認すること。スピード調整機能、進行方向の切り替え機能の有無を確認する。前進後進の方向は明確になっているか、ハンドル操作とアクセルレバーを同時に操作できるかを確認する。	A: 操作が簡単にできる。 B: 操作できるが簡単ではない。 C: 操作できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(7) スイッチ・キー操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作方法を容易に理解できるか、操作して確認すること。 キー操作の場所や差込み方向、キーの形状や操作にかかる力を確認する。 各スイッチの場所や入り切りの状態は明確になっているかを確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
(8) シート前後位置調整操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が装置の場所や操作手順を容易に理解できるか、操作して確認すること。 機構の形状・適度な力で操作できるかを確認する。 ※工具を使用するものは対象外とする。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が行うシート前後位置調整操作について、固定性は保たれているか、実際に操作を行って確認する。 最大可動位と中間可動位で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(9) シート回転操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作装置の場所や手順を容易に理解できるか、操作して確認すること。 機構の形状・適度な力で操作できるかを確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が行うシート回転操作について、固定性は保たれているか、実際に操作を行って確認する。 各固定位置で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(10) アームサポート跳ね上げ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が操作装置の場所や手順を容易に理解できるか、操作して確認すること。 機構の形状・適度な力で操作できるかを確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
2 固定時の固定性は保たれているか（気になるほどのガタはないか）	利用者や介護者が行うアームサポート跳ね上げ操作について、固定性は保たれているか、実際に操作を行って確認する。 標準位・跳ね上げ位で異常なゆれや音等を発しないか確認する。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。 C：固定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(11) 折りたたみ又は分解操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が、操作装置の場所や手順を容易に理解できるか、操作して確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(12) 走行操作感					
1 平地を最大加速度で急発進したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 急発進後3~5m走行し、体幹の安定性、不安感を確認する。 屋内の平坦地で実施する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、 C評価		
2 平地を最大減速度で急停止したときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 最大速度にて3~5m走行後、急停止したときの体幹の安定性、不安感を確認する。 屋内の平坦地で実施とする。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。	操作時の姿勢に極めて大きいズレが生じ、自力で修正することが困難な場合、 C評価		
3 開示された実用段差を最大速度直進で上がったときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を上がったときの体幹の安定性、不安感を確認する。 取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：体幹は安定しているが、不安感がある。または体幹が不安定になるが、不安感はない。 C：体幹が安定せず、不安感がある。			
4 開示された実用段差を最大速度直進で降りたときに不安感がないか	操作による体感、及び目視により確認すること。 離れた位置から最大速度で走行後、直進で実用段差を降りたときの体幹の安定性、不安感を確認する。 取説により実用段差の明記がある場合のみ評価する。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：不安感が生ずるが、実際に落下するほどではない。 C：落下する危険性がある。			
5 走行中に間違えて電源スイッチを切っても不安感はないか	平地を最大速度で走行し、電源を切る。	A：体幹が安定し、不安感がない。 B：不安感が生ずるが、実際に落下するほどではない。 C：落下する危険性がある。			
(13) 夜間走行					
1 夜間に走行する場合にも問題はないか	夜間に走行することを想定し、他者の視認性、他者からの視認性、走行操作に問題はないか、確認する。	A：視認性・操作性に問題はない。 B：不安感があるが、運転者が気をつければ対応できる範囲である。 C：事故を起こす可能性がある。			
(14) 機械式ブレーキ操作					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が場所や操作方法を理解し、操作して確認する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1	利用者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか 利用者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
2	乗車時に利用者の身体を傷つけるような箇所はないか 乗車時に利用者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：身体を傷つけることはない。 B：身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：身体を傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(2) ハンドル位置調整操作					
1	操作時に手指を傷つける危険性はないか 全可動範囲にわたってハンドル位置調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) シート前後位置調整操作					
1	操作時に手指を傷つける危険性はないか 全可動範囲にわたってシート前後位置調整操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) シート回転操作					
1	操作時に手指を傷つける危険性はないか 全可動範囲にわたってシート回転操作を行う際に、利用者の手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) アームサポート跳ね上げ操作					
1	操作時に手指を傷つける危険性はないか 全可動範囲にわたってアームサポート跳ね上げ操作を行う際に、利用者の手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(6) 折りたたみ操作					
1	操作時に手指を傷つける危険性はないか 全可動範囲にわたって、折りたたみ又は分解操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷ついたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(7) 着脱式部品の着脱操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が部品の着脱操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(8) 機械式ブレーキ操作					
1 操作時に手指を傷つける危険性はないか	利用者や介護者が機械式ブレーキ操作を行う際に、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。	A：手指を傷つけることはない。 B：手指に接触することがあるが、傷つける可能性は低い。 C：手指を傷つけたり挟み込んだりする危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

4. 特殊寝台

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) スイッチ・格納・柵					
1 見やすいか	目視により確認する。	A：スイッチの意味が文字ないしは図形により間違いなく確認できる。 B：よく見れば確認できる。 C：誤認による事故の可能性がある。			
2 操作しやすいか	操作により確認する。 操作者は介助者の場合と利用者の場合と両方で確認する。姿勢は立位と臥位を想定する。 片手にスイッチを持ってその手でスイッチ操作する。	A：操作が簡単にできる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
3 柵等に固定したときに操作しやすいか	3機能の操作、特に背上げ操作を行って確認する。 本人を想定して、柵の内側にスイッチを固定して臥位で片手で操作してみる。	A：簡単に操作できる。 B：操作できるが簡単ではない。 C：操作できない。			
4 格納しやすいか	取説に格納場所が記述されていればその場所に格納しやすいか、操作して確認する。 記述がない場合には、一般的な格納場所としてベッド柵を想定し、柵にかけやすく、ベッドが水平な位置で勝手にはずれないか、また、はずそうとしたときにはずしやすいか確認する。	A：片手で容易にかけたりはずしたりできる。 B：容易ではないが、片手でできる。 C：格納できない。			
(2) 柵の取り外し、取り付け					
1 操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、柵の取り外しや取り付けについて、操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。	A：簡単にできる B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「柵の取り外しや取り付けの操作が手間取らず容易にできること」		
(3) 電動機能（背上げ、足上げ、昇降機能）					
1 膝関節位置と股関節位置にズレが生じないか	背上げ座位をとった際に、膝関節と股関節の位置が適合しているか、実際に操作して確認する。 具体的には、以下の手順で行う。 ①基本位置に仰臥位で寝る。（基本位置はメーカーが指定しているときは指定位置。指定していない時には、別に定める基準を参照。以下同様。） ②膝関節を最大角度まで上げる（背・膝連動タイプのベッドや単独で操作ができないベッドは除く）。 ③背を40度まで上げる（背・膝連動タイプのベッドは膝を連動させて背を40度まで上げる。）	A：かかどがマットレスについている。 B：かかどが若干浮くが、身体に大きなズレは生じない。 C：かかどが大きく浮き上がり、身体に大きなズレが生じる。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
2 ベッド後方(足側)へ身体がずれることはないか	<p>背上げ・背下げ動作を行い、体が大きくずれないか、実際に操作して確認する。</p> <p>具体的には、以下の手順で行う。</p> <p>①基本位置に仰臥位で寝て、ヘッドボードから頭頂までの距離を計測する(初期値)。</p> <p>②膝を最大まで上げる(背・膝連動タイプのベッドや単独で操作ができないベッドは除く)。</p> <p>③背を40度まで上げる(背・膝連動タイプのベッドは膝を連動させて背を40度まで上げる)。</p> <p>④この状態で30秒静止する。</p> <p>⑤背を平らになるまで下げる。</p> <p>⑥膝を平らになるまで下げる。</p> <p>⑦ヘッドボードから頭頂までの距離を計測する(計測値)。</p> <p>⑧②～⑦を再度繰り返す。</p> <p>上記の動作を2回繰り返し、ヘッドボードと頭頂のズレを計測する(繰り返し後、計測値－初期値＝評価値)。</p>	<p>A: 2cm未満のずれである。</p> <p>B: 2～5cm未満のずれである。</p> <p>C: 5cm以上のずれである。</p>			
3 腹部の圧迫感がないか	<p>背上げ動作時における、腹部の圧迫感について、実際に操作して確認する。</p> <p>具体的には、以下の手順で行う。</p> <p>①基本位置に仰臥位で寝る。</p> <p>②膝を最大まで上げる(背・膝連動タイプのベッドや単独で操作ができないベッドは除く)。</p> <p>③背を40度まで上げる(背・膝連動タイプのベッドは膝を連動させて背を40度まで上げる)。</p>	<p>A: ほとんど気にならない。</p> <p>B: 多少の圧迫感はあるが、不快とは言えない。</p> <p>C: 極めて強い圧迫感がある。</p>			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) その他					
1 側方から介助者はベッドに十分近づけるか	基本位置に仰臥位で寝かせ、介助者が介助者向きの寝返り介助を試みて、下腿部や大腿部がマットレス以外の構造物にぶつかりやすいか、確認する。 ベッド高さは介助者の身長に応じて適宜調節する。	A：問題なく介助ができる。 B：介助者の下肢がベッド構造物に接触するが、特に問題にならない。 C：介助者の下肢がベッド構造物にぶつかり、介助作業がきわめてしにくい。			
2 移乗を妨げる構造ではないか	基本位置に仰臥位で寝かせ、介助動作で端座位にし、車いすへの移乗介助動作を行なう。移乗は、 ①立位による介助移乗（一般的な方法） ②スライディングボードによる移乗（介助者立位による）とする。 車いすの位置は足方向とする。 これらの介助動作の中で、移乗を妨げる構造になっていないか、確認評価する。	A：利用者や介助者の身体がベッド構造物にぶつかることはなく、問題なく作業が行える。 B：利用者や介助者の身体がベッド構造物に接触するが、危険ではなく、作業が行える。 C：利用者や介助者の身体がベッド構造物に接触し、危険であったり、作業がきわめてしにくい。			
3 足下にマットレス止めを備えているか	基本位置に仰臥位で寝かせ、足上げをした後に背を上げるといった動作を繰り返して、一杯まで背を上げる。その後、背を平らにし、これらの過程でマットレスのズレを確認する。	A：マットレス止めが固定され、マットレスが滑り止めを越えていない。 B：マットレス止めの固定がはずれたり、マットレスが滑り止めを越えてしまうが、決して落下しない。 C：マットレスがフットボードを越えてしまい、場合によっては落下の危険がある。			
4 横方向のマットレス止めを有するベッドでは、滑り止めが機能するか	基本位置に仰臥位で寝かせ、車いすからベッドへのスライディングボードを利用した介助移乗を行って、マットレスのズレを確認する。 ※マットレス止めを有しない機種は対象外とする。	A：マットレスがマットレス止めによって止まっている。 B：マットレス止めの固定が不十分になり、マットレスがズレてしまうが、落下することはない。 C：マットレスや人が落下しそうなほどズレる。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準	判定	特記事項
(1) 挟み込み防止					
1 昇降時、ベッドと床との間で挟み込みが起きないか	①端座位になって、足を引き込んで昇降動作をする。 ②介助者が立位になり、足を差し込んで昇降動作をする。	A：ベッドの構造物による挟み込み等はおきない。 B：ベッドの構造物が身体に接触することはあるが、傷つける可能性は低い。 C：ベッドの構造物による挟み込みで身体を傷つける可能性が高い。	軽傷事故がかなりの頻度で起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院にかかるとような事故）		
(2) その他					
1 周辺部に突起物等がないか	目視及び触感により確認する。	A：危険を及ぼす突起物はない。 B：突起物はあるが、人体に危険を及ぼすとは考えにくい。 C：危険な突起物がある。	軽傷事故がかなりの頻度で起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	判定の目安	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

5. 車いす用可搬形スロープ

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置及び撤去が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。 裏表や上端下端の理解のしやすさ、折りたたみや伸び縮みするタイプのものは、そのしやすさまで確認する。 また、組み立てるタイプについては、組み立て、解体のしやすさも確認する。 ※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。	A：作業が簡単にできる。 B：作業できるが、簡単ではない。 C：作業できない。	簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 移動（持ち運び）が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、持ち運びが簡単にできるか確認する。 ※但し、取説に利用者が持ち運ぶことを禁止しているものは対象外とする。	A：簡単にできる。 B：持ち運べるが、簡単ではない。 C：持ち運べない。	簡単とは、「把手等があり持ち運びが容易にできること」を示す。		
(2) 使用時の設置状況					
1 使用時の設置状況（気になるほどのガタはないか）	歩行と車いす介助による昇降の両方で確認することとし、スロープを設置した状態で、実際に操作を行って確認する。 使用時のカタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※使用する車いすは、標準的な自操用車いすとし、利用者が搭乗した介助による昇降とする。 但し、取説に適合する車いすが限定されている場合には、それに従うこととする。（以下同様）	A：設置が十分に保たれている。 B：設置は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C：設置が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具にズレが生じないか	車いす介助による昇降を数回程度行い、スロープに大きなズレが生じないか、実際に操作を行って確認する。	A：全くズレない。 B：多少ズレるが、落ちることはない。 C：大きくズレて落下する危険性がある。			
(3) 側壁					
1 車いすのキャスタが側壁にあたり、操作しづらくなることはないか	車いす介助を想定し、昇降途中にキャスタの向きを反転させることを数回行い、キャスタが側壁にあたり操作しづらくなることはないか、実際に昇降操作して確認する。 ※スロープの設置幅については、取説に記述される範囲とする。但し、取説に記述がない場合には、評価時に使用している車いすにおいて、最も適切な位置を評価チームにより判断する。 ※レール形のみ評価対象とする。	A：側壁にあたらない。 B：側壁にあたるが車いすの操作には影響ない。 C：側壁にあたり車いすの操作が不能となる。			
2 車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作しづらくなることはないか	大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作がしにくくなることはないか、実際に昇降操作して確認する。	A：大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入ることはない。 B：大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入ることはあるが、車いすの操作には影響ない。 C：大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、車いすの操作が不能となる。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 設置及び撤去時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 折りたたみや伸び縮みするタイプのものは、その操作を実際に行い危険性がないか確認する。 また、組み立てるタイプについては、組み立てや解体時に危険性がないかも確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、手指や足の挟み込みなどがあげられることから、そのあたりを傷つける危険性について確認する 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
2 車いすのキャストが側壁を乗り上げ、落下する危険性はないか	車いす介助を想定し、昇降途中にキャストの向きを反転させることを数回行い、キャストが側壁を乗り上げ落下する危険性がないか、実際に昇降操作して確認する。 ※本評価項目は、落下する危険性があるため、関係者間において回りを取り囲むなど十分に注意して評価する。	A：落下する危険性はない。 B：落下する危険性は低い。 C：落下する危険性が高い。			
3 車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、落下する危険性はないか	車いす介助を想定し、車いすの大車輪とハンドリムの隙間に側壁が入り込み、操作不能となったり、車いすやスロープがズレて落下するなどの危険性はないか、実際に昇降操作して確認する。 ※本評価項目は、落下する危険性があるため、関係者間において回りを取り囲むなど十分に注意して評価する。	A：落下する危険性はない。 B：落下する危険性は低い。 C：落下する危険性が高い。			

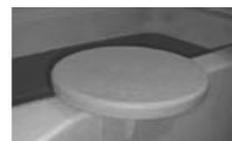
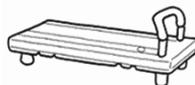
3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

6. 入浴台



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>浴槽等に固定設置するものについては、その操作が簡単にできるか確認する。</p> <p>なお、設置には、座面の水平を保つために行うロックナット等による脚の高さ調整を、含めることとする。</p> <p>※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※取説に介護者が設置や取り外すことを禁止しているものは対象外とする。</p>	<p>A：作業が簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>但し、座面の水平を保つために行うロックナット等による脚の高さ調整は、この評価に含めない。</p> <p>※高さ調整の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調整が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(3) 折りたたみ操作					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		

評価項目	確認方法	留意点	特記事項	
(4) 使用時の固定性				
1 用具の固定性が保たれているか(気になるほどのカタはないか)	<p>利用者と介護者による入浴の場面を想定し、入浴台が完全に固定されているか、実際に動作を行って確認する。</p> <p>使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※脚下駄のある移乗台については、脚の固定性についても評価する。</p> <p>※場面は、自立移乗と介護移乗の両方を想定する。(以下同様)</p> <p>※取説に、取り付け可能な浴槽のサイズが明記されている場合にはそれに従い、明記されていない場合は、展示場等にある標準的な浴槽を想定する。(以下同様)</p> <p>※動作は、利用者が座面に腰掛け、体を横へ動かし、浴槽をまたぐまでのシミュレーション</p> <p>※バスボード及び固定しない移乗台は評価対象外とする。</p>	<p>A：固定性が十分に保たれている。</p> <p>B：固定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。</p> <p>C：固定性が保たれていない。</p>	利用者に不快感をもたらす極めてつよいカタがある場合、C評価	
(5) 座面の形状、機構				
1 入浴及び入浴介助動作が容易にできるか	<p>利用者と介護者による入浴の場面を想定し、座面の形状やデザイン、機構などに問題ないか、実際に動作を行って確認する。</p> <p>過度に滑りやすすくないかも確認する。(なお、本評価では天板に水をまいた状態で評価する。)</p> <p>また、握りのあるタイプは、その握りやすさと視認性も評価する。</p>	<p>A：動作が容易にできる。</p> <p>B：動作はできるが、容易とはいえません。</p> <p>C：動作ができない。</p>		

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、入浴及び入浴介助動作を実際に行い、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、隙間に手指、臀部の挟み込みがあげられることから、そのあたりを傷つける危険性がないか確認する。(以下同様) 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故(病院受診が必要な程度の事故)		
2 設置(固定)及び撤去(解除)時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 ※浴槽等に固定設置するものについては、その操作時の安全性も確認する。 ※取説に沿って、作業を行うこととするが、介護者が設置や取り外すことを禁止しているものは対象外とする(以下同様)	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 高さ調整時や折りたたみ時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整をしたり、折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、調整を行うこととする。 ※高さ調整等機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 入浴や入浴介助動作時に転倒する危険性はないか	利用者と介護者による入浴の場面を想定し、座面の形状やデザイン、機構などの問題から、実際に動作を行って転倒する危険性がないか確認する。 前方に滑り落ちる危険性はないか確認すること。	A：転倒することはない。 B：転倒することはすくないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C：転倒する危険性が極めて高い。			

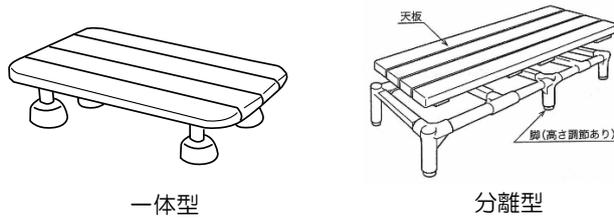
3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「ストッパーやグリップ（握り）に緩みはないか、調整は容易かなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

7. 浴室用すのこ及び浴槽用すのこ



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>なお、設置には、座面の水平を保つために行うロックナット等による脚の高さ調整を、含めることとする。</p> <p>※浴槽等に固定設置するものについては、その操作が簡単にできるかも確認する。</p> <p>※設置及び撤去は、湯がない状態で行うこと。</p>	<p>A：作業が簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 使用時の設置状況					
1 使用時の設置状況(気になるほどのガタはないか)	<p>すのこを据え置いた状態で、中央や四隅などを足で数回踏み込むなどして確認する。</p> <p>使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p>	<p>A：設置が十分に保たれている。</p> <p>B：設置は保たれているが、ゆれや不安を感じる。</p> <p>C：設置が保たれていない。</p>	<p>利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>		
2 用具にズレが生じないか	<p>中央や四隅などを足で数回踏み込むなどして、用具に大きなズレが生じないか確認する。</p> <p>※浴槽内すのこについては、湯を張った状態で評価する。</p>	<p>A：全くズレない。</p> <p>B：多少ズレるが、外れるほどでない。</p> <p>C：大きくズレて落下する危険性がある。</p>			
(3) 天板の形状					
1 滑りにくい形状となっているか	<p>天板の形状やデザインなどに問題ないか、目視及び触感により確認する。</p> <p>評価は、①天板に水をまいた状態と、②水をまいて一旦すのこを直角にし戻した状態の2通りで行うこと。</p> <p>※固形石けんや液体石けんなどが付着していることは想定せず、あくまで目視及び触感により、滑りにくい形状になっているかを評価とする。</p>	<p>A：滑らない。</p> <p>B：多少は滑るが、使用上に問題ない。</p> <p>C：滑りやすく、不安感が生じる。</p>			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、隙間に手指、臀部の挟み込みがあげられることから、そのあたりを傷つける危険性がないか確認する。(以下同様) 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故(病院受診が必要な程度の事故)		
2 設置(固定)及び撤去(解除)時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 ※浴槽等に固定設置するものについては、その操作時の安全性も確認する。 ※天板が取り外せるものについては、その操作時の安全性も確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調節操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調節機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 入浴及び入浴介助動作時に転倒する危険性はないか	天板の形状やデザイン、ガタツキ、たわみなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。 ※浴槽内すのこについては、湯を張った状態で評価する。	A：転倒することはない。 B：転倒することはすくないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C：転倒する危険性が極めて高い。			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保清性					
1 保清が容易にできるか	介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

8. 浴槽内いす



吸盤式

据置式

浴槽分離型

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置（固定）及び撤去（解除）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>※取説に明記された設置及び撤去の手順に沿って行うこと。但し、明記されていない場合には、①浴槽に湯を張った状態と②張っていない状態の両方により、設置及び撤去のしやすさを確認する。（以下同様）</p> <p>※吸盤により固定するものについては、その操作が簡単にできるかも確認する。</p>	<p>A：作業が簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付けの際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。</p> <p>※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調整が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(3) 使用時の設置、固定性					
1 使用時の設置、固定性(気になるほどのガタはないか)	<p>利用者による入浴の場面を想定し、浴槽内いすが設置又は完全に固定されているか、実際に湯を張った状態で動作を行って確認する。</p> <p>使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。明記されていない場合、展示場等にある標準的な浴槽を想定する。(以下同様)</p> <p>※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションすること。(以下同様)</p> <p>※底部(浴槽底)のデザインや凹凸、模様などにより利用者の使用感が異なり利用者により有用な情報がある場合、その旨を特記事項に記入する。</p> <p>※湯を張った状態で評価する。</p>	<p>A：設置が十分に保たれている。</p> <p>B：設置は保たれているが、ゆれや不安を感じる。</p> <p>C：設置が保たれていない。</p>	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具にズレが生じないか	<p>利用者による入浴の場面を想定し、用具に大きなズレが生じないか確認する。</p> <p>※湯を張った状態で評価する。</p>	<p>A：全くズレない。</p> <p>B：多少ズレるが、外れるほどでない。</p> <p>C：大きくズレて落下する危険性がある。</p>			
(4) 天板の形状					
1 滑りにくい形状となっているか	<p>天板の形状やデザインなどに問題ないか、目視及び触感により確認する。</p> <p>※湯を張った状態で評価する。</p>	<p>A：滑らない。</p> <p>B：多少は滑るが、使用上に問題ない。</p> <p>C：滑りやすく、不安感が生じる。</p>			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者の身体を傷つける危険性がないか。実際に湯を張った状況で入浴及び入浴介助動作を行い、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	起こりうる事故として、隙間に手指、足などの挟み込みがあげられることから、そのあたりを傷つける危険性がないか確認する。(以下同用) 軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故(病院受診が必要程度の事故)		
2 設置(固定)及び撤去(解除)時に身体を傷つけないデザインになっているか。	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして傷つける危険性がないか確認する。 ※取説により記載された手順に沿って行うこと。但し、記述されていない場合、①浴槽に湯を張った状態と、②張っていない状態の両方で評価する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3 高さ調整時や折りたたみ時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実施に高さを調節したり、折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調節昨日がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
4 使用時に転倒する危険性はないか	入浴及び入浴介助動作を行い、天板の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。 ※湯を張った状態で評価する。	A：転倒することはない。 B：転倒することはすくないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C：転倒する危険性が極めて高い。			
5 浴槽の内や外で、踏み台として利用した場合、転倒する危険性はないか	利用者による入浴の場面を想定し、用具に大きなズレやガタツキが生じないか、実際に湯を張り確認する。 ※取説により、踏み台利用を禁止している場合は、対象外とする。 ※動作は、利用者が浴槽をまたぎ用具を踏み台として使用する動作をシミュレーションする。(以下同様)	A：転倒することはない。 B：転倒することはすくないが、ゆれや不安が生じる等不安定さがある。 C：転倒する危険性が極めて高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「ストッパーや吸盤、チェーン固定ピンに緩みはないかなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

9. 入浴用いす



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、高さ調節調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※高さ調節調整の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※高さ調節調整機能がないものは、評価対象外とする。</p> <p>※手入れの状態や使用年数を重ねることにより、調節しづらくなる場合が想定されるが、ここでは新品を想定する。(以下同様)</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調節が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 両手が使える場合の操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、両手を使って（収納する場合等）の折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。</p> <p>※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認すること。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 片手での操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、片手を使って（入浴介助時等）の折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※片手での折りたたみ操作が可能なもののみ確認する。</p> <p>※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。</p> <p>※片方の手で利用者の身体を支え、もう片方の手で折りたたみ操作を行うことを想定する。</p> <p>※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認すること。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(3) 肘掛けの機構					
1 操作が簡単にできるか	<p>利用者及び介護者が行うことを想定し、肘掛け操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。 ※肘掛けが可動しないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「肘掛けの可動操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 跳ね上げ時の固定性が保たれているか	<p>利用者及び介護者が行うことを想定し、肘掛けを跳ね上げた時の固定性が保たれているか、実際に操作して確認する。</p> <p>※肘掛けが跳ね上げられるもののみ、評価すること。 ※ここでの固定性とは、跳ね上げた肘掛けが容易に落ちることではないかを確認すること。</p>	<p>A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、ゆれが生じる。 C：固定性が保たれていない。</p>			
(4) 背もたれの取り外し、取り付け					
1 操作が簡単にできるか	<p>利用者や介護者が行うことを想定し、座面の回転操作が簡単にできるか、利用者が座った状態で実際に操作して確認する。</p> <p>※座面の回転操作は、取説に記載されている手順による。 ※操作レバーの位置や方法が適切か、利用者が座った状態で、実際に操作して確認する。 ※回転機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「座面回転操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(5) 使用時の安定性等について					
1 使用時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	<p>利用者及び介護者による入浴介助の場面を想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※利用者の体重は、50～60kgの範囲とする。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。(以下同様) ※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。(以下同様) ※また、入浴台としても使用可能なものについては、浴槽への出入り動作もシミュレーションを行う。(以下同様) ※評価する環境について、洗い場には極端な水勾配は無いものとする。(以下同様)</p>	<p>A：安定性が十分に保たれている。 B：安定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C：安定性が保たれていない。</p>	<p>利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
2 用具にズレが生じないか	利用者や介護者による入浴介助の場面を想定し、本体が大きくズレることがないか、実際の動作を行って確認する。 ※利用者や介護者の身体が、肘掛けや脚にあたり、本体にズレが生じるようなことはないか確認する。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。	A：ズレない。あるいは多少ズレるが使用上に問題ない。 B：ズレやすく、不安感が生じる。 C：大きくズレて転倒する危険性がある。			
3 タオルや衣類の挟み込み	利用者及び介護者による座面での衣類の着脱等を想定し、タオルや衣類が突起物等に引っかかるようなことがないか、目視及び触感により確認する。	A：引っかかることはない。 B：引っかかることがあるが、使用上に問題ない。 C：頻繁に引っかかり、操作しづらい。			
評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(7) 座面・背もたれ・肘置き素材、形状					
1 座面・背もたれ・肘置きの固さ	利用者及び介護者による入浴介助の場面を想定し、座面・背もたれ・肘置きの素材、形状は、過度に固すぎて痛いことはないか確認する。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。	A：痛みが生じない。 B：多少痛みがあるが、問題ない。 C：痛みが生じる			
2 座面・背もたれ・肘置きの滑りにくさ	利用者及び介護者による入浴介助の場面を想定し、座面・背もたれ・肘置きの素材、形状により、過度に滑りやすいか確認する。 ※座面や床に水をまいた状態で評価する。	A：滑らない。 B：多少は滑るが、使用上に問題ない。 C：滑りやすく、不安感が生じる。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※手入れの状態や使用年数を重ねることにより、調整しづらくなる場合が想定されるが、ここでは新品を想定する。（以下同様）	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 両手が使える場合（収納時）に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、両手を使って（収納する場合等）の折りたたみ操作について、傷つける危険性がないか確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
2 片手しか使用できない場合（介助時等）に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、片手を使って（入浴介助時等）の折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか、実際に操作して確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。 ※片方の手で利用者の身体を支え、もう片方の手で折りたたみ操作を行うことを想定する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 肘掛けの跳ね上げ、下げ					
1 肘掛けの操作時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に肘掛け操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。 ※肘掛けが可動しなものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(5) 背もたれの取り外し、取り付け					
1 背もたれの取り外し、取り付け時に身体を傷つけないデザインになっているか	<p>介護者が行うことを想定し、背もたれの取り外しや取り付けの操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。</p> <p>※背もたれの取り外しや取り付けの操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※取り外し不可のものは、評価対象外とする。</p> <p>※本評価項目には、背や座面に装着しているパッドも含めることとする。</p>	<p>A：傷つけることはない。</p> <p>B：傷つける危険性は低い。</p> <p>C：傷つける危険性が高い。</p>	<p>軽傷事故がかなり起きる場合、C評価</p>		
(6) 座面の回転機能					
1 座面の回転操作時に身体を傷つけないデザインになっているか	<p>利用者及び介護者が行うことを想定し、座面の回転操作を行い、傷つける危険性がないか、利用者が座った状態で、実際に操作して確認する。</p> <p>※座面の回転操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※回転機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：傷つけることはない。</p> <p>B：傷つける危険性は低い。</p> <p>C：傷つける危険性が高い。</p>	<p>軽傷事故がかなり起きる場合、C評価</p>		
(7) 使用時の安全性について					
1 使用時に転倒する危険性はないか	<p>利用者及び介護者による実際の入浴介助を想定し、座面の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。</p> <p>※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従う。(以下同様)</p> <p>※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。(以下同様)</p> <p>※また、入浴台として使用可能なものについては、浴槽への出入り動作もシミュレーションを行う。(以下同様)</p>	<p>A：転倒することはない。</p> <p>B：転倒する危険性は低い。</p> <p>C：転倒する危険性が極めて高い。</p>			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが、容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが、容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

10. ポータブルトイレ



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 移動（持ち運び）					
1 移動（持ち運び）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に移動（持ち運び）が、簡単にできるか確認する。</p> <p>※移動（持ち運び）の方法は、取説に記載されている手順による。記載がない場合には、持ち運び方法を工夫すること。</p> <p>※キャスタが付いているものについては、その操作性を確認する。</p> <p>※居室内の移動(持ち運び)を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。</p> <p>なお評価時の床面を特記事項に記載しておくこと。</p>	<p>A：作業が簡単にできる。</p> <p>B：作業できるが簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「移動（持ち運び）が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 肘及び脚の高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、肘及び脚の高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※高さ調整方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「高さ調節が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(3) 肘掛けの機構					
1 操作が簡単にできるか	<p>利用者及び介護者が行うことを想定し、肘掛け操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※肘掛けが可動しないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：操作はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「肘掛けの可動操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 可動させた後の固定性が保たれているか	<p>利用者及び介護者が行うことを想定し、肘掛けを可動させた後の固定性が保たれているか、実際に操作して確認する。</p> <p>※肘掛けが跳ね上げられるもののみ、評価する。</p> <p>※固定性とは、利用者が気になる程度のガタとする。</p>	<p>A：固定性が十分に保たれている。</p> <p>B：固定性は保たれているが、ゆれや音が生じる。</p> <p>C：固定性が保たれていない。</p>	<p>利用者には不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) 座部（座れないタイプのものも含む。）及び便座、中蓋（バケツの蓋）					
1 操作が簡単にできるか	<p>利用者や介護者が行うことを想定し、座部及び便座、中蓋の取り扱い操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※座部等の取り扱いは、取説に記載されている手順による。</p>	<p>A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「座部等の取り扱い操作が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(5) 立ち座り					
1 立ち座りしやすいか	<p>利用者が行うことを想定し、トイレでの立ち座りがしやすいか、足もとには十分な空間があるか確認する。</p> <p>なお本項目では、肘掛けが適切な高さにあるかなども確認する。</p> <p>※肘掛けの高さ調整が可能なものについては、調整して行うこと。 ※肘掛けのないもの、あるいは立ち座り時の肘掛け利用をメーカーが禁止しているものについては、肘掛けのみ評価の対象としない。</p>	<p>A：立ち座りしやすい。 B：多少、立ち座りしづらいが、問題ない。 C：極めて立ちづらい。</p>			
(6) 排泄姿勢					
1 排泄姿勢がとりやすいか	<p>利用者が行うことを想定し、排泄姿勢がとりやすいか、足もとには力むための空間があるか、実際に便座に腰掛けて確認する。</p> <p>※座部等の取り扱いは、取説に記載されている手順による。 ※ここでは排泄姿勢時の臀部の痛みの有無、座位の安定性も評価する。</p>	<p>A：排泄姿勢がとりやすい。 B：多少、排泄姿勢がとりづらいが、問題ない。 C：極めて排泄姿勢がとりづらい。</p>			
(7) 汚物受け					
1 汚物受けの形や角度に問題はないか	<p>利用者の排尿場面を想定し、汚物受けの形や角度から、尿が汚物受けや汚水受けから飛散することがないか確認する。</p> <p>※安楽な座位姿勢をとり排尿することを想定する。評価ではシリンジなどを使用して確認する。 ※なお立位姿勢は想定しない。</p>	<p>A：問題ない。 B：性別によっては、わずかに尿が飛散する可能性があるものの、許容できる範囲である。 C：尿が床まで飛散する。</p>			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(8) 使用時の安定性等について					
1 使用時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	利用者及び介護者による排泄介助(自立を含む)の場面を想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。(以下同様) ※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。(以下同様) ※トランスファーボードが装備されているものについては、その取り扱いも評価する。(以下同様)	A：安定性が十分に保たれている。 B：安定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C：安定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具にズレが生じないか	利用者及び介護者による排泄介助(自立を含む)の場面を想定し、本体が大きくズレることがないか、実際の動作を行って確認する。 ※利用者や介護者の身体が、肘掛けや脚にあたり、本体にズレが生じるようなことはないか確認する。	A：ズレない。あるいは多少ズレるが使用上に問題ない。 B：ズレやすく、不安感が生じる。 C：大きくズレて転倒する危険性がある。			
3 衣類や下着の挟み込み	利用者及び介護者による排泄介助(自立を含む)の場面を想定し、便座上で衣類や下着が突起物等に引っかかるようなことはないか、目視及び触感により確認する。	A：引っかかることはない。 B：引っかかることがあるが、使用上に問題ない。 C：頻繁に引っかかり、操作しづらい。			
(9) 収納機能					
1 収納機能が取扱いやすいか	介護者が行うことを想定し備品を収納するケース等の取り扱いについて、操作が簡単にできる確認する。 ※収納機能がないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に接触する箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者及び介護者の身体に接触する箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 移動（持ち運び）					
1 移動（持ち運び）時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、移動（持ち運び）時に傷つける危険性がないか確認する。 ※移動（持ち運び）の方法は、取説に記載されている手順による。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 肘及び脚の高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調節を行うこととする。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 肘掛けの跳ね上げ、下げ					
1 肘掛けの操作時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者及び介護者が行うことを想定し、実際に肘掛け操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※肘掛け操作は、取説に記載されている手順による。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) 便座及び中蓋（バケツの蓋）					
1 便座及び中蓋の操作時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者及び介護者が行うことを想定し、便座や中蓋の開閉操作を行い、手指を傷つける危険性がないか、実際に操作して確認する。 ※便座や中蓋の開閉操作は、取説に記載されている手順による。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(6) 使用時の安全性について					
1 使用時に転倒する危険性はないか	<p>利用者及び介護者による排泄介助（自立を含む）の場面を想定し、本体の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。</p> <p>※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従う。（以下同様）</p> <p>※動作は、利用者の座面への着座と立ち上がりの動作をシミュレーションする。（以下同様）</p> <p>※トランスファーボードが装備されているものについては、その取り扱いも評価する。（以下同様）</p>	<p>A：転倒することはない。</p> <p>B：転倒する危険性は低い。</p> <p>C：転倒する危険性が極めて高い。</p>			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	<p>①利用者に必要な項目を網羅しているか</p> <p>②その項目が「引きやすい」<探しやすいか</p> <p>③図や写真が使用され分かりやすいか（誤りがないか）</p> <p>④視認性が高く、文字サイズは適当か</p> <p>⑤表現が分かりやすいか等を確認する。</p>	<p>「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。</p> <p>また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。</p>	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	<p>①わかりやすい場所にあるか</p> <p>②利用者に必要な事項が記載されているか。</p> <p>③視認性が高く、文字サイズは適当か。</p> <p>④表現が分かりやすいか。等を確認する。</p>	<p>「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。</p> <p>また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。</p>	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	<p>介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。</p> <p>※取説に明記されている内容とする。但し取説に工具を使用した保守が記載されているにもかかわらず、必要な工具等が同梱されていない場合には、「3. 取説・表示」の項目にて指摘事項を記載することとする。</p>	<p>A：容易に行うことができる。</p> <p>B：保守を行うことはできるが容易ではない。</p> <p>C：保守を行うことができない。</p>	<p>保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。</p>		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	<p>介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。</p>	<p>A：容易に行うことができる。</p> <p>B：保清を行うことはできるが容易ではない。</p> <p>C：保清を行うことができない。</p>	<p>保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。</p>		

1.1. 歩行器・歩行車



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、高さ調整が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※前腕支持部の高さやフレーム幅の調整ができるものについては、ここで評価する。 ※調整の方法は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「高さ調整等が手間取らず容易にできること」を示す。		
(2) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。 ※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、操作方法が理解しやすいか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認する。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
(3) ブレーキ操作					
1 制動ブレーキ操作が簡単にできるか	利用者が行うことを想定し、制動ブレーキの操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※制動ブレーキがないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「ブレーキ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 駐車ブレーキ操作が簡単にできるか	利用者が行うことを想定し、駐車ブレーキの操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※駐車ブレーキがないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「ブレーキ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
3 駐車ブレーキを意図せず解除してしまうことはないか	駐車ブレーキをかけた状態で、バスケット内のものをとろうとしたり、いすに座っている状態から立ち上がろうとしたとき、駐車ブレーキが解除されるようなことはないか確認する。	A：問題ない。 B：姿勢のとりかたによって解除してしまう可能性がある。 C：通常の使用を想定したときに解除してしまう可能性がある。			
4 圧力ブレーキ操作が簡単にできるか	利用者が行うことを想定し、圧力ブレーキの操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※圧力ブレーキがないものは、評価対象外とする。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「ブレーキ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) キャスタの固定及び解除					
1 操作が簡単にできるか	<p>利用者や介護者が行うことを想定し、キャスタの固定及び解除操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。</p> <p>※キャスタの固定及び解除操作は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。</p>			
(5) ハンドグリップ					
1 握りやすい形状になっているか	<p>利用者が行うことを想定し、ハンドグリップが握りやすい形状になっているか、痛みが生じないかを実際の動作を行って確認する。</p> <p>※前腕支持部のあるものについては、腕が置きやすいかも、評価する。</p>	<p>A：握りやすい。 B：握りづらいが、許容範囲である。 C：握れない。</p>			
(6) 基本操作					
1 歩行がしやすいか	<p>利用者が行うことを想定し、 ①直進（前進・後進） ②曲がる ③旋回 について、足元に十分なスペースが確保されているか、歩行の妨げになるような構造（キャスタ・フレーム・ブレーキワイヤー等との干渉）になっていないか、実際の動作を行って確認する。</p> <p>※屋内の平らな路面、10メートル程度走行して評価する。</p>	<p>A：歩行しやすい。 B：多少歩行しづらいこともあるが、許容範囲である。 C：歩行できない。</p>			
2 立ち座りがしやすいか	<p>利用者が行うことを想定し、座面の上げ下ろしや、座面への着座動作及び座面からの立ち上がり動作がしやすいか、実際の動作を行って確認する。</p> <p>※座面がないものについては、評価対象外とする。 ※屋内の平らな路面を想定する。</p>	<p>A：動作しやすい。 B：動作しづらいが許容できる範囲である。 C：動作できない。</p>			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(7) 使用時の安定性					
1 歩行時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	<p>利用者が行うことを想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。 歩行時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※室内の平らな路面、10メートル程度走行して評価する。</p>	<p>A：安定性が十分に保たれている。 B：やや不安を感じるが、安定性は保たれている。 C：安定性が保たれていない。</p>	<p>利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>		
2 座面に着座・起立時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	<p>利用者が行うことを想定し、座面への着座動作及び座面からの立ち上がり動作の際に、本体の安定性が保たれているか確認する。 使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。</p> <p>※着座・起立時の駐車ブレーキの効き具合も、ここで評価する。 ※座面が無いものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：安定性が十分に保たれている。 B：安定性は保たれているが、ゆれや不安を感じる。 C：安定性が保たれていない。</p>	<p>利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価</p>		
(8) 段差の乗り越え					
1 自力で段差を乗り越えられるか	<p>利用者が行うことを想定し、20cmの段差乗り越えを可能かどうか、実際の動作を行って確認する。</p> <p>※屋内使用を想定したものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：操作が簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。</p>	<p>簡単とは、「段差の乗り越えが手間取らず容易にできること」を示す。</p>		

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者や介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。 ※前腕支持部の高さやフレーム幅の調整ができるものについては、ここで評価する。 ※調整の方法は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※前腕支持部の高さやフレーム幅の調整ができるものについては、ここで評価する。 ※調整の方法は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 折りたたみ時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) 座面の上げ下ろし（着座する際の操作）					
1 座面の上げ下ろし時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、座面の上げ下ろし操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※上げ下ろし操作は、取説に記載されている手順による。 ※上げ下ろし機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) ブレーキ					
1 ブレーキ操作時に手指を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際にブレーキ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※ここでは、「制動」「駐車」「圧力」の各ブレーキについて評価する。 ※「駐車」については、解除操作についても評価する。 ※ブレーキ機構がないものについては、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(6) キャスタの固定及び解除					
1	<p>キャスタの固定及び解除時に手指を傷つけないデザインになっているか</p> <p>利用者や介護者が行うことを想定し、実際に固定及び解除操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。</p> <p>※キャスタの固定及び解除操作は、取説に記載されている手順による。 ※調整機能がないものは、評価対象外とする。</p>	<p>A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。</p>	<p>軽傷事故がかなり起きる場合、C評価</p>		
(7) 使用時の安全性					
1	<p>歩行時に転倒する危険性はないか</p> <p>利用者が行うことを想定し、本体の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりや重心位置などから、歩行時に転倒する危険性はないか確認する。</p> <p>※屋内の平らな路面、10メートル程度走行して評価する。 ※2cmの段差乗り越えの評価を行う。</p>	<p>A：転倒することはない。 B：転倒する危険性は低い。 C：転倒する危険性が極めて高い。</p>			
2	<p>立ち座り時に転倒する危険性はないか</p> <p>利用者が行うことを想定し、本体の形状やデザイン、ガタツキやたわみ、脚のつくりや重心位置などから、立ち座り時に転倒する危険性はないか確認する。</p> <p>※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。(以下同様) ※屋内の平らな路面を想定する。</p>	<p>A：転倒することはない。 B：転倒する危険性は低い。 C：転倒する危険性が極めて高い。</p>			

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者や介護者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が「引きやすい」<探しやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか（誤りがないか） ④視認性が高く、文字が大きいか ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者や介護者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字が大きいか ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取説に明記されている内容とする。 但し、取説に工具を使用した保守が記載されているにもかかわらず、必要な工具等が同梱されていない場合には、「3. 取説・表示」の項目にて指摘すること。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

12. エルボークラッチ・多脚つえ



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 持ち方の理解					
1 持ち方が簡単に理解できるか	利用者が行うことを想定し、杖の持ち方が簡単に理解できるか。	A：簡単に理解できる。 B：持ち方を間違える可能性がある。 C：理解できない。			
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※高さ調整の方法は、取説に記載されている手順による。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※カフがあるものは、ハンドグリップとカフの高さ調整についても評価する。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「高さ調整が手間取らず容易にできること」を示す。		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 操作が簡単にできるか	利用者や介護者が行うことを想定し、折りたたみ操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。 ※折りたたみ操作時に中途半端な状態で止まらないか、また確実に開いていることを容易に確認できるかなども含めて確認すること。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「折りたたみ操作が手間取らず容易にできること」を示す。		
(4) ハンドグリップ					
1 握りやすい形状になっているか	利用者が行うことを想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※屋内の平らな路面、10メートル程度歩行する。 ※カフや調整部分、脚などを確認する。	A：握りやすい。 B：握りづらいが、許容範囲である。 C：握れない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
(5) 使用時の安定性					
1 使用時の安定性について(気になるほどのガタはないか)	利用者が行うことを想定し、本体の安定性が保たれているか、実際の動作を行って確認する。使用時のガタツキ、たわみ、利用者の不安感を確認する。 ※屋内の平らな路面、10メートル程度歩行する。 ※カフや調整部分、脚などを確認する。	A：安定性が十分に保たれている。 B：やや不安を感じるが、安定性は保たれている。 C：安定性が保たれていない。	利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者や介護者の身体に触れる箇所が、傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者の身体に触れる箇所について、傷つける危険性がないか、目視及び触感によって確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
(2) 高さ調整					
1 高さ調整時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※取説に沿って、高さ調整を行うこととする。 ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※カフがあるものは、ハンドグリップとカフの高さ調整についても評価する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(3) 折りたたみ（本体の開閉操作）					
1 折りたたみ時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者や介護者が行うことを想定し、実際に折りたたみ操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※折りたたみ操作は、取説に記載されている手順による。 ※折りたたみ機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(4) カフ					
1 前腕部を通した時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者が行うことを想定し、実際に手をカフに通し、傷つける危険性がないか確認する。 ※カフを有していないものについては、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
2 歩行時に身体を傷つけないデザインになっているか	利用者が行うことを想定し、実際に手をカフに通して歩行し、傷つける危険性がないか確認する。 ※カフを有していないものについては、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(5) 使用時の安全性					
1 使用時に転倒する危険性はないか	利用者が行うことを想定し、本体の形状やデザイン、カタツキやたわみ、脚のつくりなどから使用時に転倒する危険性はないか確認する。 ※取説により、適合条件が明記されている場合にはそれに従うこと。（以下同様） ※室内の平らな路面、10メートル程度歩行する。 ※評価は2脚を使用した状態により評価することとする。	A：転倒することはない。 B：転倒する危険性は低い。 C：転倒する危険性が極めて高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者や介護者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が「引きやすい」<探しやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか（誤りがないか） ④視認性が高く、文字が大きい ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者や介護者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字が大きい ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取説に明記されている内容とする。但し取説に工具を使用した保守が記載されているにもかかわらず、必要な工具等が同梱されていない場合には、「3. 取説・表示」の項目にて指摘事項を記載することとする。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、「固定部のネジのゆるみなど、利用者が日常的に行う保守」を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	保清とは、「洗浄や拭き取り、乾燥など、利用者が日常的に行う保清」を示す。		

13. ベッド用テーブル

門型タイプ



片脚タイプ



トレイタイプ



1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 設置・撤去					
1 設置及び撤去が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単にできるか確認する。</p> <p>※トレイタイプでは、裏表や上端下端の理解のしやすさ、テーブルは幅が伸び縮み等するタイプのものは、そのしやすさまで確認する。</p> <p>※設置及び撤去の方法は、取説に記載されている手順による。</p> <p>※利用する際に、組み立て以外に必要な作業が想定される場合は、その作業を特記事項に記載し、評価対象とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：作業はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
2 移動（持ち運び）が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、持ち運びが簡単にできるか確認する。</p> <p>※移動とは、方向転換・前後左右への移動をさす。</p> <p>※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。</p> <p>※キャスタが付いているものについては、その操作性を確認する。</p> <p>※居室内の移動(持ち運び)を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。</p> <p>なお評価時の床面を特記事項に記述しておくこと。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：移動はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：移動できない。</p>	<p>簡単とは、「把手等があるなど移動、持ち運びが容易にできること」を示す。</p>		
3 利用者本人による移動が簡単にできるか	<p>利用者本人が、ベッド上で背上げた姿勢で、テーブルを前後又は左右に移動することが簡単にできるかを評価する。</p> <p>※門型タイプとトレイタイプでは前後の動き、片脚タイプでは前後及び左右の動きを確認する。</p> <p>※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。</p> <p>※キャスタのブレーキがあるものについては、ロックはされていないものとする。</p> <p>※床面は畳またはフローリングとする。</p> <p>※ベッド上での姿勢変換や離床に伴う数十センチの移動を想定する。</p> <p>※取扱説明書等で、本人による移動を禁止しているものについては、評価対象外とする。</p>	<p>A：簡単にできる。</p> <p>B：移動はできるが、簡単ではない。</p> <p>C：移動できない。</p>			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(2) 高さ調整					
1 操作が簡単にできるか	介護者が行うことを想定し、テーブル面の高さ調整操作が簡単にできるか、実際に操作して確認する。 ※高さ調整方法は、取説に記載されている手順による。 ※高さ調整は、ひとりで行うものとする。(取説にひとりで行わない旨の注意書きがあるものについては、取説に従うこと) ※高さ調整機能がないものは、評価対象外とする。 ※高さ調整をする際に利用する取っ手等のあるものについては、その握りやすさも確認する。	A：簡単にできる。 B：操作はできるが、簡単ではない。 C：操作できない。	簡単とは、「高さ調節が手間取らず容易にできること」を示す。		
2 使用中に高さが変わることがないか(高さ調整機能の固定性を評価する項目)	想定される荷重(5kg程度)をテーブル面に置いた際に、荷重で下がってしまう、または触れる程度の小さな力を加えるだけで、ガススプリング等の力で容易に上昇してしまうようなことがないか、高さ昇降の固定力を評価する。 ※荷重位置は、門型、トレイタイプはテーブルの中央、片脚タイプは支持部から最も遠い端とする。	A：固定性が十分に保たれている。 B：固定性は保たれているが、扱い方によっては動いてしまうことがある。 C：固定性が不十分である。	5kgは吸引器の重さを想定した。		
(3) 使用時の設置状況					
1 使用時に安定しているか	前後・左右・上下のガタつき、たわみ、歪みなどを評価する。 ※想定される荷重(食事や吸引器など5kg程度)をかけたうえで評価すること。 ※食事の想定では、前腕部がテーブルに載せられている姿勢を想定する。 ※荷重のかけ方によってガタつき等は変わると想定されるので、使用状況によって評価が変わる場合は、特記事項として記入する。	A：十分な安定性がある。 B：多少のガタつきはあるが安定性は許容できる。 C：ガタつきがあり、実用上問題がある。	十分な安定性とは、コップの水がこぼれない程度を目安とする。利用者に不快感をもたらす極めてつよいガタがある場合、C評価		
2 用具に横ズレが生じないか使いやすさを確認する	使用場面において用具全体が、水平方向(前後や左右)に動いてしまう(ズレ)ことがないか。キャスター等の固定性やトレイタイプにおいては柵との摩擦等を評価する。 ※想定される荷重(食事や吸引器など5kg程度)をかけたうえで評価すること。 ※食事動作を想定して評価する。	A：動いてしまうことはない。 B：動いてしまうことがあるが使用場面では許容できる。 C：大きく動いてしまい実用上問題がある。			

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(4) テーブルとしての機能					
1	テーブルとしてのサイズ（奥行きと幅）は適切か テーブルとしての面積は適切か。想定される用途（食事の際のトレー、雑誌等）で、適切なサイズを確保しているかを確認する。 ※トレーの大きさはA3判程度とする。	A：適切な大きさであり問題は無い。 B：多少大き目、やや小さめと感じるが、許容できる。 C：サイズが不適切で、実用上の問題がある。			
2	テーブルとして、表面の滑りにくさ（置いたものの落下防止）は適切か テーブルとしての滑りにくさや置いたものの落下しにくさは適切か。想定される用途（食事の際のトレー、雑誌等）で、適切な機能を確認しているかを確認する。 ※食事の際に食器が容易に動いてしまうなど、実際の使用場面を想定して評価する。 ※端部の形状で落下を防止する仕様のものについては、滑りにくさとともにその形状が適切であるかを確認する。	A：滑り具合や落下防止の形状が適切であり問題は無い。 B：やや滑りやすい、置いたものが落下しやすいと感じるが、許容できる。 C：滑りやすさや形状が不適切で、実用上の問題がある。			

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1	設置及び撤去時に介護者の身体を傷つけないデザインになっているか 介護者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去したりして、介護者の身体を傷つける危険性がないか確認する。 テーブル幅が伸び縮み等するタイプのもは、その操作を実際に行い危険性がないか確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価 ※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）		
2	移動（持ち運び）の時に、介護者の身体を傷つけないデザインになっているか 介護者が行うことを想定し、実際に移動（持ち運び）を行って、介護者の身体を傷つける危険性がないか確認する。 ※キャストが付いているものについては、その操作の際の危険性を確認する。 ※居室内の移動（持ち運び）を想定し、床面は畳またはフローリングとする。また移動距離は3～4メートルとする。段差はないものとする。 なお評価時の床面を特記事項に記述しておくこと。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
3	高さ調整時に介護者の身体を傷つけないデザインになっているか 原則として介護者が行うことを想定し、実際に高さ調整操作を行い、傷つける危険性がないか確認する。 ※原則として取説に沿った方法で、調整を行うこととするが、誤った操作方法が想定される場合は、その方法によって生じる危険性を評価する。 ※高さ調整等機能がないものは、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
4 利用者本人による移動や高さ調整の際に、本人の身体を傷つけないデザインになっているか	利用者本人が、ベッド上で背上げた姿勢で、テーブルを前後又は左右に移動することが安全にできるか確認する。 ※門型タイプとトレイタイプでは前後の動き、片脚タイプでは前後及び左右の動きを確認する。 ※ベッド上での姿勢変換や離床に伴う数十センチの移動を想定する。 ※ベッド上に臥床した状態の利用者がレバー等に手を伸ばして高さ調整の操作ができるものについては、その操作時の安全性についても評価する。 ※テーブル面には何も載っていない状態で評価する。 ※キャスタのブレーキがあるものについては、ロックはされていないものとする。 ※取扱説明書等で、本人による移動や高さ調整を禁止しているものについては、評価対象外とする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
5 利用者の身体に触れる部分は、利用者の身体を傷つけないデザインになっているか	利用者が食事等テーブルを利用している場面および介護者がベッド上でテーブルの設置や撤去、移動、高さ調整をする場面において、テーブルの一部が利用者の身体に触れ、傷つける危険性がないか確認する。	A：傷つけることはない。 B：傷つける危険性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
(2) 挟み込み					
1 ベッドの高さ調整を行う際にベッドやマットレスとテーブルとの間で身体の挟み込みによる怪我の危険性はないか	ベッドの高さを調整する際、誤って身体またはその一部を挟み、怪我をする可能性がないか確認する。 ※ベッド上昇下降の際にテーブル下面とベッドのフレーム等またはマットレスの間に身体またはその一部を挟むことがないか。 ※想定される荷重（5kg程度）をかけたうえで評価すること。 ※片脚タイプでは、安全機構が備わるものであっても、ベッド上昇で身体と干渉し倒れかかるなどの状況において、安全機構が機能せず大きな力がかかる可能性があるため、評価者の安全を確保した上で実際に行うなどして十分確認する。	A：挟むことはあるが、安全機構等で自重以上の荷重がかからない構造になっている。 B：挟むことはあるが、身体を傷つける危険性は低い。 C：挟むことが頻繁に発生し、かつ傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		
2 ベッドの背上げや膝上げ調整を行う際に身体による挟み込みの危険性はないか	ベッドの背上げを調整する際、誤って身体またはその一部を挟み、怪我をする可能性がないかを評価する。 ※ベッド背上げの際にテーブル下面などとマットレスの間に身体またはその一部を挟むことがないか。 ※片脚タイプでは、安全機構が備わるものであっても、背上げで身体と干渉し倒れかかるなどの状況において、安全機構が機能せず大きな力がかかる可能性があるため、評価者の安全を確保した上で実際に行うなどして十分確認する。	A：挟むことはあるが、安全機構等で自重以上の荷重がかからない構造になっている。 B：挟むことはあるが、身体を傷つける危険性は低い。 C：挟むことが頻繁に発生し、かつ傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、C評価		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①介護者・利用者に必要な項目を網羅しているか（特に安全に関する情報及び適合するベッドの情報） ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか 等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②介護者・利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか 等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取扱説明書に保守に関する記載がない場合、必要な保守内容を想定して確認する。また取扱説明書に記載がないことを、取扱説明書の項目で指摘する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	保守とは、継続的に安全な状態で安心して使用できる状態にするための作業を示す。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介護者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。 ※取扱説明書に保清に関する記載がない場合、必要な保清内容を想定して確認する。また取扱説明書に記載がないことを、取扱説明書の項目で指摘する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

<モデル評価> 1. トランスファーボード



想定する利用者・評価にあたっての統一事項・想定する使用環境等

- この評価での介護者は、従来の基準に加え、十分な実技講習を受け、取り扱いを習熟した人とする。
- 評価にあたっては、必要福祉用具として車いす（アームサポート跳ね上げ式等）を準備する。
- 想定する利用者：立位での移乗が不安な人（介助・自立）
- ベッドから車いす、車いすからベッドの移乗を想定する。
- ベッドのマットレスは標準的な硬めのマットレスでシーツを引いた状態とする。
- 車いすには一般的なウレタンクッションを利用する。

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本作業					
1 基本作業が簡単に理解できるか	<p>介助者や利用者が行うことを想定し、実際に設置や撤去が、簡単に理解できるか確認する。</p> <p>①敷き込み ②引き抜き</p> <p>※作業方法は取扱説明書などの記載に準じて評価する。 ※利用者の体重は50～70kgの範囲とする。 ※対象物（ベッド・車いす）に確実に移れて座れるかを評価する。</p>	<p>A：簡単にできる。 B：作業できるが、簡単ではない。 C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、「使用する際の設置や片付ける際の撤去が手間取らず容易にできること」を示す。</p>		
(2) 滑りとすれ					
1 作業の際、利用者の身体がスムーズに滑り、移動できるか	<p>利用者や介助者がボード上を移動するときに容易に滑るか、実際に作業を行って確認する。</p> <p>※移動の方法については、取扱説明書などの手順による。 ※車いす⇄ベッド間を確認する。 ※マットレスにはシーツを引いた状態とする。 ※利用者の体重は50～70kg程度とする。 ※利用者の衣類については、特記事項に記載する。 ※車いす⇄ベッド間の往復について確認する。</p>	<p>A：適切に滑る。 B：作業はできるが、適切に滑りにくい。 C：滑りにくく許容できない。</p>			

2	作業中にボードのずれは生じるか	<p>利用者や介助者がボード上を移動するときにボードがずれるか、実際に操作を行って確認する。</p> <p>※移動の方法については、取扱説明書などの手順による。</p> <p>※車いす⇄ベッド間を確認する。</p> <p>※マットレスにはシーツを引いた状態とする。</p> <p>※利用者の体重は50～70kg程度とする。</p> <p>※利用者の衣類については、特記事項に記載する。</p> <p>※車いす⇄ベッド間の往復について確認する。</p>	<p>A：動かない。</p> <p>B：ずれは生じるが作業はでき、許容できる。</p> <p>C：ずれが生じ作業が困難で許容できない。</p>			
---	-----------------	---	---	--	--	--

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1	利用者や介助者の作業中に身体を傷つけないデザインになっているか	<p>利用者や介助者が行うことを想定し、実際に設置したり、撤去、ボード上移動をしたりして、介助者または本人の身体を傷つける危険性がないか確認する。</p>	<p>A：傷つけることはない。</p> <p>B：傷つける危険性は低い。</p> <p>C：傷つける危険性が高い。</p>	<p>軽傷事故がかなり起きる場合、C評価</p> <p>※軽傷事故（病院受診が必要な程度の事故）</p>	
(2) 制限体重や移動空間に関する本体の表示（橋渡しの距離）					
1	ボードの制限体重の表示は容易に理解できるか	<p>ボードの重量制限がわかりやすく表示されているか確認する。</p> <p>※繰り返し使用することによって、表示が消滅するなど読みにくくなってしまうことが危惧されるような箇所や方法の場合は、3. 取説・表示（2）表示の特記事項として記録する。</p>	<p>A：容易にわかる。</p> <p>B：容易ではないがわかる。</p> <p>C：わからない。</p>	<p>取説・表示に関連する項目であるが、安全に深くかかわるので、この項で評価する。</p>	
2	ボードの移動空間距離（橋渡しの距離）の表示は容易に理解できるか	<p>ボードの空間距離制限（橋渡しの距離）がわかりやすく表示されているか確認する。</p> <p>※繰り返し使用することによって、表示が消滅するなど読みにくくなってしまうことが危惧されるような箇所や方法の場合は、3. 取説・表示（2）表示の特記事項として記録する。</p>	<p>A：容易にわかる。</p> <p>B：容易ではないがわかる。</p> <p>C：わからない。</p>	<p>取説・表示に関連する項目であるが、安全に深くかかわるので、この項で評価する。</p>	

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者や介助者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か。 ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介助者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。 「取扱説明書」がない、又は不十分な場合は、必要な項目を指摘し記載すること。	
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者や介助者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。 ※繰り返し使用することによって、表示が消滅するなど読みにくくなってしまふことが危惧されるような箇所や方法の場合は、特記事項として記録する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要性がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介助者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守（点検）					
1 保守が容易にできるか	取扱説明書に記載された保守項目を、利用者や介助者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。			
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	取扱説明書に記載された保清項目を、利用者や介助者が保清の際に容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。			

<モデル評価> 2. スライディングシート

想定する利用者・評価にあたっての統一事項・想定する使用環境等

- ・この評価での介護者は、従来の基準に加え、十分な実技講習を受け、取り扱いを習熟した人とする。
- ・対象とする操作・作業は「ベッド上のみでの移動」を対象とする。
- ・評価には新品のスライディングシートを用いる。
- ・ベッドのマットレスは一般的なマットレス、シーツを掛け、枕を利用して評価する。
- ・想定する利用者：立位での移乗が不安な人（介助・自立）

1. 操作機能性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 基本操作					
1 基本作業が簡単にできるか	<p>介護者が行うことを想定し、実際に操作が簡単に出来るか確認する。</p> <p>①敷き込み ②引き抜き</p> <p>※方向性のあるものや方向性がフリーなものについては、取扱説明書などの記載に準じるか、メーカーに確認し評価する。 ※取扱説明書に記述が無く、メーカーに確認した場合などには、そのことを”特記事項”に記述する。 ※ベッド上の動きの評価で確認する。 ※方向性の移動の方向に特性があるものは、動く方向に応じて評価する。 ※ベッド上でシートを使って、身長160cm程度、体重50～70kgのモデルを使って10～20cm程度移動させて操作の確認をする。 ※説明内容に記載されている動きが、シートの大きさの違いに合わせた介助方法で確認する。</p>	<p>A：簡単にできる。 B：作業できるが簡単ではない。 C：作業できない。</p>	<p>簡単とは、取扱説明書などの記載事項通りに使用して、容易に操作できることを示す。</p> <p>※動く方向の説明も含め、取扱説明書の記載事項に不備がある場合には、「取扱説明」の項で指摘すること。</p>		
(2) 滑りやすさ					
1 移動が簡単にできるか	<p>利用者や介護者が移動するときに容易に滑るか、実際に操作を行って確認する。</p> <p>※移動の方法については、取扱説明書などの手順による。 ※説明内容に記載されている動きが、シートの大きさの違いに合わせた介助方法で確認する。</p>	<p>A：簡単に滑る。 B：移動できるが滑りにくい。 C：移動時滑りにくく、皮膚への負担が大きいと考えられ許容できない。</p>	<p>新品で確認する。</p>		

2. 安全性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 全般					
1 利用者及び介護者の身体に触れる箇所が身体を傷つけないデザインになっているか	利用者および介護者の身体を傷つける危険性がないか、実際に操作を行って確認する。 ※傷つける危険性の範囲を基本的には「身体」とするものの、「衣服」を著しく傷める場合も含めることとする。	A：傷つけることはない。 B：傷つける可能性は低い。 C：傷つける危険性が高い。	軽傷事故がかなり起きる場合、 C評価 ※軽傷事故（病院にかかるような事故）		
(2) 危険に対する情報は十分に提供されているか					
危険となりうる不適切な使用方法・状況について、取扱説明書の記載や製品への表示がないか	利用者や介護者にとって危険につながる使用方法や取扱方法についての記載や表示を確認する。 ※取扱説明書などのや洗濯タグなどで確認する。	A：取扱説明書などの記載や製品への表示がある。 B：取扱説明書などの記載や製品への表示はあるが、危険な使用の表記が分かりにくい C：表記がない	取説、表示に案内する項目であるが、安全に深くかかわるので、この項で評価する		

3. 取説・表示

評価項目	確認方法	留意点	特記事項
(1) 取扱説明書			
1 取扱説明書は容易に理解できるか	①利用者に必要な項目を網羅しているか ②その項目が引きやすいか ③図や写真が使用され分かりやすいか ④視認性が高く、文字サイズは適当か ⑤表現が分かりやすいか等を確認する。	「取扱説明書」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	表示が無い場合、どのような記載項目が必要か記載して下さい。
(2) 表示			
1 表示は容易に理解できるか	①わかりやすい場所にあるか ②利用者に必要な事項が記載されているか ③視認性が高く、文字サイズは適当か ④表現が分かりやすいか等を確認する。	「製品に対する表示」の内容・表現について、改善の必要がある場合は、「指摘事項」を記述すること。 また、利用者や介護者に危害が及ぶような重大な情報で、かつ、その内容に誤りのあるもの、あるいは理解することが極めて困難な場合には、「重大な指摘事項」として記載すること。	

4. 保守・保清性

評価項目	確認方法	判定の目安	解釈基準等	判定	特記事項
(1) 保守 (点検)					
1 保守が容易にできるか	利用者や介護者が保守を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保守を行うことはできるが容易ではない。 C：保守を行うことができない。	破れているか等記載する。		
(2) 保清性					
1 保清が容易にできるか	利用者や介護者が保清を容易に行うことができるか、問題となる箇所がないか等を、実際に操作を行って確認する。	A：容易に行うことができる。 B：保清を行うことはできるが容易ではない。 C：保清を行うことができない。	取扱説明書及び表示に洗濯等の記載が無い場合や表示などが無い場合は、C評価		

福祉用具臨床的評価事業 QAP認証製品一覧

No.	QAPコード	企業名	製品名称	型式番号	TAISコード
1	100010	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJSU シリーズ 2モーター(85cm幅ベッド)	FBN-PJJ SU R20	00200-000165
2	100011	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJSU シリーズ 3モーター(85cm幅ベッド)	FBN-PJJ SU R30	00200-000165
3	100012	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-JJ シリーズ 2モーター(85cm幅ベッド) 低床24脚タイプ	FBN-JJ R20	00200-000164
4	100013	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-JJ シリーズ 2モーター(85cm幅ベッド) 29脚タイプ	FBN-JJ R20	00200-000164
5	100014	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-JJ シリーズ 3モーター(85cm幅ベッド) 低床24脚タイプ	FBN-PJJ R30	00200-000164
6	100015	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJ シリーズ 3モーター(85cm幅ベッド) 29脚タイプ	FBN-PJJ R30	00200-000164
7	100016	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJSU ショートシリーズ 2モーター	FBN-PJJ SU S R20	
8	100017	フランスベッド(株)	ヒューマンケアベッド FBN-PJJSU ショートシリーズ 3モーター	FBN-PJJ SU S R30	
9	100018	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ1モーター (木製ボード・91cm・レギュラー)	KQ-9132	00170-000516
10	100019	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ1モーター (木製ボード・91cm・レギュラー)	KQ-9132	00170-000516
11	100020	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ1モーター (木製ボード・91cm・ミニ)	KQ-9122	00170-000516
12	100021	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ1モーター (木製ボード・91cm・ミニ)	KQ-9122	00170-000516
13	100022	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ1モーター (セーフティラウンドボード・91cm・レギュラー)	KQ-9131	00170-000520
14	100023	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ1モーター (セーフティラウンドボード・91cm・レギュラー)	KQ-9131	00170-000520
15	100024	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ1モーター (セーフティラウンドボード・91cm・ミニ)	KQ-9121	00170-000520
16	100025	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ1モーター (セーフティラウンドボード・91cm・ミニ)	KQ-9121	00170-000520
17	100026	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ2モーター (木製ボード・91cm・レギュラー)	KQ-9232	00170-000515
18	100027	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ2モーター (木製ボード・91cm・レギュラー)	KQ-9232	00170-000515
19	100028	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ2モーター (木製ボード・91cm・ミニ)	KQ-9222	00170-000515
20	100029	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ2モーター (木製ボード・91cm・ミニ)	KQ-9222	00170-000515
21	100030	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ2モーター (セーフティラウンドボード・91cm・レギュラー)	KQ-9231	00170-000519
22	100031	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ2モーター (セーフティラウンドボード・91cm・レギュラー)	KQ-9231	00170-000519
23	100032	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ2モーター (セーフティラウンドボード・91cm・ミニ)	KQ-9221	00170-000519
24	100033	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ2モーター (セーフティラウンドボード・91cm・ミニ)	KQ-9221	00170-000519
25	100034	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ3モーター (木製ボード・91cm・レギュラー)	KQ-9332	00170-000514
26	100035	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ3モーター (木製ボード・91cm・レギュラー)	KQ-9332	00170-000514
27	100036	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ3モーター (木製ボード・91cm・ミニ)	KQ-9322	00170-000514

28	100037	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ3モーター (木製ボード・91cm・ミニ)	KQ-9322	00170-000514
29	100038	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ3モーター (セーフティラウンドボード・91cm・レギュラー)	KQ-9331	00170-000518
30	100039	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ3モーター (セーフティラウンドボード・91cm・レギュラー)	KQ-9331	00170-000518
31	100040	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ3モーター (セーフティラウンドボード・91cm・ミニ)	KQ-9321	00170-000518
32	100041	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズ3モーター (セーフティラウンドボード・91cm・ミニ)	KQ-9321	00170-000518
33	100042	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズらくらくモーション (木製ボード・91cm・レギュラー)	KQ-9632	00170-000513
34	100043	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズらくらくモーション (木製ボード・91cm・レギュラー)	KQ-9632	00170-000513
35	100044	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズらくらくモーション (木製ボード・91cm・ミニ)	KQ-9622	00170-000513
36	100045	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズらくらくモーション (木製ボード・91cm・ミニ)	KQ-9622	00170-000513
37	100046	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズらくらくモーション (セーフティラウンドボード・91cm・レギュラー)	KQ-9631	00170-000517
38	100047	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズらくらくモーション (セーフティラウンドボード・91cm・レギュラー)	KQ-9631	00170-000517
39	100048	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズらくらくモーション (セーフティラウンドボード・91cm・ミニ)	KQ-9621	00170-000517
40	100049	パラマウントベッド(株)	楽匠Sシリーズらくらくモーション (セーフティラウンドボード・91cm・ミニ)	KQ-9621	00170-000517
41	100050	(株)プラッツ	在宅介護用バックオフ機能付き 2モーターベッドミオレット	PZB-M2RJ	00631-000140
42	110010	日進医医療(株)	車いす	NAH-L7W	00175-000255
43	110011	日進医医療(株)	車いす	NAH-L8W	00175-000273
44	110012	日進医医療(株)	車いす	NC-1CB	00175-000242
45	110013	日進医医療(株)	アーチクロス型車いす	キックル	00175-000249
46	110014	フランスベッド(株)	ケア優 (2モーター)	FBN-CS R20	00200-000177
47	110015	フランスベッド(株)	ケア優 (2モーター)	FBN-CS R20	00200-000177
48	110016	フランスベッド(株)	ケア優 (3モーター)	FBN-CS R30	00200-000177
49	110017	フランスベッド(株)	ケア優 (3モーター)	FBN-CS R30	00200-000177
50	110018	フランスベッド(株)	ケア優 (2モーター)	FBN-CSS R20	00200-000177
51	110019	フランスベッド(株)	ケア優 (2モーター)	FBN-CSS R20	00200-000177
52	110020	フランスベッド(株)	ケア優 (3モーター)	FBN-CSS R30	00200-000177
53	110021	フランスベッド(株)	ケア優 (3モーター)	FBN-CSS R30	00200-000177
54	110022	(株)ランダルコーポレーション	リライフベッド	LB-2209	00496-000269
55	110023	(株)ランダルコーポレーション	リライフベッド	LB-2209	00496-000269
56	110024	(株)ランダルコーポレーション	リライフベッド	LB-2209	00496-000269

57	110025	(株)ランダルコーポレーション	リライフベッド	LB-2209	00496-000269
58	110026	(株)ランダルコーポレーション	リライフベッド	LB-2209	00496-000269
59	110027	(株)ランダルコーポレーション	リライフベッド	LB-2209	00496-000269
60	110028	(株)ランダルコーポレーション	リライフベッド	LB-2309	00496-000270
61	110029	(株)ランダルコーポレーション	リライフベッド	LB-2309	00496-000270
62	110030	(株)ランダルコーポレーション	リライフベッド	LB-2309	00496-000270
63	110031	(株)ランダルコーポレーション	リライフベッド	LB-2309	00496-000270
64	110032	(株)ランダルコーポレーション	リライフベッド	LB-2309	00496-000270
65	110033	(株)ランダルコーポレーション	リライフベッド	LB-2309	00496-000270
66	110034	(株)プラッツ	在宅介護用背上げ1モーターベッド ミオレット	PZB-M1RJB	00631-000138
67	110035	(株)プラッツ	在宅介護用背上げ1モーターベッド ミオレット/ショートタイプ	PZB-M1SJB	00631-000174
68	110036	(株)プラッツ	在宅介護用昇降1モーターベッド ミオレット	PZB-M1RJH	00631-000136
69	110037	(株)プラッツ	在宅介護用昇降1モーターベッド ミオレット/ショートタイプ	PZB-M1SJH	00631-000173
70	110038	(株)プラッツ	在宅介護用バックオフ機能付2モーターベッド ミオレット/宮付タイプ	PZB-M2RJ/M	00631-000141
71	110039	(株)プラッツ	在宅介護用2モーターベッド ミオレット/ショートタイプ	PZB-M2SJ	00631-000175
72	110040	(株)プラッツ	在宅介護用3モーターベッド ミオレット	PZB-M3RJ	00631-000142
73	110041	(株)プラッツ	在宅介護用3モーターベッド ミオレット/ショートタイプ	PZB-M3SJ	00631-000176
74	120010	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	N85B	00532-000014
75	120011	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	R125E	00532-000015
76	120012	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	R165E	00532-000015
77	120013	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	N70B	00532-000014
78	120014	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	R205E	00532-000015
79	120015	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライト	R255E	00532-000015
80	120016	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R285SL	00532-000017
81	120017	日進医療器(株)	車いす	NA-L8	00175-000169
82	120018	日進医療器(株)	車いす	NC-1CBW	00175-000175
83	120019	日進医療器(株)	車いす	NC-1CB低床	00175-000250
84	120020	日進医療器(株)	車いす	NC-2CB	00175-000253
85	120021	日進医療器(株)	アルミ超軽量介護型車いす	NAH-L7	00175-000245

86	120022	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 1モーターベッド/レギュラータイプ(木H/F仕様)	P100-11AA1	00631-000184
87	120023	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 2モーターベッド/レギュラータイプ(木H/F仕様)	P100-21AA1	00631-000190
88	120024	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 3モーターベッド/レギュラータイプ(木H/F仕様)	P100-31AA1	00631-000196
89	120025	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 1モーターベッド/レギュラータイプ(樹脂H/H仕様)	P100-11BD2	00631-000186
90	120026	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 2モーターベッド/レギュラータイプ(樹脂H/H仕様)	P100-21BD2	00631-000192
91	120027	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 3モーターベッド/レギュラータイプ(樹脂H/H仕様)	P100-31BD2	00631-000198
92	130010	アロン化成(株)	バスボードU-S	535092	00221-000120
93	130011	アロン化成(株)	バスボードU-L	535095	00221-000119
94	130012	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台R10	536440	00221-000312
95	130013	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rソフト10	536450	00221-000312
96	130014	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニ10	536460	00221-000312
97	130015	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニソフト10	536470	00221-000312
98	130016	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台R12-15	536442	00221-000312
99	130017	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rソフト12-15	536452	00221-000312
100	130018	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニ12-15	536462	00221-000312
101	130019	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニソフト12-15	536472	00221-000312
102	130020	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台R15-20	536444	00221-000312
103	130021	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rソフト15-20	536454	00221-000312
104	130022	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニ15-20	536464	00221-000312
105	130023	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rミニソフト15-20	536474	00221-000312
106	130024	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台R17.5-25	536448	00221-000312
107	130025	アロン化成(株)	ステンレス製浴槽台Rソフト17.5-25	536458	00221-000312
108	130026	アロン化成(株)	高さ調節付浴槽台R標準	536484	00221-000326
109	130027	アロン化成(株)	高さ調節付浴槽台R標準ソフト	536486	00221-000326
110	130028	アロン化成(株)	高さ調節付浴槽台Rミニ	536480	00221-000326
111	130029	アロン化成(株)	高さ調節付浴槽台Rミニソフト	536482	00221-000326
112	133030	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 2モーターベッド/ショートタイプ(木H/F仕様)	P100-22AA1	00631-000193
113	133031	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 3モーターベッド/ショートタイプ(木H/F仕様)	P100-32AA1	00631-000199
114	133032	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 1モーターベッド/ショートタイプ(樹脂H/H仕様)	P100-12BD2	00631-000189

115	133033	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 2モーターベッド/ショートタイプ(樹脂H/H仕様)	P100-22BD2	00631-000195
116	133034	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 3モーターベッド/ショートタイプ(樹脂H/H仕様)	P100-32BD2	00631-000201
117	133035	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 1モーターベッド/レギュラータイプ(木宮付H/F仕様)	P100-11AB1	00631-000185
118	133036	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 2モーターベッド/レギュラータイプ(木宮付H/F仕様)	P100-21AB1	00631-000191
119	133037	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 3モーターベッド/レギュラータイプ(木宮付H/F仕様)	P100-31AB1	00631-000197
120	130038	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R245SL	00532-000018
121	130039	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R205SL	00532-000019
122	130040	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R165SL	00532-000020
123	130041	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R125SL	00532-000021
124	130042	住友ゴム工業(株)	ダンスロープライトスリム	R85SL	00532-000022
125	130043	(株)モルテン	トゥルースII	MTUT91M2	00054-000110
126	130044	(株)モルテン	トゥルースII	MTUT91M2	00054-000110
127	130045	(株)モルテン	トゥルースII	MTUT91M2	00054-000110
128	130046	(株)モルテン	トゥルースII	MTUT91M2	00054-000110
129	130047	(株)モルテン	トゥルースII	MTUT91M2	00054-000110
130	130048	(株)モルテン	トゥルースII	MTUT91M2	00054-000110
131	130049	(株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
132	130050	(株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
133	130051	(株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
134	130052	(株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
135	130053	(株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
136	130054	(株)モルテン	インプレス(レギュラーサイズ)	MMPR91WN	00054-000096
137	130055	日進医療器(株)	車いす	エコールチェアライト	00175-000313
138	140010	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP ノーマル	533550	00221-000219
139	140011	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP 補高スぺーサーなし	533554	00221-000340
140	140012	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP ソフト便座	533560	00221-000220
141	140013	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP 暖房便座	533570	00221-000221
142	140014	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP 快適脱臭	533580	00221-000222
143	140015	アロン化成(株)	ポータブルトイレFX-CP 暖房・快適脱臭	533590	00221-000223

144	140016	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 1モーターベッド/ショートタイプ(木 H/F仕様)	P100-12AA1	00631-000187
145	140017	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 1モーターベッド/ショートタイプ(木宮付 H/F仕様)	P100-12AB1	00631-000188
146	140018	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 2モーターベッド/ショートタイプ(木宮付 H/F仕様)	P100-22AB1	00631-000194
147	140019	(株)プラッツ	在宅介護用 ミオレット・フォーユー 3モーターベッド/ショートタイプ(木宮付 H/F仕様)	P100-32AB1	00631-000200
148	140020	パラマウントベッド(株)	T50シリーズ車椅子 自走用	KK-T500HB	00170-000615
149	140021	パラマウントベッド(株)	T51シリーズ車椅子 自走用	KK-T510MB	00170-000617
150	140022	パラマウントベッド(株)	T54シリーズ車椅子 自走用	KK-T540MA	00170-000624
151	140023	パラマウントベッド(株)	T54シリーズ車椅子 介助用	KK-T545MA	00170-000644
152	140024	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7100	00170-000768
153	140025	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7102	00170-000770
154	140026	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7103	00170-000771
155	140027	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7110	00170-000768
156	140028	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7112	00170-000770
157	140029	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7113	00170-000771
158	140030	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7200	00170-000776
159	140031	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7202	00170-000778
160	140032	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7203	00170-000779
161	140033	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7210	00170-000776
162	140034	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7212	00170-000778
163	140035	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7213	00170-000779
164	140036	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7300	00170-000784
165	140037	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7302	00170-000786
166	140038	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7303	00170-000787
167	140039	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7310	00170-000784
168	140040	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7312	00170-000786
169	140041	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7313	00170-000787
170	140042	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7100	00170-000768
171	140043	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7102	00170-000770
172	140044	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7103	00170-000771

173	140045	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7110	00170-000768
174	140046	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7112	00170-000770
175	140047	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:1モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7113	00170-000771
176	140048	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7200	00170-000776
177	140049	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7202	00170-000778
178	140050	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7203	00170-000779
179	140051	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7210	00170-000776
180	140052	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7212	00170-000778
181	140053	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:2モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7213	00170-000779
182	140054	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (樹脂製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7300	00170-000784
183	140055	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボード・83cm・ミニ)	KQ-7302	00170-000786
184	140056	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・ミニ)	KQ-7303	00170-000787
185	140057	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (樹脂製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7310	00170-000784
186	140058	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボード・83cm・レギュラー)	KQ-7312	00170-000786
187	140059	パラマウントベッド(株)	楽匠Z:3モーション (木製ボードハイタイプ・83cm・レギュラー)	KQ-7313	00170-000787
188	140060	日進医療器(株)	車いす	NEO-1	00175-000322
189	140061	日進医療器(株)	車いす	NEO-2	00175-000323
190	150010	(株)島製作所	シンフォニー-EVO	EVO	00576-000036

平成 26 年度 福祉用具臨床的評価事業
事業報告書

平成 27 年 3 月 発行

発行者 厚生労働省老健局振興課

〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL 03-5253-1111 (代表)

この事業は、公益財団法人テクノエイド協会に委託して実施したものである。